

伊勢の神宮は申すも更なり、山城の加茂、石清水の如き、大和の春日社の如き、攝津の住吉社の如き、出雲の大社の如き、豊前の宇佐社の如き、筑前の香椎社、宗像社の如き、肥前の鏡社の如き、肥後の阿蘇社の如き、信濃の諏訪社の如き、下野の宇都宮の如き、尾張の熱田社の如き、駿河の福地社（富士神社なり。東鑑に據る。）伊豆の三島社、伊豆権現の如き、相模の箱根権現の如き、常陸の鹿島、香取の二社の如き皆是ならざるは無し。而して其神職なるものは多くは一定の氏族を以て之を承け、或は之を子孫に世襲し、儼然として一個の大なる俗權なりき。則ち香椎社の大宮司が世襲職にして宗像社の大宮司も亦其秩滿つるの後、氏中の長者を以て之に補するを例としたるが如し。朝野群載に據る。肥前鏡社の宮司は草野氏を以て相傳し、下野宇都宮の座主が世襲して宇都宮氏となりしが如き皆此例なり。神社佛閣の大地主たること此の如し。而して彼等は又他の大地主と均しく自ら兵力を養ひ、其土地に對する自己の利益を防衛したり。傳説に依れば延曆寺は嘗て三千の大衆を擧げて戰場に繰出したることあり。南都は嘗て諸寺を併せて七千の大衆を出し、白山は二千の大

衆を出し、乃ち法勝寺の如きすら猶ほ其所從眷族を數ふれば數百人に及ぶべかりしと云ふ。（平家物語、源平盛衰記）。其兵力の侮るべからざりしこと知るべきなり。而して此僧兵は自ら二種の別ありしもの、如し。一は則ち學生にして、所謂大衆なるもの是なり。二は則ち行人にして所謂堂衆なるものなり。當時の寺院を目撃したるもの、説く所に據れば堂衆と云ふは學生の所從なりける童わらわの法師となりたるもの、若しは僕隸の役を勤むる法師なり。而して此堂衆に加はりしもの、中には諸國の竊盜、強盜、山賊すらもありきと。（平家物語）。則ち知る、其始は學生のみなりし僧侶も、生存競争の必要より諸國無頼の徒を集めて別に堂衆なる一階級を作りて以て其爪牙とし、時勢更に一轉して學生、堂衆、共に兵を執るに至りしものなることを。蓋し日本の僧侶に關する歴史は日本人民の權利發達史として之を見れば極めて興味多きものなり。試に思へ門閥と性種の重んぜられ、高位達官の悉く貴種顯門に占領せられし時に於て、行基、玄昉、空海、最澄の徒は身を寒微に起して僧侶とな

り、其僧侶たる位置を利用して朝廷を動かし、其勢力の絶頂に達するや遂に僧道鏡の騒動を生じたるに非ずや。當時南都は獨り政治の都たりしのみならず、又寺院の都にして而して僧侶の宮中に於ける勢力は當時の貴種大族をして猶ほ且其前に蹲踞せざるを得ざらしめたり。桓武天皇は之が爲めに都を平安城に移し玉へり。僧侶は朝政に疎くなれり。學問は公卿の間に廣がりて、復た僧侶の獨占する所たらざるに至れり。彼等は佛事の外は直ちに政治に關係せざるものとなれり。一言にして曰へば政治家たり、事業家たる半面を有したりし奈良朝時代の僧侶は一變して寺院の壁内に立籠りて宗學の研鑽若しは宗制の創定に餘念なかりし平安朝初期の僧侶となれり。而も彼等は俗權と絶縁したるを悔ゆべき理由を有せざりき。何となれば彼等は朝廷の政治に關係せざりしかども、之と共に寺院の中に自己の政治を有し、寺院の中に其野心を満たすべきものを發見したればなり。則ち王法、佛法恰も車の兩輪の如く、王法に組織あり、機關あり、政治ありしが如く、佛法にも亦組織あり、機關あり、

政治あるに至りしを以て、彼等は直接俗世の政治に干渉せず、獨り佛家の内事を治むるも猶ほ其精力を用ひ盡すに足りしを以て彼等の英雄豪傑も之に安んずるを得たりしなり。既にして時勢は百歩を轉じたり。都は猶ほ門閥の天下にして藤原氏は猶ほ攝政、關白の威を誇りしと雖も、田舎は既に大地主にして軍人たる大名のものとなれり。神社佛閣も亦大地主となれり。是に於て乎門閥の恩惠に浴する能はず、大地主の家子郎等たるに甘んずる能はざる天下無頼不逞の徒、所謂竊盜、強盜、山賊、海賊の徒は相率ゐて僧寺に投じ、其勢力を加へたり。所謂堂衆は則ち是にして學生も亦自ら其氣風に化せらるゝに至れり。彼等は其品質より云へば當時の人倫に在りて固より賤しきものなりき。されど彼等は人民の最も強健なる部分なり。彼等は上、王公を知らず、傍、牧伯を恐れず、其獨自一己を保全せんと欲するものなり。此點に於て彼等は東洋の歴史に現出したる民政的精神の萌芽なり。彼等は固より一個の組織體なり。彼等は自己を支配すべき彼等自身の政治を有す。彼等は座主、長吏に

は法親王、若しは攝關家の子弟を奉じ、別當、執行の類には多く貴族を仰て其任に就かしめたり。されど彼等が和戦を決するの態度は全く共和的なりき。例へば三井寺の敵と戦はんとするや先づ貝鐘を鳴らして大衆の會議を催し其牒狀には多く大衆等と署す。延暦寺の敵に向つて進撃するや、數千の大衆、尤もと同するに依りて其勢力を加へ、大衆の評議區々たるときは其勢力を減す。事の決すべからざるものあれば必ず大衆の會議に待ちて之を定む。是れ何ぞ希臘の民會に殊ならんや。南都、北嶺、共に其有力なる僧は各一坊を占め、各弟子同宿を有し各坊相集りて事を議するの狀は之を一種の聯合會議と目すべし。此點に於ても彼等は希臘の民會が其實各氏各姓の聯合會議なりしに類す。是豈今を去ること八百年前の日本にも早く既に民政的精神の發現したるものに非ずや。蓋し僧侶が後の時代に於て竟に其兵力を失ひ、全く武人に屈服するに至りたるは、節制なく、統一なく、紛議と矛盾とに富みて、事に適する敏活なる行動に乏しかりし、此早熟なる共和的氣質に依れるは勿論なり

と雖も、而も彼等が武士よりも早く、其の精悍の氣象、不羈の舉動を以て當時の中央政府を震撼せしめたるものも亦實に是に因るなり。斯の如くにして僧侶、神人は神社、佛閣の内に衣食し、其の兵力の大なるを頼み、天下到る處に横行せり。以上平家物語、源平盛衰記、愚管鈔、百鍊鈔等を參取す。學生、堂衆の別は延暦寺獨り之を有せしのみならず、平家物語、源平盛衰記に依れば三井寺も亦之を有せり。高野山には徳川時代に至るまで僧侶に學侶、行人の別ありしも、此區別の獨り延暦寺に止まらざりしを見るに足る。されば彼等の領地は恰も一個の半獨立國の如く、之を治むる特殊の官職あり。其政廳は攝關大臣家の其領地を治むるものに倣ひ政所（源平盛衰記）、若しは公文職等と稱したるものあり。（東鑑）。或は檢校職と云ひ、或は追捕使と云ひ、或は別當、執行と云ふ。其名素より同じからずと雖も、神社佛閣に屬する領地が儼然たる自治の一體にして自己の政治機關を有し、他人の干渉を待たざるに至ては則ち一なり。さればたとへば罪人ありて官吏之を追捕せんとするも、彼若し遁れて寺社領に入れば容易く手を下すを得ず。必ず先づ其政廳に通知して、其明諾、若しは默許を得ざるべからず。勿論兵力微弱なる神社佛閣に在りては官吏若しは武

人に對捍し得る程に強硬ならざりしと雖も、而も南都北嶺の如きに至ては必ず故なく他人の足跡を容れず、以て其自治の領分たる威嚴を墜すこと無かりき。乃ち地方の寺社と雖も、其他人の進入を禁じたる地を犯さるゝが如きことあれば國司目代の威を以てすと雖も直ちに之れに對抗し、弓箭刀杖を帯びて射合ひ、切合に及ぶこと決して稀有の例に非ず（平家物語、源平盛衰記）否なるものと雖も、或は結界の地と稱し、或は清淨の地と稱し、信心を利用して他人の往來通行をさへ止むるものあり。恰も是れ日本全國幾多の小獨立國を植ゑたるが如し。加之寺院は所謂本寺末寺の關係に依りて一種の攻守同盟を組織す。信濃の善光寺が三井寺の末寺たり。山城の清水寺、大和の吉野寺が興福寺の末寺たり。加賀の白山が延曆寺の末寺たりと云ふが如し。寺院は又本地垂跡の教理ありしより神佛の混合したることに依り、神社と相連結す。斯くて一旦事あり共同防衛、共同攻撃の必要を見る時は則ち本末相合し、僧侶神人相合して戰場に赴く。其勢、常山の蛇が首尾悉く動くもの、如し。

是豈驚くべく、恐るべきの勢力に非ずや。されど彼等の驚くべく、恐るべき勢力たるは獨り之に止まらざるなり。彼等は貴人の氏寺たるを、若しは貴人に師壇の契あるに依りて之に結び、其門閥の威を假りて民衆を威嚇し、殊に皇室との關係に至りては、佛法、王法は牛角なり、並び榮へ、並び衰ふべきものなりと稱し、法親王を乞ふて座主、長吏とし、院と主上の行幸を要請し、國民の勤王心を利用して私門の光榮となせり。彼等が其勢力を養ふの術、至らざるなく、盡さざるなしと謂ふべし。且夫れ智識の乏しく、想像力の盛にして神佛に對する信仰の甚だ猛烈なりし當時に於ては彼等は殆んど人間の運命を制し得るもの、如く恐怖せられしを以て、其兵力を有する大地主たりし物質的の勢力は、其精神界に於ける威力と共に活動し、國政、朝議も、彼等に對しては所謂はれ物にさはるが如き態度を以て、之を度外に置くの已むを得ざるを認むること數ばなりき。乃ち延曆寺の訴訟の如きは往々朝廷をして罪なき顯官をさへ貶黜して以て僧侶の鬱憤を慰めざるを得ざらしめたり。白

河法皇の萬機盡く宸裁に出で善く數百年の積弊たりし相門の專權を抑へたまひしに關はらず、大江匡房が山門の大衆、日吉の神輿を陣頭に振り奉りて訴訟を致さば、君は如何が御計ひ候べきと問ひ參らせしに、天皇も亦げにも山門の訴訟はもだし難しと仰せられき。所謂加茂川の水、雙六の骸、山法師、これは我心にかなはぬものなりとは天皇の御述懐にして、延暦寺の衆徒が日吉の神輿を奉じて山を下り來る時は中央政府は常に一方ならぬ迷惑を感ぜざるを得ざりしなり。(平家物語、源平盛衰記)。延暦寺の威力、此の如し。興福寺も亦之に似たり。奈良法師が春日の神木を奉じて都に入り來る時は其朝廷を恐怖せしめたること決して延暦寺の暴威に譲らざりしなり。左表は則ち道長の死後より保元の亂に至るまでの百三十年間に於ける南都北嶺及び其他の僧侶神人が都鄙の間に蠢動したる状態を察すべきものなり。

長元元年(一〇二八年)

十月十三日、金峰山の僧百餘、陽明門に詣り、大和守藤原保昌の苛政を訴ふ。

長曆三年(一〇三九年)

二月十八日延暦寺の僧徒、朝廷將に園城寺の僧明尊を以て座主となさんとするを聞き、關白頼通の第に至りて之を訴ふるもの三千餘人、門を守りて去らず、兵士をして之を驅らしめ首惡を捕へて獄に下す。

三月十六日延暦寺の僧、賀陽院を火す、索捕して獄に下す。

長久元年(一〇四〇年)

十月二十一日宇佐の神人蹕を犯して上訴す。

承保元年(一〇七四年)

六月九日、延暦寺僧徒、衆を率ゐて園城寺の堂宇を焚く。

同 二年(一〇七五年)

二月、延暦寺の僧、園城寺の僧と戒壇を建つることを争ふて相闘ふ。

承曆三年(一〇七九年)

六月二日、延暦寺の僧數百人、甲を搦し兵を執り、感神院に入り、祇園別當の讓補の事を訴ふ。敕して諸衛の檢非違使等をして之を拒て山に還らしむ。

永保元年(一〇八一年)

三月五日、興福寺の僧數千人、多武峰に入り、民家三百餘區を焼く、多武峰の僧大織冠の像を負ふて逃匿し僅に免る。因て興福寺の別當公範を罷め、首惡を逮捕し、獄に繋ぐ。四月十五日、園城寺の僧徒、兵數百を率ゐ、日吉の祭の使を凌辱し、祭事を遂げしめず。二十八日延暦寺の僧徒兵を率ゐて園城寺に赴く。園城寺の僧徒出で、之を拒ぐ。兵數千あり。陣を列して未だ戦はず。晩に及んで延暦寺の僧徒引去る。六月五日使を遣はし、日吉の祭を修す。園城寺僧徒兵を率ゐて之を邀へ使事を妨げんとす。同九日延暦寺の僧數千、園城寺に入り堂社房宇二千餘區を焼く。同十八日使を園城寺に遣はして檢察す。八月朔、園城寺僧數千將に延暦寺を焼かんとす。檢非違使に敕して之を禁す。同六日、使を遣はし日吉の社に奉幣す。山僧官使を園城寺の僧なりと誤認し、邀へて之を射る、官使禮を畢る能はず、僅に免れて還る。同二十日、延暦寺園城寺に敕して僧徒の兇魁を捕へしむ。九月十三日、園城寺の僧三百ばかり、夜に乗じて延暦寺を攻む、延暦寺の僧撃て之を殲す。同十四日、檢非違使に敕し武士を率ゐて禁内を警衛せしむ。又檢非違使及び前下野守源義家を園城寺に遣はし兇徒を逮捕せしむ。同十五日延暦寺の僧徒、園城寺を焼く。同二十日九社に奉幣して僧徒の擾亂を告ぐ。是より先き園城寺の凶魁、走りて牛尾山を保つ、同二十四日前陸奥守源賴俊を遣して之を捕ふ。十月十四日天皇石清水の宮に詣り、源義家、源義綱に敕して乘輿に扈從し、以て僧徒に備へしむ。

### 永保二年(一〇八二年)

十月十七日、熊野僧徒三百餘人、神輿を奉じて京師に至り、尾張の人其徒を殺すを訴ふ。

### 寛治六年(一〇九二年)

三月六日、興福寺の僧、山城國相樂郡賀茂の邑人と相惡し、其邑二百餘戸を焼く。九月二十八日、延暦寺の訴を以て左少辨兼加賀守藤原爲房を貶して阿波權守となし、宮内少輔高階仲實を安藝に流す。

### 同 七年(一〇九三年)

八月六日、延暦寺僧徒數千、座主良眞を攻め、其宅を壞る。同十九日、良眞兵數百を率ゐて東塔の房舎を毀ち、將に西塔に及ばんとす。西塔横川の僧徒撃て之を走らし、遂に良眞の弟子の房舎を毀ち、坂下の民家八十餘戸を焚く。同二十六日、興福寺の僧徒數千、神木を奉じて京に入り、近江守高階爲家が蒲生郡市莊の神人を侵掠するを訴ふ。同二十日爲家を土佐に流し、縁坐の者任を解き贖銅せしむる差あり。十一月三日、興福寺の僧徒、金峯山の僧と闘ふ。同二十一日再び闘ふ。

### 嘉保元年(一〇九四年)

六月五日、非常の赦あり。但し安樂寺、彌勒寺、彦山(共に九州に在り)の闘亂者は赦の限にあらず。

### 同 二年(一〇九五年)

十月二十四日、延暦寺の僧徒、神輿を奉じて闕に詣り、美濃守源義綱其徒を殺すを訴ふ。中務丞源頼治之を拒ぎ神人を射殺す。十一月僧徒、神輿を中堂に奉じ、五壇の法を修し、國家を詛ふ。敕して神輿を

奉じ山に還らしむ。

### 康和五年(一一〇三年)

三月二十六日、興福寺の僧徒、春日の神木を奉じて京に入り、講師信永、淇秀を罷めんことを訴ふ。

### 長治二年(一一〇五年)

正月朔、延暦寺の僧徒數千、祇園の神輿を奉じ関に詣り、園城寺の僧證觀を訴ふ。同日、敕して僧徒の請ふ所を許す。僧徒神輿を奉じて還る。六月十五日、御靈會に、檢非違使中原範政の兵士、祇園神人と闘ふ。神人関に詣り之を訴ふ。八月二十三日、是より先き太宰權帥藤原季仲、石清水別當光清と園門神の輿を射、日吉神人を殺す、是日延暦寺の僧徒、日吉神人、陽明門に詣りて之を訴ふ。十月朔、日吉、祇園神人、延暦寺僧徒、神輿を奉じて又陽明門に詣り、速に季仲、範政、光清等の罪を斷ぜんと請ふ。石清水の神人は待賢門に詣り、光清を宥さんと請ふ。十一月朔、仲季の官を奪ひ、光清の職を罷め、僧徒に諭して山に還らしむ。同三日、光清の職を復し、範政の官を奪ふ。十二月二十八日、季仲を周防に流す。

### 嘉承元年(一一〇六年)

二月十七日、改めて季仲を常陸に流す。

### 同 二年(一一〇七年)

七月十二日、散位頼貞、香椎の神輿を射、神人を殺すに坐して佐渡に流さる。

### 天仁元年(一一〇八年)

三月二十三日、延暦寺、園城寺僧徒數千、東寺の僧が尊勝寺の灌頂阿闍梨たるを訴ふ。四月朔、延暦寺の僧徒數千、甲を搦し、日吉の神輿を奉じて京に入る。敕して檢非違使及源平兵士數萬を發して之を禦がしむ。同日、法皇使を遣はし之を諭す。僧徒神輿を奉じて山に還る。九月十日、興福寺の僧徒、多武峯に登り堂塔民舍を焼く。

### 天永二年(一一一一年)

九月三日、興福寺の僧、東大寺の僧と闘ふ。同四日興福寺の僧、東大寺の民戸を焼く。九月十五日、是より先き清水の神人、加茂の神人と闘ふを以て放生會を修すること例の如くする能はず、此日之を修す。

### 永久元年(一一一三年)

三月二十日、興福寺の僧徒五千、春日の神木を奉じ勸學院に抵り佛師圓勢が清水寺の別當に補するを訴ふ。同二十二日、敕して僧永縁を以て別當とし、僧徒に諭して寺に還らしむ。四月朔、延暦寺の僧徒二千餘、清水寺の堂宇を毀ち、祇園、北野の神輿を奉じ、大炊殿に詣り、興福寺の僧徒、祇園神人を凌辱せしを訴ふ、檢非違使源光國、平正盛、左衛門尉源爲義を遣はし、兵を率ゐて之を禦がしむ。白河法皇僧徒を諭して山に還らしむ。是より二寺仇視し、將に兵を構へて相攻めんとす。京師騷擾す。同十二日

二寺に教して之を和解す。僧徒詔を奉ぜず。同二十五日、春日、大原野、吉田に奉幣し、同二十七日石清水に奉幣し、竝に僧徒の鬨亂を弭めんことを禱る。同晦、興福寺の僧數千、將に延曆寺を攻めんとす。檢非違使平正盛、平忠盛、源重時を宇治に遣はして之を邀へ、栗前山に戦て之を走らす。檢非違使源光國。左衛門尉平盛重を西坂下に遣はし延曆寺の僧徒を邀へしめしに僧徒既に入京して祇園に屯す。五朔、僧徒山に還る。

### 永久二年(一一一四年)

七月六日、延曆寺に院宣して僧徒の兵仗を帯ぶるを禁ず。

### 保安元年(一一二〇年)

四月、園城寺、延曆寺と大津の地界を争ひ、日吉の鳥居を毀つ、白河法皇公卿をして其曲直を議せしめ、僧徒に諭して鳥居を建てしむ。八月二十三日、興福寺の僧徒、春日の神人、神木を奉じ勸學院に抵り、和泉守雅隆が神人を凌辱するを訴ふ。法皇勅して雅隆を罷め、僧徒を諭して寺に還らしむ。

### 同二年(一一二一年)

五月二十七日延曆寺の僧徒、觀音院、一乗寺を焼く。閏五月三日、又園城寺を焼く。堂宇蕩盡す。七月十八日、延曆寺の僧徒、日吉の神輿を奉じ、入京し、越前守平忠盛神人を殺すを訴ふ。兵を遣して之を邀ふ。僧徒、神輿を棄て祇園に據る。忠盛及び左衛門尉源爲義撃て之を走らせ、神輿を赤山に送る。

### 大治二年(一一二七年)

十月十二日、是より先き賀茂神人、石清水の神人と鬨ふ。是日賀茂に奉幣し、神人の罪を斷することを告ぐ。

### 同四年(一一二九年)

十一月十二日、鳥羽上皇、佛師長圓を以て興福寺大佛師となす。興福寺の僧徒、長圓を奈良坂に毆て之を傷く、檢非違使を遣はし首惡の僧徒を捕ふ。

### 長承二年(一一三三年)

六月二十一日、延曆寺西塔の學徒、中堂の衆と鬨ふ。同二十三日、教して檢非違使を坂本に遣し、僧徒の首惡を捕ふ。

### 保延三年(一一三七年)

二月十日、興福寺の僧徒七千餘、春日の神木を奉じ、勸學院に入り、僧定海が權僧正支覺に超へて僧正に任ぜしを訴ふ。兵士をして禁内院中を警衛せしむ。同十一日僧正定海を罷め支覺を以て僧正となす。

### 同四年(一一三八年)

六月二日、園城寺の僧徒、別當禪仁の房を焼く。禪仁兵を發して鬨争す。



## 保延五年(一一三九年)

十一月九日、興福寺の僧徒、別當隆覺と闘ふ。十二月二日檢非違使を遣し、隆覺の黨與を捕ふ。  
 閏五月五日、大山、香椎、箱崎等(共に九州に在り)の僧侶神人太宰府數十家を焼く。同二十五日延暦寺の僧徒、園城寺の僧徒と闘ひ、園城寺を焼く。

## 康治元年(一一四二年)

三月十六日、園城寺の僧徒、延暦寺の堂坊を焼く、延暦寺の僧徒撃て之を卻く。同十七日延暦寺の僧徒大津の民家を焼く、園城寺の僧徒之を拒ぐ、殺傷頗る多し。

## 久安元年(一一四五年)

三月、興福寺の僧、東大寺の僧と闘ひ坊舎を焼く。七月二十六日、興福寺の僧徒金峰山を攻む。金峰山の僧徒拒て之を破る。九月十三日、興福寺の僧徒、又金峰山を攻む。

## 同 二年(一一四六年)

三月園城寺の僧、延暦寺の僧坊を焼く。

## 同 三年(一一四七年)

四月七日、延暦寺の僧綱、鳥羽法皇の宮に至り、誠前國白山を領せんと請ふ、省せず、同十四日法皇兵を東河に輝かし延暦寺の僧徒に備ふ。五月四日法皇勅して白山を以て延暦寺に屬す。六月十五日備前守

## 同 四年(一一四八年)

平忠盛の從者、祇園の神人と闘ひ、矢、神殿に注ぐ、同二十八日、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京に入り、平忠盛父子を訴ふ、法皇之を諭す、僧徒乃ち還る。七月二十四日法皇公卿に勅して平忠盛の罪を議す。八月十二日延暦寺の僧徒、平忠盛父子を以て流刑に處せんと欲し、座主行支の其事を力請せざるを怒りて之を逐ひ遂に其房を毀つ。十月十七日法皇延暦寺所司に命じて兵を率ゐて僧徒の首惡を捕へしむ。僧徒之を拒み、其器械を焚き、所司の坊を毀つ。同晦、法皇延暦寺の僧綱に勅して行支を迎へしむ。

六月二十六日、興福寺の僧徒將に京に入りて事を訴へんとす。法皇兵を遣はして之を宇治川に拒ぐ。同二十七日、法皇前太政大臣忠實をして僧徒を諭さしむ、僧徒寺に還る。

## 同 六年(一一五〇年)

八月五日、興福寺僧徒數千、春日の神人二百餘、神木を奉じて京師に入り、勸學院に入り別當の久しく闕たるを訴ふ。檢非違使源光保に勅して兵を率ゐて禁門を警衛せしむ。左衛門尉源頼賢、法皇の宮を護す。檢非違使平家弘、崇徳上皇の宮を護す。同十日僧徒神木を勸學院に委して還る。同十六日、僧隆覺を以て興福寺の別當と爲す。同二十一日春日の神木、社に還る。

## 仁平三年(一一五三年)

六月六日、左大臣藤原頼長、兵を賀茂に遣し、南都の僧支忠を捕ふ。

### 久壽二年(一一五五年)

五月十五日、左衛門尉源頼賢春日神人の訴を以て官を奪はる。

彼等は其領地の爲に戦へり。其寺院の特權の爲めに他の競争者と戦へり。彼等は其僧侶神人の特別なる位置を維持せんが爲めに戦へり。彼等は其好まざる座主、長吏を其好む所のものに代へんが爲めに朝廷に讞訴せり。彼等は其利己的の目的を達せんが爲めには檢非違使と戦ひ、源平氏と敵たるを辭せざりき。されど彼等が純然たる政治問題に干渉せんが爲めに其兵力を用ひんとしたるは實に興福寺の僧徒が、忠實頼長に黨するものありしに始まる。是れ實に僧徒の兵力が政治問題を決すべき一要素たりし始なり。是時に當りて興福寺は藤原氏の氏寺にして、頼長は藤原氏の長者なり。頼長蓋し氏の長者の故を以て興福寺の僧を動かし、其兵力を政治上に用ひんとしたりしものなり。愚管抄、保元物語等の意を採る。斯の如くにして圓頂方袍の徒は昔の玄昉道鏡が爲

したりしとは頗る殊なれる手段を以て再び政治問題に干渉するに至らんとす。世運の既に大に變じたるを見るに足る。

### (七) 保元の亂。(二)

保元元年(一一五六年)七月二日鳥羽法皇崩す。(百鍊鈔)。同八日關白頼通、大納言伊通、春宮大夫實能參内し、此月十一日を以て頼長を肥前國に流すべき由を定む。頼長僧を東三條に籠めて秘法を行はせ内裏を呪咀するの疑あるを以てなり。保元物語及び異本を参照す。

同十日官使宣旨を宇治に齎らし大夫史師經、平忠正、源頼憲を召進すべき由を頼長に告ぐ。頼長、即時に召具して參るべき由答ふ。(保元物語)。此夜崇徳上皇田中殿より白河の前齋院御所へ御幸あり齋院の行啓と披露し玉ふ。尋いて其の北殿に移り玉ふ。保元物語、日は歴代皇記、一代要記に據る。同十一日新院、左大臣等謀叛の間ある間、曉、天皇東三條に渡御す。内裏は高松殿なりしが分内狭きを以て移る。官軍清盛、義朝等、前齋院御所

を襲ひ、新院の兵と合戦す。院方軍兵爲義以下程なく敗績す。上皇は馬に駕して遁れ出でたまふ。頼長も騎馬にて脱出せしが途中にて流矢に中る。(百鍊鈔)。此戦寅の刻に始まり辰の刻に終る。(保元物語)。官軍白河仙院(則ち前齋院御所を指す)を焼拂ふ。(百鍊鈔)。未の刻に義朝、清盛、内裏に歸參す。忠實は宇治に在りしが新院方敗軍と聞き、宇治橋を引かせ、頼長の子三人を伴ひて南都に落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同權寺主玄實、其兄加賀冠者源頼憲に命じ寺中の悪僧并に國人等を語らはせ、官軍を防ぐべし忠あらんものは不次の賞を行ふべしと令す。忠通の子忠信興福寺の別當たり。忠實怒を移して忠信を攻む。忠信京都に奔る。(保元物語)。同十二日上皇仁和寺に於て御出家あり。(一代要記)。頼長南都に如く、傷重し、途に在りて殆んど死す忠實又た納れず。(保元物語)。同十四日頼長創を病て薨す。大和國般若野五三味に葬る。同十四日、新院を仁和寺寛遍法印の房より讃岐國に配流し奉る。(百鍊鈔)。同二十九日爲義、忠正、家弘等斬首

せらる。是より先き、爲義民間に匿る。將さに關東に奔らんとす。病に罹りて果さず、道路も亦梗し、從者散亡す。乃ち剃髮染身の姿となり、諸子と分れて義朝に降る、是に至りて殺さる。(保元物語)。八月三日兼長、師長(共に頼長の子)教長(宰相中將新院の近習なり)等配流せらる。(百鍊鈔)。九月二日爲朝を伊豆大島に流す。(保元物語)。史上に名高き保元の亂を日記とすれば唯是の如くにして足る。戦争は僅に今の四時間に過ぎずして勝敗直ちに定まり、善後の處分又頗る果決の風あり、斯の如くにしてさしにも危険なりし後白河天皇の位置は恰も雲霧を開て晴天を見るが如く、復た何人も議する能はざる堅固のものとなりぬ。是れ實に信西入道ありて天皇の謀臣たりければなり。彼が天皇の爲に計るや真に遺算なかりき。彼は軍事は之を武人の指揮に一任して敢て之を掣肘すること無かりき。戦既に勝ちて、上皇方の四散せんとするや、彼は陽りて其配流すべき國々を定め之を公にしたり。爲義、忠正等の容易く降りしは是が爲めなり。既にして降人多く出でたり。信西乃ち嵯峨天

皇より數百年間行はれざりし死刑を斷行して彼等を宥す所なかりき。彼は之が爲に誹謗の中心となれり。而も朝廷は之が爲に其存在の基礎を堅くせり。彼は非常の事に當りて非常の政を施し善く人心を鎮壓したるものなり。(保元物語)。斯の如くにして賴長の時代が終ると共に信西の時代は來りぬ。彼は今年より平治元年(一一五九年)に至るまで四年間、心の儘に天下大小の事を申し行ひき。(平治物語)。其昔し才ありて世に用ひられざるを不平とし薙髮したる彼は今や日本政治の中樞に座して其蘊蓄したる經綸を行ふものとならんとす。運命の人を弄する又奇なるかな。(台記)。

(八) 保元の亂に於ける源平氏の位置。

保元の亂は天下の武士をして其向ふ所を定むるに苦しましめたり。何となれば是れ皇室に於ては二帝の御國争にして攝關家に於ては前關白が氏の長者と相合して當職

の關白を攻むるものなるが故に位地名分の上より云ふも其孰れに附くべきかを定むるは容易の業ならざればなり。保元物語に爲朝の義朝を射殺さざりし意中を序して曰く、弓矢取身我負ば汝を憑んなど約束して父子立別れてやおはすらんと。是れ善く當時の武士の去就に惑ひし狀を道破したるものなり。是されど各人に就て進退去就の迹を見るに又其徑路の略ぼ察し難きものなきに非ず。則ち爲義、賴賢の賴長に黨したるは彼等が常に忠實賴長の家に侍候して家臣の禮を執りしが爲ならん。(台記)。爲朝の父と共に新院に参りしはたましく九州より歸京しつゝありし時なりしを以て則ち父と共に馳せ参じたるものならん。彼が院方に於て最も善く戦ひたる勇士たりしに關はらず、其捕へらるゝに及んで死罪を免れたるは彼が新院に従軍したるは殆んど偶然の結果なりしが爲なるべし。保元物語には爲朝も誅せらるべかりしが、以前の時は合戦なれば力なし、事既に違期せり、いまだ御覽せられぬ者の體なり。日は末代に有難き勇士なり。暫命を助て遠流せらるべしと議定ありし、ば流罪に定まりぬとなり。されど信西の峻烈なる政治として此處分は寛に過ぐるに似たり。台記、保元物語等を通考するに爲朝の院方に参りしは單に父に従ひしものに過ぎず、預め賴長等の謀に興りしとは見へず。是れ其刑の輕かりし所以ならん歟。而して義朝が爲義の長子を以てして其父の爲す所に反し院に参らずして内裏に参りしは此父子の間は日頃仲善からざりしが爲なり。

(愚管鈔)。是より先き久壽二年(一一五五年)八月十九日、義朝の長子義平は十五歳の少年を以て叔父春宮帶刀源義賢と武藏國大藏に戦ひ、之を殺したり(百鍊鈔)。義賢は爲義の第二子にして其年齢蓋し義朝と相近し。(尊卑分脈)。義賢嘗て頼賢を以て養子とす。頼賢則ち信濃國に下向し義賢の爲めに仇を報せんとし遂に院の御莊を侵す。鳥羽法皇因て義朝に命じて信濃國に下向し之を討たしむ。(台記)。當時の記録今日に残存するもの甚だ乏しきが故に其事の始終を詳にする能はずと雖も、爲義は義朝の子が義賢を殺したるを惡み、頼賢に左袒したるものなるべく、義朝が院の御莊を保護せんが爲に院宣を蒙りて信濃に下向したるを見れば鳥羽法皇の義朝を頼ませたまふこと保元の時に始まらず、其由來久しと謂つべし。斯くて爲義は頼賢を助け、義朝は爲義、頼賢と相惡しく、父子兄弟自ら相分かれたるものなるべく歟。義家の晩年に於て兄弟叔姪相争ひて源氏の運命を弱からしめたる事情は此にも再現して再び源氏を弱からしめたるものなり。

義賢の子義仲の母は遊女なりと神皇正統記に見ゆ。當時の慣習に依れば母性賤しきものは父の家を嗣ぐを得べからず。

義賢の頼賢と父子の契約をなしたる其故あるべきなり。平氏も亦清盛、其叔父忠正と相惡しかりしかば忠正は院に参りしに、清盛は内裏に参りたり。(保元物語)。清盛の繼母(則ち頼盛の實母)は重仁親王の乳母たりしかども、清盛は頼盛と不快なりしが爲に院に赴くことをせず、内裏に参れり。而して頼盛も亦上皇の敗軍を預期したりしかば兄に従つて内裏に参りき。(参取保元物語、愚管鈔)。加之清盛は頼長に同情すべき理由を有せざりき。そは平氏は家を院政時代に起し、清盛の父忠盛は特に鳥羽法皇の寵遇を蒙りしものなるを以て彼れが法皇の御遺誡に従つて當帝の御味方し奉るべきは自然の數なればなり。且頼長の自ら記したる日記に依るも清盛は爲義父子の如く、忠實、頼長に仕へて常に其門下に伺候したるものに非りしのみならず、清盛は嘗て頼長に恨あるものなり。則ち久安三年(一一四七年)に於て忠盛、清盛の從者が祇園神人と闘ひしより事起り、山門の訴訟となり、忠盛父子を對すべしとの評議ありしとき、崇徳上皇は無事を取計はんとしたまひしに

是れ忠盛の室は重仁親王の乳母たりしか爲めならん。

頼長は上皇より手詔を賜はり

しにも關はらず、私事に於て何事も仰に背くべからずと雖も、かゝる大事は理を枉ぐべからずとて、嚴に典刑を正すべしと主張したること是なり。清盛の賴長に往かずして内裏に赴きたるもの、恩讎眞に分明なりと謂ふべきなり。(台記)。斯くて源平氏は二帝の御位争ひなる此政治的大問題の活劇に於て始めて其兵力を以て重要なる部分を演じたり。是れ實に彼等が武士の棟梁たる位置より一轉して政治家たる位置に移らんする最初の分岐點なりき。

## 第七章

### 文學の興隆及び信仰の變化。

#### (一) 時代精神の變化。

我等は既に保元の亂を過ぎて將さに平治の亂に移らんとす。我等をして請ふ少しく眼を思想界に轉じて戰亂の因て來る所、又實に精神的原因あるを學ばしめよ。人若し山中を歩み、此所に一木を見、彼所に一草を検する間に、彼此の草木自ら共通の點あるを知りて是れ其の植物帶を同ふするものたるを知らば彼は植物學の鍵を捉みたるものなり。史學も亦此の如し。或時代の人物は其性情行徑、各千差萬別なるは猶ほ其面の異なるが如しと雖も、而も之を通じて同一の傾向あるを發見し、其原因を尋ね得たる時は是れ既に時代を解するものなり。未だ時代を解せずして人物を論ずべ

からず。未だ人物を解せずして歴史を論ずべからず。是れ史家の鍵は實に時代を解するに在るなり。我讀者は既に藤原賴長が如何なる人物なる乎を學べり。彼は多くの短所を有せり。されど彼は昔の公卿が有せざりし一の長所を有す。他なし、彼が非常の讀書家にして且學問を經世實用の具たらしめんとしたることは是なり。(台記)而して彼と同時に藤原通憲(則ち入道信西の事なり)なるものありき。彼も亦非常の讀書家にして、且其學問を經世實用の具たらしめたるものなり。平治物語 愚管鈔賴長より若きと二十二歳にして大江廣元と云ふものありき。彼は通憲の如く儒門に生れり。彼も其學問を以て經世實用の具に供せんとしたるものなり。(東鑑)。賴長より長する四歳にして清原賴業と云ふものありき。彼も亦儒家に生れて經世實用の學に志ありしものなり。(玉海)。彼は嘗て禮記を讀み、中庸を表出し、本經に據りて解を爲し舊註を取らざりき。(康富記)。同時に藤原爲業と云ふものありき。一種の體を創して歴史を作り世繼物語と云ひき。(仁和寺書籍目錄)。賴業より長する四歳にして僧

西行ありき。彼は武門の出身なりしに關はらず、僧となりて身を雲水に委し、和歌に於て自然の性情を歌へる新局面を開き日本文學史に一時期を劃したりき。(西行物語)。同時に僧源空なるものありき。彼は叡山に學び、當時の山僧が私闘と戦争と掠奪とに餘念なかりし間に於て、切に萬民を救濟すべき信仰を求め漸く新宗教を開くべき豫備をなしつゝありき。(元亨釋書)。此等の人物を各單獨なるものとし各別に之を批評したらんには我等は何ものをも學び得ること無かるべし。されど此等の風變りなる人物が共に同時代の産物にして、而して彼等に共通する點が從來の歴史、傳説、慣習に満足せず、別に新しき方角に向つて進まんとする傾向に在りしことに歸納し得たらんには我等は始めて當時の時代精神に觸れたるものなり。夫れ何の世、何の時に於ても、物質的の變化は常に精神的の變化に伴ふ。一代の人豪、其爲す所、常人思慮の外に出づるもの多きが如しと雖も詮じ來れば時代精神の彼の行爲を點粧したるものなり。然らば則ち我等は先づ久しく鎮靜したる人心が此に大に活動して

新しき方向に進みたる理由を尋ねざるべからず。

(二) 假名文學の進歩。

我等は先づ假名文學の進歩に就て注意せざるべからず。國字を以て總ての思想を現はし得べきの事實は蓋し源氏物語に至りて何人も否む能はざるものとなれり。紫式部が源氏物語を著はしたる時日は詳ならず。されど此物語の一たび出でしより都の士女は寫し傳へて各之を藏し、紫氏の名は是より遂に不朽のものとなりぬ。保元平治の頃に於ても宮廷に於て文學を語るものは必ず此物語を引くこと猶ほ必ず白氏文集を引くが如くなりしを見れば我等は此物語の當時の人心に及ぼせる勢力の必ず偉大なるものありしを知るなり。(今鏡)。此物語の内容は要するに宮廷と公卿との戀物語に過ぎざるのみ。人心の改革に寄與したる勢力としてかゝる内容は固より何等の價あるものに非るなり。されど其善く國文、國語を使用して時代の思想、感情を

現はしたる自由の手腕に至りては則ち日本思想史に一新時期を作るべき機會を與へたるものなりと云はざるべからず。何となれば是れ實に難解にして且貴族的なる漢文學の壓制より人心を解放するの地を爲したるものなればなり。此物語の世に出でし後も、當時の公文は大抵漢文を用ひたり。宣旨、院宣を始め公卿より武將に至るまでが其家人に令する所謂下文も亦多くは漢文を用ひたり。上書、若しは訴願に用ふる公文も亦漢文なり。諸卿の日記も亦所謂日記體と稱する漢文なりしと雖も、(參取續本朝文粹、朝野群載、東鑑等)、此物語が國字を以て漢文よりも善く人の思想を表はし得べきを表明したる事實は漢文の勢力に對して痛撃を與へたるものなり。爾りしより以來國文學は益す發達せり。尋て此物語と其才女の筆たることに依りて後世に並び稱せられし清少納言の枕の草紙も出で、(枕草紙)、藤原爲頼が世繼物語を著はすに至りて國文は獨り公卿の風流韻事を記し、其戀物語を記すの用に供せられしのみならず、遂に時代を記し、歴史を書き得るまでに進み來れり。(仁和寺書籍目錄)。思



ふに諸國に散在する地方の住人が國文學の進歩に依りて始めて指を時代の智識に染め、其無學なる心を警發せられたるもの少きに非るべし。何れの時代に於ても文學は一種の魔術なり。治者の階級は數ば此魔術を以て被治者の階級を抑壓す。人間に有用なる智識が漢文の化石中に籠められたる間は、日本の人心は遂に活動するを得ざりき。今や國文學の進歩は漢文學の壓制を破り都の貴族が獨占したる智識を地方の住人にまで分ち得るの機會を與へたり。是豈久しく眠りたる人心をして再び大に活動せしむべき一原因に非ずして何ぞや。

法然親鸞の傳道に用ひたる書簡は假名文なり。賴朝の書簡も亦假名文のものあり。保元平治物語、平家物語、源平盛衰記の類は假名文を骨骸とし、單語を日記體の漢文に採り和漢混合の新體を開きたるものなり。而して此等の物語が當時の武士の耽讀する所なりしは其往々武者詞を文章中に挿み、又武藝に關する専門の智識を載せたるに見るも明かなり。賴朝の室平政子は菅原爲長をして國文を以て貞觀

政要を譯せしめ政治を資くる用に供したりと云ふ。國文の發達が人心解放に功ありしこと疑ふべからず。

### (三) 地方豪族の發達。

我等は日本の思想史が一新時期を畫し來りたる他の理由として地方豪族の發達を擧げざるべからず。但し此に地方豪族と云ふは必ずしも地方の所謂住人(則ち武士)のみ指すに非ず、地方に在りて武士と同じく威權ありし僧侶神人をも併せ稱するなり。昔し郡縣の世に在りては地方は唯だ地方官の治むる所にして彼等は任に在る間のみ地方に住みたれども、任滿つれば則ち去て都に還りしを以て彼等の土地に對する愛惜の心は比較的薄かりき。されど今や時勢は一變せり。地方は傳説を有し、系圖を誇れる豪族の割據する所となり、大寺大社も亦莊園を有する俗權となりぬ。一言にして云へば昔の日本の權力を中央に集中したりしに反し今や地方も亦殆んど後世

の諸侯に比すべき大地主を生じたりしなり。而して此事實は都にのみ集まりたる文化をして自ら地方に散布せしむる原因をなすものならざるを得ず。且莊園の起りしと共に京都の貴族、各其莊園の利益を保護し、其領内の秩序を維持せんが爲に預職、代官の類をして都鄙の間を往來せしめたるを以て地方の人民は多く京師の消息を解するの機會を生じ従つて智識の分配を廣からしめたるが如し。以上台記、中右記等當時公卿の日記を見て其狀を詳にすべ特に地方の寺社が國司の手を離れたる半獨立の大地主となり、本寺末寺若しは其他の關係に依りて都の大寺大社と連結し、自ら一種の教育機關たる作用を爲せし一事に至りては當時の史を讀むもの、特に注意すべき所なり。大寶令時代の國學は此時に至りて既に殆んど亡びたり、大寶令時代に於て地方の宗教教育に従事すべく定められたる諸國の講師は既に有名無實のものとなれりと雖も半獨立にして、強き俗權を有する寺社は之に代りて更に有力なる教育機關となれり。たとへば釋源空は美作稻崗の人なり。彼は同郡の菩提寺に行き、其寺僧觀覺の弟子となりて習學せり。

釋榮西は備中吉備津宮の人なり。彼は十一歳の時、同郡安養寺の僧靜心に就て學べり。靜心は嘗て三井寺に遊學したるものなり。榮西は又伯耆大山に行き、其僧基好に就て密乘を學びたり。釋延朗は但馬養父郡の人なり。彼は同郡の比曾寺に往きて釋典を讀みたり。釋辨圓は駿河の藁科の人なり。彼は同郡の久能山に入りて台教を學べり。釋覺信は信濃神林の人なり。彼れは其地の神宮寺に就て書を讀みたり。釋覺鑑はは肥前の人なり。彼は其の郷里に在りしとき一比丘より紀伊の高野山に定尊阿闍梨と稱する密學に粹なるものあり、子其れ往て學べと勧められたり。釋高辯(世に云ふ)梅尾明慧上人(なり)は紀伊の人なり。彼は高野山の僧上覺に從て俱舍頌を讀めり。斯の如くにして地方の寺社は事實に於て其土地の教育機關となれり。(元亨釋書)。當時日本全國の寺社なるもの其數固より多し。而して地方に在りて有名なる寺社も亦少からざりき。則ち

九州に於ては

大隅の八幡社。肥後の阿蘇社。肥前の松浦社。鏡社。筑前の香椎社。高良社。宮崎社。宗像社。竈門社。安樂寺。觀世音寺。豊前の宇佐社。香春社。

山陰山陽二道に於ては

出雲の杵築社。伯耆の大山。安藝の嚴島社。備中の吉備津彦社。播磨の犬寺。南海道に於ては

讃岐の白峯寺。紀伊の熊野社。高野山。粉河寺。根來寺。

東山道に於ては

信濃の善光寺。諏訪社。下野の日光山。宇都宮。

東海道に於ては

尾張の熱田社。遠江の湖寺。岩屋寺。駿河の久能山。富士社。伊豆の走湯山。三島社。相模の箱根社。大山寺。高麗寺。鶴岡八幡宮。日向寺。武藏の淺草寺。鷺宮。太田庄にあり。久伊豆宮。大河戸御厨に在り。竹芝寺。下總の淨光寺。常陸の鹿島社。香取

社。

北陸道に於ては

越前の筒飯社。平泉寺。加賀の白山。

奥羽に於ては

中尊寺。毛越寺。

以上東鑑。元亨釋書。更科日記。平家物語。源平盛衰記等成るべく時代の近き書に就て有名なる寺社を摘録す。所謂二十二社、諸國一の宮等と雖も其名の諸書に見へざるものは載せず。則ち下野藥師寺の如き久しく東國の戒壇たりと雖も此例に従つて載せず。

の如き是なり。神社は直ちに教育の事に預らざるが如しと雖も、神社には必ず神宮寺なるものありて並立するを以て神社も亦佛寺と同じく當時の精神的教育に關かりたるものと見るべし。斯の如くにして地方の寺社は文庫を有し、學者を有し、師弟の關係を有し、自ら民間に智識を普及するの具となれり。而して地方の教育に満足せずして、更に大に學ばんとするものは必ず中央の大寺に學ぶ。源空が十五にして

郷を出で、延暦寺に至り、功德院の皇圃に投じて剃髮受戒し、三年にして台教に通じ、更に黒谷の睿空に從て密乘及び大乘律を學びしが如き、榮西が十九にして都に出で叡山の有辯に從て台教を學びしが如き、高辯が東大寺の聖詮に就て賢首宗を學びしが如き、延朗が園城寺の永澄に就て台教を學びしが如き是なり。(元亨釋書)。或は言はん是れ唯だ僧徒の教育のみ、地方住人の教育に關するものに非ずと。されど當時の地方住人は多く寺社と婚を通じたり。たとへば爲義の女が或は熊野別當の嫁となり、或は住吉神主に養はれたるが如し。(保元物語)。且當時の僧尼は武人の家庭に往來して其教育に干涉せり。例へば伊豆山に法音と稱する一生不犯の尼ありて、伊豆の豪族平時政の愛女政子の經師たりしが如し。(東鑑)。當時の俗人は多く經を誦するを以て功德となせり。乃ち源頼朝の如き英雄と雖も、其伊豆に蟄伏したる時に方りては毎日經を誦して怠ることなかりき。(東鑑)。女子の迷信強きものに至りては更に甚しく、自ら其信仰を語りて、

妾九つの時より月詣で(清水觀音に月詣せしなり)を始め十五になるまで月の十八日毎に三十卷の普門品を讀みたり、其年より毎月法華經三部、十九の年より日毎に此三十三體の聖容を寫し奉る。

と言ふものすらありき。(保元物語)。當時の宗教は此の如くにして善く俗人の家庭に滲入したり。然らば則ち莊園の制度ありしが爲めに地方に有力なる寺社を生じ、地方に有力なる土豪を生じたるは、今までは都の貴族の獨占に歸したりし智識の鍵を以て地方人士に與へたるものに非ずや。均しく學問なりと雖も、之を植ゆる人心の状態一變すれば、學問の性質も亦變化せざるを得ず。日本の學問は今や獨り都人士のものに非ずして、剛健朴訥なる地方人士も亦此恩惠に浴せんとす。當時の思想界が恰も春潮の勢を以て波瀾層々の狀を呈し來りたる亦宜ならずや。

(四) 航海術の發達。

我等は菅原道真論に於て當時の航海術が極めて幼稚なりしが爲めに遂に遣唐使を廢するに至りし事情を述べたりき。既にして二世紀は過ぎたり。而して此間に於て何等かの理由ありて我國の航海術は遽に長足の進歩を爲し、今や支那との往來も昔の如く難事ならざるに至りしを見る。我讀者は先づ此事實を明にせん爲めに當時九州地方に唐物と唐人の多かりしことを注意せざるべからず。則ち唐錦、唐綾絹羅、唐墨、唐席の如きは當時多く輸入せられて貴人の需用に供したり。(東鑑)。或人は又筑前より京上りする時、都の貴顯に贈らんが爲にとて在留の唐人より其貨物を借り、大刀十腰を質として其の承諾を得たりとの傳説あり。唐人の九州に住みて貿易を營みたるの察察すべきなり。(今昔物語集)。且つ彼等の日本に來り住めるものは獨り船頭及び貿易商のみならず、醫師、僧侶の如きものも亦海を越えて來るものあり、彼等の或ものは日本婦人と結婚するを厭はざりき。源平盛衰記に唐人の醫師、筑前今津に來り居りしことを記し、平家物語に那智に唐僧ありしことを記す。百鍊鈔に宋人周良史は父は宋人、母は我朝の女なりしことを記す。當時の唐船は四月五月を以て日本を解纜し、而

も海上多くは安全にして昔の遣唐使時代の如き患なかりしのみならず、(平家物語)、

日本人も亦支那に行くを以て容易なる業なりと信じつゝ、ありしが如し。愚管抄に平治の亂に信西都

を連れ出でし時の事を記し、信西の從者西光が此上は唯だ唐へ渡らせたまへ、具し參らせんと云ひたりとの事あり。釋榮西が再度の渡宋をなしたるも如き、實朝が渡宋を企てし如き、共に當時の人の支那渡航に關

する思想は遣唐使時代に比すれば頗る之を容易に見るの傾向ありしを見るに足るべきものなり。斯くの如くにして支那と日本との思想界は

昔に比すれば著しく接近し多くの漢書は新たに日本に輸入し來れり。百鍊鈔に藤原賴長が沙金を宋に贈り

て書籍を買ひしこと、清盛が始めて太平御覽を輸入したること、關白基房が唐本大般若經を春日社に寄附したることを記し、元亨釋書に榮西が天台新章疏三十餘部六十卷を得て歸朝したることを記す。當時

の航海術が何の故に此の如く進歩し來りしやは我等の未だ解し得ざる所なり。されど我等は何等かの理由に依りて極東に於ける當時の航海術が激進したるを知る。亞

比亞人が唐の末、宋の初より今の廣東附近に來りて貿易を開きたるは西洋史家の説く所なり。而して亞拉比亞人は始めて磁石を航海に用ひたるものなり。支那の航海術は思ふに磁石の應用を亞拉非亞人に學びたるに依りて激進し日本も亦隣國に伴ふ。而して此航海術の激進は支那と日本との距離を短くし、

從て日本の思想界を動搖せしめたるものゝ如し。

## (五) 印書の播布。

國文の發達と共に日本の人心を開發したる功を分つべきものは蓋し印書の術の漸く行はれて印刷したる書籍が容易く學生の手に落つるに至りしとならざるべからず。我國の史家は印刷術の發達に就て特別なる研究をなすもの稀なりしを以て今日と雖も印書の進歩に關する我國の歴史は猶ほ曖昧に屬するを免れずと雖も、而も其梗概は蓋し察し難からず。支那の印刷術が五代の時に於て始めて見るべき形をなし、宋に至りて書籍を印行すること漸く盛んなりしは今日に残存する古印書が五代以後のものに限り、唐以前のものに至りては殆んど之を見ること無きに依りて明かなり。徳宮蘇峰君の談話に依る。而して日本の印書術も亦支那の進歩に刺撃せられたるものなるが如く、支那よりは稍後れて始めて書を印して之を世に行ふものなりしに似たり。則ち藤原頼長の日記に依れば彼は康治二年(一一四三年)を以て禮記正義及び周易正義の摺本

を見たりと云ふ。摺本は即ち印書なり。思ふに宋商の齋らし來りたる貿易品なりしならん。彼れが仁平元年(一一五一年)沙金を宋商に與へて購ひ得たりしといへる書も亦恐くは印書なりしならん。(台記)斯の如くにして今の好事家の所謂宋板の書は次第に我國に入り來れり。總ての外國文明を容易に消化し得るの特性を有する日本人民にして何ぞ之に倣はずして已むべけんや。果然、日本は早くも自己の印書を見るに至れり。僧日蓮の記す所に依れば法然の選擇本願念佛集は、當時之を印刷して海内に廣むるものありしを以て元仁元年(一二二四年)延曆興福二寺の奏聞に依り、其印板を取上げ、延曆寺の大講堂に於て三世の佛恩を報ずる爲めなりと稱し、之を焼失せしめたりと云ふ。(立正安國論)。是れ頼長が宋板の禮記正義を見たりしより八十年後の事なりと雖も我等は撰擇集の如き書を印刷し得たる當時の伎倆に依りて保元平治の頃に於ても既に多くの摺本の日本人の手に依りて作られつゝありしを想像し得るなり。烏の羽が空氣あるを預定するが如く、書籍も亦之を讀むべき讀者の性

質を預定す、たとへば保元物語、源平盛衰記、平家物語等に「エツポに入る」ヤヲ  
 レ「モノモノシヤ」オメオメ「ヤニハ」マツサカサマ」等の關東語が挿入せられつ  
 つあるを見て、我等は其讀者の獨り都人士のみならず、地方の武士に及びたるべき  
 を知り、而して其讀者の範圍の廣かりしに依りて其書の必ず摺本となりて行はれし  
 ことあるを知るなり。斯の如くにして支那よりは比較的廉價なる印書を、交通機關  
 の發達を利用して多く輸入し、内地も亦寫本の時代より進んで摺本の時代に入らんと  
 し、今までは讀書を以て單に小數なる専門家の業、若しは都の貴族の娛樂に過ぎず  
 としたりしものが、一轉して地方豪族の嗜好を促すものたらんとす。人心何ぞ活動  
 せざるを得んや。夫れ何の世に於ても文學は一種の魔術なり。治者の階級は數ば此  
 魔術を以て被治者の階級を壓抑す。當時の都の貴顯は漢文を公文とし、他人に示す  
 ことを肯んせざる私記を以て權威ある典故とし、印刷術なき時代の價高き書籍を著  
 へ、僧侶と學者とを味方として最も善く其位置を維持したり。是れ彼等が公衆の心

理學を彼等の利益に應用したるものなり。何となれば如何なる英雄豪傑と雖も其知  
 らざるものに對しては不安と恐怖の念なきを得ざるを常とす、都の貴顯が自己の利  
 益に供したる漢文の公文書、何人にも見せざる秘書、國文學の發達せず印刷術の行  
 はれざるが爲に智識の鍵を獨占する小數の御用學者は當時の被治者に對しては恐ろ  
 しきもの、測り知るべからざる意義を有するものにして、而して此恐ろしきものな  
 りとする感情、測り知るべからざる意義を有するものなりとする假想は則ち被治者  
 をして容易に治者を侮らざらしむる所以なればなり。是れ猶ほ墻壁高く、庭樹茂り、  
 深沈の状を示せる家は之を訪ふものをして主人の尊きを思はしむるが如し。されど  
 學問の進歩は此魔術に痛撃を加ふるものならざるを得ず。そは是則ち學問の名を以  
 て被治者を畏嚇したる治者の鬼面を剝ぐの途を開くものに外ならざればなり。他年  
 京都の勢力全く地に落ち天下の權一轉して地方豪族のものとなりしもの實に此思想  
 の改革に原因す。然らば則ち頼長、信西、西行、頼業、廣元の如き風變りの人物を

生じたる時代思潮は併せて又清盛、賴朝の如き大膽なる政治的改革家を生じたるものなり。請ふ我等をして進んで之を説かしめよ。

## 第八章

### 平治の亂。

#### (一) 藤原通憲論。

後白河天皇の初政は事實に於て少納言入道信西の天下なりき。

平治物語に曰く少納言入道信西は後白河天皇の御

乳母紀伊の二位の夫たるに依り、保元元年より以來は天下の大小事を心の儘に行ふと。是れ善く事實を語れるものなり。彼は俗稱を藤原通憲と云ひ、大學頭

季綱には孫、加賀掾實兼には子にして長門守高階經敏の養子となりしものなり。(尊卑分脈)。彼は鳥羽崇徳近衛の三朝に仕へて正五位下に叙し、日向守に任じたり。(參取尊卑分脈、今鏡)。彼は當時に於て早く既に或人より天下無雙の才子なりと稱せられき。彼は當時に於て最も威權ありし藤原賴長の第に出入して其學問の師となり、傲岸にして誇學的なる賴長をして猶は其才を敬せざるを得ざらしめたり。(台記)。彼



は獨り儒生の専門とする經術に深かりしのみならず、又佛典と天文とに通じ、漢語をすら語るを得たりと稱せられき。(參取今鏡、平治物語)。されど彼は久しく自ら世に用ひられざるを慨し、天養元年(一一四五年)鳥羽法皇に哀願して權りに少納言となり、薙髮遁世して直に少納言入道圓空と稱し、後に信西と改めき。(台記)。斯くて彼は一旦全く志を當世に絶ちしもの、如くなりしも不思議なる運命は彼をして再び世に出でしめたり。後白河天皇の即位は則是なり。後白河天皇が未だ四宮と申して藩邸に在ませし時に於ては其御即位を期待すべき理由の甚だ乏しかりしは我等の既に述べし所なり。されば信西はたとひ其御乳父にして常に親み參らせしにもせよ、此宮に依りて青雲の志を達すべしなど、は彼も豫期せざりし所ならん。されど天皇は遂に位に即き玉へり。而して彼は其即位と共に衰龍の袖に隠れたる黒衣の宰相となり、天下の事を思ふ儘に執行ひき。史料の備はらざるが故に我等は天皇の御即位に關して彼が何等の部分を働かしやを詳にする能はずと雖も、美福門院と關白忠通とをして

鳥羽法皇の御諮問に答へて四宮を薦めしめたる背後には或る恐るべき手腕ありしなるべしと想はしむ。何となれば彼が後白河天皇の即位と共に直に天皇の深く信任する所となりし迹を見るも、彼が此陰謀に無關係なりしとは信じ難き所なればなり。以上全く著者の想像に出づ。 既にして待設けたる保元の亂は來りぬ。彼は恰も快刀を以て亂麻を斷つが如き手段を以て之に臨みたり。彼は賴長が長袖者流を以て兵事に容吻し武士の不快を買ひ兵機を過りたるに反し、「詩歌管絃は臣の家の翫ぶ所なりといへども、それ猶ほ昧し。況んや武藝の道に於てをや。」と稱し、兵事を以て一に武人に任じたり。(平治物語)。而して兵禍既に豫期の如く平ぎしに及んでは彼は弘仁元年(八一〇年)に藤原仲成を殺したる後殆ど三世紀半の間、全く行はれしことなき死刑をしかも諒闇の間に斷行し、藤原氏の長者とし威權を振ひたりし賴長の墓を發きて其屍を驗し、關白忠通と賴長の父たりし前關白の罪を責めて之を流罪に處せんとし、源氏の大將爲義を斬つて以て大に朝威を立てたりき。彼は之が爲めに殘忍の名を得たり。之が

爲に典故を破壊するの譏を蒙れり。されど彼は此の如くならずんば以て動搖し易き當時の人心に對して朝廷の重きを感じしむる能はずとしたりしなり。(參取保元物語、愚管鈔)。彼れは此點に於て早く既に來るべき次の時代を豫報するものなり。何となれば彼は此に先例故格に對して謀叛する端緒を開きたるものなればなり。されど彼が新時代の來れるを豫報する一人物たりしは獨り此に止まらざるなり。彼は又大臣政を執るの時代、全く去りて小臣權を弄するの時代來りしことを示すべき時期を標識する一人物として史家の最も注意すべきものなり。そは攝關家が兄弟叔姪を以て權を廟堂の上に争ひし時期は忠通頼長を以て終とし、爾後の攝關家は殆んど天下の事に關係なく、他の勢力に操らるゝ、傀儡たるに過ぎざるものとなり、而して之と共に宮中の權力は小臣に歸し、此に小臣を以て天下の治亂に干涉するの端を發し、從て宮中の内訌は則ち小臣の權力争に過ぎざるに至りし時期の始に於て彼は實に此變化を具體的にしたる人物なればなり。斯の如く天下の權が小臣の弄する

所となり宮中が常に小臣の陰謀に滿つるに至りしは實に院政の結果に外ならず。院政の行はるゝに及んで世は始めて攝關家の外に恐るべき政治上の一勢力が發生するを見たり。則ち院の寵臣の勢力是なり。たとへば白河法皇の院中に於ては始は源俊明最も勢力あり、彼は何人を攝政とすべき乎の如き重要なる問題に就ても時として御下問を蒙りしことあり、執政大臣も亦彼の勢力を憚りたり。(愚管鈔)。彼の死するに及んでや藤原顯隆最も院中に勢力ありき。彼は最も法皇の親任する所となり、常に夜を以て入侍し、言ふ所多く聽かれたりしかば時人稱して夜關白と云ひ、保安以來の機務に參し、勢一時を傾けたりき。(參取今鏡、中右記)。鳥羽法皇の院中に在るや近臣藤原家成、藤原秀頼、平範家等特に威を振ひたり。頼長が法皇に惡まれしは實に家成の家を追捕し、怨を彼に買ひたるに生まれり。(參取愚管鈔、保元物語、源平盛衰記)。夫れ攝關家は天下の政務を一身に集めて之を料理するを任とす。而して院宣を以て天下に號令するに至ては院の權臣は是れ第二の攝關家のみ。何となれ

ば刑賞黜陟、與り聞かざることなければなり。攝關家は此の如くにして院中の近臣に依りて其權利を奪はれんとす。氣概ある頼長は嘗て之を悪くんで院中第一の寵臣たりし家成に示すに左大臣、内覽文書、藤氏長者の威を以てせんとして却て禍を買へり。斯の如くにして皇室が攝關家に任せずして小臣に任ずるの習は實に院政を以て其極端に達したり。されど保元の亂までは院中の小臣は攝關家を畏憚したるを以て猶ほ獨り自ら權威を弄ぶこと能はず、小臣自身に在ても亦仲間割れを生ずることなかりき。既にして忠實、忠通、頼長の父子兄弟權力を争ひ、其極、累を皇室に及ぼし、崇徳、後白河二帝の御國争となるに至つて攝關家の威望は全く地に落つ。信西乃ち後白河天皇の寵臣を以て、政務の樞機に參し、其人又非凡の英才にして天下の安危を以て自ら任じ、風力幹局、善く當時の危殆なる情勢を鎮壓するに足りしより、小臣の權始めて確立し、攝關家は是より終に傀儡たるに過ぎざるに終れり。是れ信西、自ら其身を以て世が既に新しき時代に入りしとを實現したるものなり。斯くて彼

は道眞以來、儒門の出身を以て天下の大政に參したる一ありて二なき例として、其政治的天才を發揮したりき。彼は先づ大内を修治すべきことを建議し、自ら算を布き、日夜計畫して倦むことを知らず、保元二年（一一五七年）十月に至りて成功し、殿堂門廡、諸司八省、煥然として見るべからしめたり。蓋し大内圯廢して朝儀廢闕せば、四海何を以て天子の尊きを知らんや。是故に彼は保元の戰亂が止むと共に直に此大儀を起し、僅に年を踰へてめでたく之を成就し天下の豪傑をして、朝廷人あり、猶ほ侮るべからざるを感せしめたり。（參取愚管鈔、神皇正統記、平治物語）彼は延久の例に倣ひ、記録所を大内に置き、莊園の與奪を明かにせんとしたり。（平治物語）彼は京師の道路に於て兵杖を執るを禁せんとしたり。（帝王編年記）彼は金神方忌に拘はるとの迷信にして事に害あるを知り之を禁絶せんとしたり。（百鍊鈔）彼は内宴、相撲の節を復舊せんとしたり。（平家物語）凡そ後白河天皇の初政に於て天下の耳目を聳動し、皇室の威稜を増すべき政治は實に彼の建策に成りたりき。（愚管

鈔。仁和寺書籍目録に依れば彼は本朝世紀、法曹類林を著はしたりと云ふ。彼の思想を養ひし所以は實に其著書に現はる。彼は法家者流の頭腦を以て和漢の典故を解し、其學ぶ所を實現せしめんとしたるものに外ならざりき。

### (二) 平治の亂。

然りと雖も後白河天皇は天下の政務を信西入道に委任して、坐して其努力を見るが如き君主にましまさざりき。世に傳ふる所に依れば信西は嘗て天皇を評しまいらせて、叛臣、側に在るをも知ろしめさず。それを言すものあるも意とし玉はざる程の君なり。されど強記人に過ぎ玉ひ、一たび聞こし召したることは歲月を隔ても忘れ玉はず、何に事ぞ興行の時は思切つて施行せられ先例などに拘はり玉はぬを御一徳とすべき歟と云ひたりと云ふ。(玉海)。思ふに此の批評は最も善く天皇の御性質を看破したるものなるが如し。そは天皇の御一生を通じて之れを按ずるに天皇は如何なる

人にも動かされ、如何なる人をも用ひ玉ひ、數ば之が爲に累を蒙り玉ひしのみならず。何事も御心輕にて決斷極めて速かなると共に御意思の容易に移り易かりしが如くなればなり。以上著者の私案なり。斯の如き君主を頂きて其經綸を行はんとす、信西の位置たる亦艱しと謂つべし。且信西の人と爲りも亦權を愛し、貴を誇らんとする弱點なきに非ず。彼も亦寒微より出身したるもの、多く免れ得ざる短所を有したり。彼れは自ら黒衣の宰相を以て甘んじたりしに關はらず、其諸子をして顯職、顯官にのぼり、近衛中少將にさへなし、參議以上に登らしめたるものありき。(神皇正統記參取平治物語)則ち俊憲が參議右大辨となり、貞憲が右中辨となり、成憲が左近衛中將たりしが如し。(愚管鈔)勿論彼の諸子は皆當時に在りては英特の秀才なりしかば彼等が朝榮に誇りしは獨り父の庇護に依るとは言ふべからざりき。(元亨釋書)。凡そ院政の始まりしより以來、藤原氏の確守したる家格の慣習は漸く破れたるもの、如く平清盛が保延元年(一一三五年)を以て四品に叙し四位の兵衛佐と稱せしが如きは是れ實

に任叙に關する先例故格の權威を破壊したる一例なり。(平家物語)。而して後白河天皇の世に至りては此の如き異例漸く多く、天皇の親臣は數ば其家に例なき昇進を以て世を驚かしたり。されば信西の子の其祖先の例に反して朝恩に誇りたるも、彼の如きもの、子たる位置に在りては必しも怪しむべきの事にあらざりき。(平治物語)。されど世は猶ほ彼の專權を譏るものありき。而して彼は又其の位置を堅ふせんと欲し其子成憲の爲めに平清盛の女を娶りて以て武臣に結びたり。眼中人なき彼の英才を以てして、内は天皇御乳父の親を頼み、外は武臣の兵力に藉り、其位置を堅ふせんとす。天下の彼を畏れたる亦宜なり。既にして保元三年(一一五八年)八月十日天皇は位を皇太子に譲り、院中に政を決し玉へり。信西が黒衣の宰相として院政の中心たりしは依然たり。而して彼の餘りに朝恩を誇れるに對して之を不快とする公卿は漸く陰謀を積みたりき。當時新帝(二條天皇)の外舅に大納言藤原經宗なるものあり。又鳥羽法皇より新帝の皇太子たりしとき御めのととして附け玉ひたる檢

非違使別當藤原惟方なるものあり。彼等は共に新帝の御世に於て政權の中心に坐せんとするの野心を有したり。彼等より信西を見れば蓋し「彼れ取つて代はるべし」してふ野心なきと能はざりしならん。(愚管抄)。而して彼等の野心を實現せしむべき機會は容易に來れり。他なし藤原信賴と信西との軋轢是なり。後白河上皇は常に多くの寵臣を有したまひ常に此寵臣の爲に動かされ玉ひし中に就て信賴は特に其嬖幸し玉ひし所なり。彼は保元三年(一一五八年)に於て正三位權中納言に進み檢非違使別當を兼ねたり。是れ當時に在りては攝關家の子弟に非ざれば豫期し難き榮進なり。(公卿補任)彼は是にも満足せず進んで右近衛大將たらんことを求めたり。後白河上皇は之をも聽き玉はんとせり。されど信西は之を諫めたり。信賴の如き庸闇の人物を以てして、先例なき大將の任を蒙るが如きは全く朝憲を破壊するものなりとし上皇を諫めて信賴の望を絶たしめんとしたり。信賴は其志の成らざるを憤り、病と稱して朝せず。中納言源師仲と相結んで竊に信西を除かんことを圖れり。是れ經宗と成親とに

取つては其陰謀を成すべき好機會なりき。彼等は是に於て乎信頼等に結び信西の權力を覆すべき陰謀に加はりき。(愚管鈔)。斯くの如くにして保元の亂は攝關家の父子兄弟が互に權威を争はんとするに生じたるものなれども今度の亂は實に小臣の權を争ふに起りたるものなり。而して攝關家は恰も傀儡の如く彼等に操縦せられて復た善く自ら奮ふものなかりき。

(三) 平治の亂。(二)

斯くて經宗、惟方は新帝の寵臣たるを頼んで政權を専らにせんと欲し、信頼、師仲は信西に復讐せんと欲し、同盟して以て信西を倒さんと計畫したり。惟方は信頼の母方の男なり。彼は信頼に結ばんが爲に更に信頼の弟尾張少將信俊を以て婿としたり。されど彼等は信西の黨に清盛あるを以て容易に事を擧ぐる能はざりき。是に於て乎彼等は信西の清盛を以て其爪牙としたるが如く、之に對抗すべき武將を味方とするの必要を感じ、信頼は遂に源義朝を誘ひて其陰謀に與みせ

しめたり。義朝が此陰謀に與したるは彼に在りては其の應さに行くべき所に行きたるものに過ぎず。何となれば頼義義家の時まで弓馬の家業を獨占したりし源氏は爲義の時に至りて朝恩、官階共に平氏の凌ぐ所となり、義朝の時に至りては清盛の勢力は遙に義朝の上に出でたればなり。當時清盛は正四位太宰大貳にして其子重盛は從五位下中務少輔たりしに義朝は五位の左馬頭たり、嫡子頼朝は六位藏人たるに過ぎざりき。(以上公卿補任、保元物語、平治物語を參取す。義平を以て義朝の嫡子とせずして頼朝を以て嫡子とするは後章に之を辯す。)義朝は又信西の子是憲を婿にせんと欲したりしに、信西は之れを肯んせず、我子は學生なり。汝の婿とすべきものに非ずと稱して之を拒み、却て成憲を以て清盛の婿としたり。(愚管鈔)。清盛は大國數多賜はりて一族皆朝恩を蒙りしに反し義朝は朝廷に近づくこと平氏の如くなる能はず。世も亦彼を輕蔑するの情なきに非りき。(平治物語)。官階既に平氏に如かず剩へ院中の有力者たる信西に疎んせられ、世論も亦彼に與せず、八幡太郎の嫡流たる武將の面目も是に至りて將さに地に墜ちんとす。義朝たるもの何ぞ憤慨の

情なきことを得んや。信頼は善く義朝の此の如き位置を解して其心の秘密に觸れたり。朝恩の薄きをかこち、平氏の好運を妬むの情に堪へざりし義朝は是に於て深く信頼と結托せり。斯くて彼等の間に於て兵力を以て政權を奪はんとする陰謀は漸く成熟し、徐ろに機會の來るを待てり。既にして平治元年（一一五九年）十二月四日清盛、及び嫡子重盛は熊野に參詣せんとして京を立ちたり。（平治物語）。義朝等は遽に兵を集めたり。

平治物語に曰く義朝の嫡子鎌倉の悪源太義平母方の祖父三浦介が許に在けるが都に騒しき事有と聞て頼を上げて馳上り今度の叙目に參り合ふと。叙目は蓋し十二月十日以後の事なり。而して義平は平氏を阿部野に撃つる策を信頼に進めたれども信頼の容るゝ所とならざりしと云ふ。義平の着到が擧兵の後、平氏上京の前に在りしや知るべし。是れ著者も義朝の兵を集めしを以て咄嗟の間に在り、豫じめ計畫したるものに非ずとする所以なり。

斯くて清盛の京を出でたる後五日則ち十二月九日の夜を以て信頼、義朝、及び源光基、源秀實等は遽に上皇の御所三條殿に押寄せ火を放つて御所を焼拂ひ二十餘人を殺し、上皇を大内に伴ひ參らせて更に大内に亂入し、上皇を一本御書所に、主上を黒戸御所に押籠奉り。別に兵を分ちて信西の宿所西の洞院に押寄せ此にも放火したり。信西は預め此危険あるを察し竊に其妻と訣れ馬に策うつて

大和の田原に走りしも敵兵の追索甚だ急なりしかば終に免るゝこと能はず、同十三日を以て源光泰の發見する所となり遂に首を喪へり。平治物語に依る。愚斯くの如く管鈔には自殺とす。

にして經宗、惟方、プラス（十）信頼、プラス（十）師仲、プラス（十）義朝の陰謀は一たび成就し、信頼は自ら大臣大將となり義朝は四位の播磨守となり、主上、上皇を挾んで天下に號令するの便宜なる位地を取りたりき。而して源頼朝が十三歳の少年を以て從五位下右兵衛權佐となり、父兄と共に戰場に臨み其初陣の功名を著はしたるは此時に在り。（平治物語）。

#### （四）平治の亂。（三）

我等は此に始めて我論題の主人公たる頼朝が歴史の表面に現はれ出でたるを見たり。彼は義朝の第三子にして小字を鬼武者と云へり。（源平盛衰記）。彼の母は熱田大宮司藤原季範の女なり。熱田大宮司は其の始め尾張氏にして家系遠く上古に出で固より東海道の名家なり。季範の祖藤原季兼、中納言貞嗣の子を以て嘗て同國目代た

り。大宮司尾張員職の女を娶りて季範を生む。員職則ち大宮司を以て季範に授く。大宮司是より始めて藤原氏となる。(玉葉集神祇部) されば熱田大宮司氏は其門閥に於て必しも義朝と相譲らざるものなり。彼は義朝に嫁して三子を生めり。長は則ち頼朝、次は則ち希義、次は則ち女子なり。平治物語、源平盛衰記、愚管鈔等を參取す。女子は希義の妹たり、姉たりやは詳ならず。當時の慣習たる父が其子の中に於て家を繼ぐべき嫡子を定むるは必しも其年齢の長幼に依らず、母系の尊きものを取るを常としたるが故に頼朝は義平、朝長の二兄ありと雖も、始より源氏の嫡流を繼ぐべき者として定められしが如し。そは義平は義朝の長子なりしも母は或は三浦介義村の女なりとも云ひ、(平治物語)、或は橋本の遊女なりとも云ひ、或は朝長の母と同じとも云ひ、(源氏系圖)、諸説紛々たりと雖彼が常に坂東に在りて京都に出でず、鎌倉の悪源太なる渾名を以て世に稱せられしのみにて未だ嘗て官位を帯びず。義朝の次子朝長は修理大夫範兼の女が義朝の爲に生む所なりとも云ひ、或は典膳大夫則宗の女の生む所なりとも云ひ、義平に比すれば母系稍や尊きが

如くなれども、(源氏系圖)、彼が官途の事跡の不明なるに反し、(平治物語)、頼朝は保元三年(一一五八年)十二歳の少年を以て皇后宮權少進となり、平治元年(一一五九年)右近衛將監、上西門院藏人より、改て内の藏人に補し、(公卿補任、將軍執權次第) 信賴義朝等が主上、上皇を擁して號令を天下に發すべき陰謀の成就したりし時に於て彼は獨り兵衛佐となりて明かに彼が源氏の嫡子たることを示したればなり。頼朝の叙任は公卿補任、將軍執權次第、愚管鈔に依る。朝長が五位中宮進たりしは平治物語に出づと雖も、尊卑分脈に従五位下に叙するとあるの外、他に參照すべき證文なし、而して平治物語、尊卑分脈等の書が其信憑すべき程度に於て公卿補任、將軍執權次第、愚管鈔等に比して稍々遜色あるは掩ふべからず。且平治の亂に於て頼朝が二兄あるに關はらず、獨り兵衛佐に任じたるは必ず其理由あるべし。著者は之に加ふるに下の事實を以てして頼朝が始めより義朝の嫡子たりしを證せんと欲するものなり。 さればこそ義朝は此成功と共に彼に讓るに源氏の嫡流に相傳する源太産衣と稱する鎧と、鬚切と稱する太刀とを以てしたるなれ。(平治物語)。我等は此外彼に就て多くを知るを得ず。僅に彼が母の胎内に在りしとき義朝の護持僧圓乘坊が母氏の五月帶に加持したること。三歳の時、彼の乳母が清水寺に參籠



し彼の將來を祈りしこと二七箇日にして靈夢の告を蒙り、偶然にも二寸の銀の正觀世音像を得て歸敬の心を深くし、彼をして此像を身より離すことなからしめたること。三好康信の母、及び比企掃部介の妻後比企尼と稱す。小山下野大掾政光の妻後寒河尼と號す。山内首藤俊通の母が其乳母たりしこと。安房國の住人安西景益が彼が幼稚の時に於て彼に昵近したりしこと。(東鑑)。及び彼の母が平治元年(一一五九年)を以て死したることを知るのみ。(平治物語)。之を要するに彼は義朝の諸子中に於て母系最も重く、豫じめ源氏の嫡子を以て擬せられたるものにして其幼時は多く京都に費されたるものとすべきが如し。

(五) 平治の亂。(四)

經宗、惟方、信頼、師仲、義朝の徒は此の如くにして主上上皇二宮を擁し、社鼠城狐の威を頼んで天下に號令せんとせり。源頼政は源氏の大將、天子を挾んで兵を徵

する以上は勿論之に背くべきに非るを以て直ちに之に馳加はれり。(平治物語)。陸奥六郎義隆は義朝の叔祖父を以て、新宮十郎義盛(後行家と改む)は義朝の弟を以て、佐渡の式部大輔重成、平賀四郎義宣は其一門たるを以て悉く義朝に黨せり。近江。三河。相模。武總。上總。下總。上野。信濃。甲斐の一門家人の中、或は偶然在京し、或は義朝の召集に應じて遽かに集まり來りたるものは悉く大内に集りて以て源氏の大將を助けたり。義朝の長子義平も急報に接すると共に鎌倉より馳せ上れり。(平治物語)。されど此一舉は頗る短時間を以て計畫せられしものなるが故に源氏の兵力は遂に平氏に如かざりき。源氏は東國に在れば虎の山中に在るが如し。されど細長き東海道の一線に依りて京都に出兵せんには長時間の準備を要す。固より咄嗟の辨する所に非るなり。平氏は之に反して其勢力範圍は寧ろ近畿に在り。清盛父子が未だ熊野に達せずして京都の警報を聞き熊野別當湛増の兵二十騎、湯淺權守宗重の兵三十騎を其小數の隨兵に加へ切部の宿より馳上るや彼は安部野に於て源氏の逆撃に逢ふべ

しと豫期したり。されど彼は此好個の戰場に於て源氏の軍に逢はずして却て伊勢の伊藤の兵三百餘騎の彼を迎ふるに逢へり。彼は源氏の興し易きを知りてしきりに上京を急げり。和泉、紀伊、伊賀、伊勢、安藝、讃岐の家人は急を聞きて彼の周圍に集れり。彼は交通線の極めて多き瀬戸内海を背にし、恰も郷兵に均しき近畿の兵を以て遽かに集まり來れる東軍の兵に對せんとす。彼が兵力に於て優勢の位地を占めたるを知るべきなり。傳説に依れば平氏の未だ京都に還らざるや義平は安部野に懸向ひ、清盛が下向を待つて其首を刎ぬべしと主張し、平氏の既に六波羅に還るや頼朝は「平家や早く向候らん。人に先んせられんより先づ六波羅へ寄せ候はん」と云ひたれども源氏は遂に攻撃的態度に出づること能はざりしと云ふ。源氏が宜しく攻撃的態度を取るべくして而も能はざりしを見れば益す以て源氏の兵力が平氏に如かざりしを見るべきなり。(平治物語)。されど信賴、義朝にして若し始終主上上皇を挟み、常に宣旨、院宣を以て天下に號令するを得ば平氏も亦終に窮せざるを得ざりし

なるべきに、始より信賴義朝とは其の目的を同ふせざる經宗、惟方は平氏の兵力が源氏より優勢なるを見て中途より變心し、十二月二十五日の夜竊に計を以て帝を大内より脱し參らせ清盛の六波羅亭に行幸させまいらせたり。(愚管鈔)。上皇も亦此日を以て兵士の包圍を脱して仁和寺に幸し玉へり。(愚管鈔)。蓋し經宗、惟方の意は信西を排斥して上皇の院政を破壊し、新帝を擁して外戚乳父の權威を振はんとするに在り。彼等は此故に信賴、義朝を嗾して大事を擧げしめたり。されど信賴、義朝既に信西を殺し朝廷に跋扈するに至ては是れ決して彼等の堪ゆる所に非ず。且平氏の兵力、既に源氏に優るときは源氏を離れて平氏に就くは彼等の利益ならざるを得ず。彼等は是に於て乎、俚諺に所謂牛を馬に乗換ゆるの策を講じ、帝を誘ふて六波羅に投じたり。當時攝關公卿等は車駕の六波羅に幸するを聞きて競ふて其門に奔走し唯だ其敢て或は後れんことを恐れたりと云ふ。何の時に於ても弱者は善く勢力の在る所を知りて之に阿附す。當時公卿の平氏に赴くもの此の如く多かりしに依りて我等

は益す源氏の兵力が平氏に如かざりしを知るなり。(平治物語)。天子既に平氏の第に在り。公卿百官其門に集る。頼政、光泰、光基等の源氏も亦此勢を見て變心し去りて六波羅に赴けり。信頼、義朝の位置は全く孤立に陥れり。義朝は信頼の帝と上皇とを手中より逸し去りたるを見て大に之を憤慨し、「日本第一の不覺人なる人を憑てかゝることを仕出しつる」と歎息せり。(愚管抄)。されど此憤慨は既に遅かりき。平氏は既に其優勢なる兵力に加ふるに天子の號令を以てし十二月十六日信頼追討の宣旨を賜はり、(公卿補任)同二十七日、信頼、義朝の立籠れる大内に向て進軍し、忽にして源氏の軍を破り信頼を殺し義朝父子を奔らしたり。(百鍊鈔)。信頼の黨たりし師仲は此戦亂の最中に於て内侍所の御辛櫃を破り御體を取り奉り、桂河邊に於て一宿を經、其後之を清盛の六波羅亭に渡し奉り、此功を以て厚顔にも信頼の黨たりし罪を償はんとしたり。(百鍊鈔)。斯の如くにして信頼、義朝は經宗、惟方、師仲に賣られ、彼等が主上、上皇を挟みて天下に號令せんとしたる計畫は一朝にして破壊せら

れたり。所謂平治の亂は此の如きのみ。斯くて義朝は其子義平、朝長、頼朝、叔祖父には義隆、一門には源重成、平賀義信、家人には鎌田政家、佐々木秀義、波多野義道、三浦義澄、齋藤實盛、岡部六彌太、猪俣小平太、熊谷次郎、平山武者所、足立右馬允、金子十郎、上總介八郎等二十餘人と共に辛ふじて戰場を脱したりしが、義隆は龍華越に於て僧兵の流矢に中りて歿し、朝長も亦重傷を蒙りたり。平氏既に戦に勝ち宣旨、院宣を以て天下に號令す。所在の武士、僧兵、郷人等共に源氏の落人を捕へて以て朝恩に預らんとするもの多し。是に於て乎、義朝は勢多に至りし時敵の耳目を避けんが爲めに家人二十餘人と分れ、獨り三子及び重成、義信、政家、金王丸と共に走りしに、頼朝は近江の野路の邊より父兄に後れたり。是れ戦争の翌夜、則ち十二月二十七日の夜の事なりける。(平治物語)。傳説は當時の事情を下の如く語れり。曰く

兵衛佐頼朝。心は猛しといへども、今年十三。物具して終日の軍さに疲れければ

馬睡うまねむりをし野路の邊より父兄に打後れたり。やゝありて目を覺まし打驚きて見るに前後に人もなかりけり。十二月二十七日夜深よふけがたの事なれば、暗さは暗し、先も見へねども馬に任せて唯だ一騎、心細く落つ。森山の宿に入る。宿の者共、今夜馬の足音しげく聞ゆるは落人にやあるらん、いざ留んと云ひて、沙汰人村役人の事なり數多出づる中に源内兵衛真弘と云者、腹巻取て打懸、長刀持て走出けるが、頼朝を見て、馬の口に取付き、落人をば留申せと六波羅より仰下され候とて、既に抱き下さんとしければ、鬚切源氏の寶刀の名を以て抜切にしと、打つ。真弘が真向まっこう二つに打割られて、のけに倒れて死にけり。續て出ける男しれ者哉とて、馬の口に取附く處を同様に斬る。籠手の覆おほひより打て打落されてのきにけり。其後近づくものもなければ、即ち宿を馳過て安の河原に出るに、折節鎌田政家の頼朝尋ねんとて引返したるに逢ひ、それより打連れ急ぎたれば程なく義朝に近附きたり。(平治物語)。斯くて頼朝は再び父兄の一行に合し鏡驛(近江)に至り、それより不破の關を過ぎんと

欲したれども、敵兵既に關を守ると聞き、小關に掛り、小野の宿より、海道を左に見て進む。時に大雨雪あり。馬縮慄して進まざりしかば、一行則ち甲を脱して徒歩す。艱苦言ふべからず。僅に美濃國青墓驛に至り長者大炊の家に投す。而して頼朝は再び父兄に後れたり。是を十二月二十八日の夜の事とす。(平治物語)。傳説は又當時の事情を下の如く語れり。曰く。

雪は次第に深くなる、馬に叶はねば、物具しては中々に悪かりなんとて皆鎧を脱捨てたり。頼朝は馬上にてこそ父兄に劣らねども、徒立になりては、常にさがりしが遂に後れたり。かくて十二月二十八日の夜只一人さまよひ、小關の方へ行もせで小平と云ふ山寺の麓の里へ迷出づ。曙の事なるに、とある小屋に立寄れば男の聲として、哀あはれ、此山にも落人などや籠るらん。此雪には争いっかたか働き得らるべき一人なりとも召捕て、六波羅へ進らせたらば勸賞に預らぬ事はよもあらじといへば、頼朝、爰に有ては悪かりなんと思ひて、足に任せて、抜け出で、淺井北郡(近江)に

やすらひけるを老尼見付けて家に具して行きければ、老夫同じくいたはり、正月中は隠し置きたり。(平治物語)

\* \* \*

義朝美濃國に赴くとき、寒風膚を破り、白雪蹄を埋む。進退行歩自由ならず。大  
夫屬定康近江國に領所を持ちたりけるが折節頼朝に行逢ひたれば、平氏の追捕を  
遁れん爲に先づ大吉堂と稱する氏寺の天井の内に隠くし置き院主阿願坊以下の住  
僧等に保護を依頼し置き、其後私宅に請し、翌年の春まで忠節を盡くしたり。(東  
鑑)

以上二説大同小異なり、但し東鑑の記事を以て正しとすべき歟。

斯くの如くにして頼朝が其父兄に伴ひて彼等と運命を共にする能はざりしは、是れ  
彼が將來に於て源氏の家運を再興し、日本の政治史に新紀元を開くべき豫備なりき。  
彼にして若し其父兄と運命を同ふせば日本の政治史は更に他の色彩を取るべかりし

なり。

(六) 平治の亂。(五)

頼朝の義朝に後れて父子相失したる後、義朝の一行は青墓驛に於て再び邑人の攻撃  
を蒙りしが重成は自ら義朝と稱して自殺せり。義朝、此所にて竊に義平、朝長を諸  
道に分遣し兵を募りて再舉を計らしめ、朝長は義朝の命を受けて兵を甲斐、信濃に募らんとし、  
青墓驛を發したれども、龍華越にて蒙りし創痍の激痛を且平賀義信をも其領邑に歸りて後圖を爲さ

發したる爲めに、再び青墓に還り來れり。義朝其追者の  
獲る所たらんを恐れ、朝長の請に従て之を殺す。

しめ、獨り政家、金王丸と共に尾張に赴て野間の内海の莊司長田忠致の家に依れり。  
こは忠致は源氏の家人にして、政家の岳父たるのみならず、地方の大族にして其家  
頗る富みしを以て、彼を頼み鎧馬を請ひ關東に赴き捲土重來の計を爲さんと欲した  
ればなり。されど義朝が長田を頼みたるは彼の不明の過なりき。何となれば東國に  
於てこそ宣旨、院宣も恐ろしきものに非ずとの感情は或は其土豪の間に存したれ、

尾張の如き地方に在りては朝憲を犯して謀反人を庇護するが如きはたとひ主従の關係ありと雖も決して土豪の好んで爲す所に非ればなり。當時近江の佐々木秀義は源氏の家人にして始終義朝の味方なりき。されど彼は其源氏に忠なりしが爲めに其地を保つ能はず諸子を率ひて東國に脱したり。(東鑑)。尾張の豪族熱田大宮司季範は義朝の舅にして、頼朝の外祖父なり。されど彼は義朝の東國に遁れし時に於て未だ曾て一兵を出して義朝を救はざりき。(平治物語、東鑑等に依りて推測す。)既に朝敵となりたる敗軍の將を尾張の如き京都に接近したる地に於て庇護せんとするは好んで自ら領邑を失ふの危険を犯すものたるに過ぎざりき。されば義朝の爲めに計らんには彼が一日も早く東國に落延びんことは彼に取つては急務中の急務なりき。されど彼は忠致が源氏累代の家人たりしと、忠致の女が政家の妻たりしとを頼みて暫く忠致の家に依れり。草の風に靡くが如く中央政府に勢力あるもの、門に伺候して其領土を全ふせんとする土豪の利害的本能は遂に主従の感情に勝ちたり。翌年正月四日義朝、政家は忠致の殺

す所となり、帝王編年記に依る。平治物語には正月三日の事とす。

二人の首は同九日を以て京都東獄の門前の樹に懸けられたり。(百鍊鈔)。尋で義平も亦平氏の爲に捕へられて首を失へり。帝王編年記には正月十日

九日殺されしと記し、源氏系圖には正月二十一日殺さると記し、平治物語には正月二十五日近江國石山の邊にて難波三郎經房の郎黨に捕へらるゝと記す。未だ孰も是なるを知らず。而して頼朝

も亦近江を出で、青墓驛に至り、それより東國に赴かんとしたりしが、途にして平頼盛の家人彌兵衛宗清に捕へられたり。是を永暦元年(一一六〇年)二月初旬の事となす。(平治物語)。傳説は當時の事情を下の如く語れり。曰く。

正月までは頼朝は近江に隠れ居たれども、漸く雪も消しかば、又足に任せて出でけるが小平のあたりを通りけるに、人目をつゝむ身なりしかば道にもあらぬ谷河に附てたどるに、或鶺鴒之を見て、思の外に情あるものにて、人目を忍ぶ人なるべし、有の儘に申されよ、いづくへも志す所へ送らんすと申しければ、有の儘に語て、青墓へ行ばやとこそ思へといへば、さては此の姿にては叶ひ難しとて女の形に出立たせ、持たる太刀をば菅すげに包て、我持て、男の女を具したる體にて青墓

へこそ下りけれ。大炊が許へ行きて頼朝なりと云へば、延壽斜ならず悦び、夜叉御前義朝の庶女、大炊の女の許に隠し置き様々にもてなしたれども、頼朝、東國へ下るべしとて鬚切をば大炊の許に預け置きていそぎ下る。不破の關のあなた關ヶ原と云ふ所にて尾張守平頼盛の家人彌兵衛宗清が尾州より大勢にて上洛しけるに逢ひ、藪の陰へ立忍びければ、宗清、怪しき小冠者かなとて搜す程に、隠れ所なくして囚はる。宗清、見れば頼朝なりしかば、やがて具して上り青墓の大炊の許に宿し、後園に壇築きたる所に卒都婆一本立てたる下を掘らせて朝長の首を得、同じく六波羅に持参したり。依て頼朝をば先づ宗清へ預け置かる。夜叉御前は我も義朝の子なれば女子なりとて終にはよも助けられじ。一人一人失はれんよりは佐殿頼朝を指す。と同道にこそせめてならめとて伏沈む。大炊延壽色々に慰めて留めたればしばらくは思ひあきらめし様なりしが二月十一日の夜、唯一人青墓の宿を出で遙か隔りたる株瀬河くせがはに身を投げて失にせり。十一歳とぞ聞へし。(平治物語)。

其艱難辛苦の状想ふべきなり。斯くて頼朝も亦俎上の肉となりぬ。しかも平氏の源氏を待つは必しも残酷ならざりき。若し清盛をして信西ならしめば頼朝は決して死刑を免れ得ざりしならん。されど清盛は總ての點に於て信西に非ず。彼は信西の如き商鞅、韓非の術を用ひ刑戮はしひまを縦にして威を立てんとするものに非ず。彼は義朝を斃したるを以て満足し、其子の一人だも殺すことを敢てせざりき。是を以て頼朝の同母弟希義は土佐の氣良に流され、(平治物語)、其異母弟範頼は藤原範季の養子たりしが爲めに其罪を問はれざりしもの、如く、(東鑑)、今若、全成の乙若、義園の牛若、義經の小字も亦死を宥るされて、寺院に投じたり。(平治物語)。乃ち平賀義信の如きは、源氏の一門にして信濃の豪族たり、明かに義朝に黨して、戰場に勇名を顯はしたるものなれども、其國に歸るに及んでは平氏も亦之を追究せざりしもの、如し。(東鑑)。之を保元の亂に於て悉く反臣を殺戮して悔ひざりしに比すれば其差何ぞ甚しきや。保元の亂に於て信西の剛斷果斷、死刑を斷行するや、當時固より人望に飽かざるも

のあり、公卿の間又非信西の感情漸く盛なりき。(平治物語)。清盛之を看取して信西の爲す所に反し、悉く義朝の諸子を赦して之を殺すことなかりき。賴朝も亦此の如き理由に依りて死罪を宥められ伊豆に流されたり。傳説に依れば

尾張守平賴盛の母は池禪尼とて清盛の爲には繼母にてありしかど、清盛も重く執したり。彼尼は若きより慈悲深き人なりしが、宗清より、賴朝と申すは年の程より殊の外おとなしやかに候。其姿右馬助殿賴盛の同母兄家盛なり。是より先き早生す。にいたく似進らせ候と聞きて床しく思へり。賴朝、宗清を頼みて、哀賴朝が命を申助させ給へかし、父の後世弔はんと申しければ、尼、叶はぬまでも申てこそ見めとて左馬頭重盛を呼びて、賴朝が尼に附て命を申助けよ、父の後世をとほんと申なるが餘に不便に侍る。能様に申て給へ、殊に家盛が稚おきなだちに少も違はぬと聞ば懷敷なつかしくこそ侍れ。右馬助はそれの御爲にも叔父ぞかし、賴朝を助て家盛が形見に尼に見せ給へといひければ、重盛參て父に此の由申しけり。清盛聞て池殿の御事は、故殿の渡らせ給

ふと思奉れば如何なるあま逆さかさまの仰なりとも、違ふまじとこそ存すれども此事は由々敷重事なり。伏見中納言、越後中將などが様なる者をば何十人助け置たりとも大事有まじ。大抵弓矢取者の子孫はそれに異なるべき上、義朝などが子供は幼けれども仔細あるべき物を、殊に賴朝は官加階も兄に超るは、由々敷所があるにや。父も見とがめ侍ればこそ、重代の中にも取分け秘藏の物具など與あたへけめかたしたすけお。旁助置き難き物をとて以の外の氣色なり。重盛歸參て叶難き題目なる由申されければ池尼、涙を流して哀戀あはれしき昔哉忠盛の時ならば、是ほどに軽く思はれ奉らじ、一門の源氏皆滅侍り。あの幼き者一人助置れたりとも、如何許いかばかりの事かあらん、賴朝終に失はれんには尼が甲斐なき命生きて何かせんと歎きしかば、重盛も迷惑し、賴盛と共に重て此由を申ければ清盛も心折れて遂に流罪にぞ定まりける。(平治物語)。

清盛は始め賴朝を殺さんとするの意思なりしも繼母池禪尼の懇請に依りて其死罪を宥めたるなりと云ふ。後日に至りて禪尼の恩を忘れず、厚く賴盛に酬ひたるを見れば



此傳説は事實を得たるものならん。(東鑑)。されど清盛は決して婦人の仁を以て頼朝を活かすが如き人に非ず。彼が獨り頼朝を活かしたるのみならず、悉く義朝の諸子を活かしたるを見れば彼の政策が信西のそれの如く狹隘、殘忍のものに非ず。寛濶粗大善く敵を容るゝの量ありしを見るべきものなり。異本平治物語に重盛當時清盛を諫めてにならん時は諸國に源氏多ければ、源氏の世を執んこと何の疑か候べき。頼朝一人の死生に關はらぬことなりと申しければ清盛も之を首肯したりとあり。清盛の政策が源氏に對して殘忍ならざりしは悉く義朝の諸子を宥したるにて。斯の如くして頼朝は九死を免れて一生を得、其後三月十一日を以て伊豆に流されたり。是れ彼が十四歳の春なりき。(愚管鈔)。

## 第九章

### 平氏執權の時代。

#### (一) 平氏は時代の子なり。

附 法然上人論

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり。沙羅桑樹の花の色、盛者必衰の理を現す。驕れる者久しからず。只春の夜の夢の如し。猛き人も遂には亡びぬ。偏に風の前塵に同じ。遠く異朝をとぶらふに秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、此等は皆舊主先皇の政にも従はず、樂を極め、諫をも思ひ入れず。天下の亂れんことをも悟らずして民間の憂ふる所を知らざりしかば久しからずして亡びにし者どもなり。近く本朝を窺ふに承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信賴、

此等は驕れることも、猛き心も、皆とりとくなりしかども、間近くは六波羅の入道、前の太政大臣平朝臣清盛公と申し、人の有様、傳へ承るこそ心も言葉も及ばれね。(平家物語)。

是れ鎌倉時代の漂流詩人たる琵琶法師が幽怨、悲愴の音調もて京、鎌倉を歌ひ歩行きしものなり。(徒然草)。實に平氏の事業は總ての古典を破壊し、總ての慣習を破壊し、日本の社會に新局面を開き新生氣を鼓吹したるものなり。清盛の事業は何等の點より見るも總て破壊的にして、總て建設的なり。彼は福原に別業を置き、其所より京都を支配せんとしたる點に於て、頼朝の鎌倉より京都を制したるに先鞭を着けたるものなり。彼は藤原忠清をして東國奉行たらしめて八州の武士を管し、平家貞をして西國の家人を管せしめたるに依りて頼朝の侍所別當、鎮西奉行に先鞭を着けたるものなり。彼は諸國に地頭を置きたることに依りて頼朝の追捕使地頭制度に先鞭を着けたるものなり。彼の事業は此點に於ては新時代を開始したるものなり。而して

彼は門閥の慣習を破りて其子弟に任ずるに大臣大將を以てし、僧侶と戦つて其の神聖なる大寺を火きて悔ゆる所なかりき。彼は此點に於て舊き時代を破壊して願みざるものなり。當時の遊行詩人をして「心も言葉も及ばれね」と驚歎せしめたるもの亦宜ならずや。以上後章に詳にす。されど是れ決して單獨の現象に非ず。當時の日本は事々物物、昔しの圈套を脱して新しきものを迎ふべき革新の氣に満ちたりしなり。たとへば當時の民間文學たる今様の發達を見よ。京の男女、所々のはしたなもの、雑仕、江口、神崎の遊女、國々の傀儡子遊女の類まで之を作り、之を誦し、民間到る處其哀調悲歌を聞かざること無かりしに非ずや。(梁塵秘鈔) 其作例を見るにたとへば故都の蕭條たるを歌ふものには

舊き都を 來て見れば

淺茅が原とぞ あれにける

月のひかりは くまなくて

秋風のみぞ 身にはしむ。(平家物語)。

と云ふが如き、其佛教の旨を歌ふものには

佛もむかしは 凡夫なり。

我等も遂には 佛なり。

いづれも佛性。具せる身を

隔つるのみこそ 悲しけれ。(平家物語)

像法さうぼう 轉じては

薬師の誓ぞ たのもしき、

一たび御名を きく人は

萬の病 なしとぞ云ふ。(梁塵秘鈔)

次第聲聞 いかばかり。

よろこび身よりも あまるらん。

我等は未來の 佛ぞと、

たしかに聞きつる 今日なれば。(同上)

よろづの佛の 願よりも

千手のちかひの たのもしき

かれたる草も木も たちまちに

花咲きみなると、 いひ給ふ。(同上)

と云ふが如き、其景物を詠ずるには

松の木かげに たちよれば

ちとせのみどりぞ 身にはしむ

むめかえかざしに さしつれば

春の雪こそ ふりかゝれ。(同上)

と云ふが如き共に此平民的の歌が如何なる種類のものにして如何なる智識と興味と

を民間に與へしかを知るに餘あるものなり。天台宗の教義も、法華經の秘義も是に依りて歌はれたり。自然の景色も、國々の名所も、地方の風俗も是に依りて歌はれたり。而して其流行の區域は水村山郭至る所の遊女にまで及びたり。(梁塵秘鈔)。此の如き平民的の詩歌の民間に行はれ、民間の智識と興味とが進み來ると共に民間の信仰も亦昔の如くなる能はざりき。是に於て乎、久しく時代に適應する信仰を求めたりし法然は承安五年(一一七五年)を以て公然專修念佛の教理を唱へたり。(元亨釋書)。彼は必しも自ら新しき宗教を唱ふるものなりとは言はざりき。されど彼の宗教はたしかに古き時代の信仰に反抗するものなり。彼は先づ宗教を以て専門の業とし僧俗の別を嚴にし精神的の事業を寺院の壁内に塾居せしめんとする舊き寺院の制度に反し、信仰を以て直ちに民間の生活に結び付けたり。彼は專修念佛の行者は世俗をはなれず、公役をつとめながらも内心に佛道を願ふべし。在家に止住し、妻子のもとに居て愛慾にまつはられ、或は主君に仕へて弓箭を帶しながら、或は耕作

を事として鋤鋤をひさぎながら、或は商賈を業として朝夕をさへながら、猶ほ其信仰を維持し得べしと論じ、寺院に行かず山林に通れずして猶ほ永生に入り得べしと論じ、久しく僧侶のものたりし宗教を人民のものとなすべく勉めたり。彼は當時の信仰が死生の禁忌を以て穢とし、これを去るを以て淨きこととし、方角の吉凶を論じ、亡者の死後に六道の衢を教ふる等の迷信ありしに反し、斯の如きことの無用なるを教へたり。彼は當時の僧侶が經文を以て故らに難解深奥のものなりとするに反し、今様を傳道に應用して和讃なるものを作り、一文不知のやから、經教の深理も知らず、釋義の奥旨をも辨へ難きもの、爲に之を誦せしめたり。彼は當時の僧侶が私闘、貪慾、男色の如き所<sup>あら</sup>有惡徳に染み、絶えて人民の信仰状態を以て念とせざりしに反し専ら意を傳道に用ひパウロの所謂猶太人には我れは猶太人の如くするてふ時機相應の教理を説き、專修念佛の人は愚者となりて往生すべしと教へ、其の信者に勸むるに、汝曹、既に善智識に逢ひて、往生の信心を得たり、應さに汝の踊躍歡

喜を他人に分ち、彼等をして汝と均しき踊躍歡喜に入らしむべしと勸めたり。(末燈鈔)。當時の僧侶は人の爲し難き功德を尊び、自力を以て安心立命の地に達せんとするもの多かりき、傳説に依れば僧文覺は斯の如きもの、恰好なる一例なり。傳説は彼の逸事を語りて下の如く言へり。

十九の歳、道心起し、髻切り、修行に出でんとしけるが修行といふは、いか程の事やらん、ためし見んとて六月の日の草もゆるがず、照りたるに、或片山里の藪の中へはいり、はだかになり、仰のけに伏す。蠅ぞ、蚊ぞ、蜂蟻などいふ毒蟲共が、身にひしととりつきて刺し喰ひなどしけれども、些とも身をはたらかさず。七日までは起き上らず。八日といふに起き上りて修行といふは是程の大事やらんと、人に問へばそれ程ならんはいかでか命も生くべきといふ間、さては平安ござんなれとて、やかて修行にこそ出でにける。(平家物語)

一人に於ては斯の如き修行を積んで以て聖者の域に達すべく、一國に於ては祭を修

し、塔を造り、以て治安を祈るべしとは當時の思想なりき。されど彼は此の如きことの必しも功德なきに非るを認めたと共に、往生は佛恩にして人間の自ら爲したる功德に關するものに非ず、我等は唯だ如來の誓に任せて、其おはからひを感謝すべきのみと教へたり。當時の佛教は其教義頗る煩瑣にして其經典も頗る多く、所謂顯密大乘經六百三十七部、二千八百八十三卷の稱ありき。(立正安國論)。されど彼は此等の經典はみなそれごとく相應に行はさるべき時機あるものなりとなし、今の世に於ては阿彌陀の誓に任せて往生するてふ淨土門の教義の外は或は捨て、或は閉ち、或は聞き、或は抛ちて可なりとし、佛教をして極めて簡易なるものたらしめたり。(立正安國論)。彼は亦當時の神佛崇拜が餘りに複雑なりしに反し、諸神、諸佛を一佛に攝し、一佛は則ち一切の佛なるが故に諸佛みな一體なり。諸佛みな無量壽、極樂界中より出るが故に諸佛みな彌陀より出でたるものなり。されば釋迦、藥師、觀音、彌勒等の諸佛はみな彌陀一佛なりと唱へ、彌陀一佛をのみ拜むべきことを教へたり。(末燈

鈔)。此の如き信仰はよし當時に於ても決して新しきものに非ざりしにもせよ、且彼が宗教改革者たる位置は、ルーテル、メランクトンの歐洲大陸宗教改革史に於けるものと均しく、必しも獨創者たる名譽を擔ふべきものに非りしにもせよ、彼の唱へたるが如き新しき信仰が忽ち多くの隨喜者を生じて人心に新生氣を鼓吹したることを思へば、當時の人心が既に昔に飽き、典故に飽き、繩墨に飽き、何ものか新しきものに向て進みつゝありしを見るべきものなり。政治の改革も詮し來れば人心動搖の一現象たるに過ぎず。平氏の事業の如きも、此點より之を見れば敢て奇とするに足らざるなり。

(二) 平氏は武士が始めて自己の力量を知りたるものなり。

都の公卿が武士を爪牙として其位置を維持したること既に久しかりき、彼等は武士に依りて其莊園の利益を維持したり。彼等は武士に依りて盜賊を防ぎたり。彼等は武

士に依りて南都北嶺の惡僧を防ぎたり。武士なくんば彼等は久しく其存在を失ふべかりしなり。しかも武士は久しき間、公卿の爪牙たるを甘んじ、未だ嘗て其外を思はざりき。乃ち源平氏の大將と雖も纔に昇殿を許さるれば以て自ら榮としたり。されど保元以來、皇室、貴族各其慾望を遂げんが爲めに數ば武士を援ひて味方となし、武士の好意を得んが爲めに高位重爵を以て之を誘ふに及で武士は漸く自信の念を生じ、復た公卿の爪牙たるを以て甘んぜず、自ら進んで政治の中樞たらんとし、昔は公卿の爪牙たりしものが今や逆まに公卿を以て自己の傀儡とし、或は進んで自ら公卿の位置を取らんとするに至れり。是れ則ち武士が自己の力量を覺りたるに外ならず。是より先き武士は既に公家の與し易きを覺りたるもの多かりき。則ち久安の末(一一五〇年)に於て上野國新田郡の源氏新田三郎義國の郎等が都に於て義國が右大臣藤原實能の車に逢ひ、無禮を尤められて馬より墮されしを憤り、直に馳せて實能の第を焼き、其の怨を報ひしが如き。(尊卑分脈)。平忠盛を豊明節會に於て鬪打すべき由、

雲上人の陰計ありと聞き、忠盛の家人御所に推參し、布衣の者ながら宇津保柱より内に候して、すはと云は、堂上までも切上るべき頼魂を示し公卿殿上人を畏嚇したるが如き。(盛衰記)。保元の亂に内裏にて、信西が義朝に向ひ兇徒を追討して逆鱗を休め奉らば日比申す所の昇殿に於ては疑あるべからすと云ひしに、義朝は意氣軒昂として、「今戦の場に罷出で、何ぞ餘命を存せん。只今昇殿仕て冥途の思出にせん」とて御許されもなきに推て階上に上りしが如き。同時に新院方にて爲朝は藏人たるを辭し、「唯今の除目物忽なり。人々は何にも成給へ、爲朝が今日の藏人とよばれて何かせん、只元の鎮西八郎にて候はん」と云ひしが如き。(保元物語)。共に武士の眼中漸く自己の存在を發見し、漸く名爵、門閥の侮るべきを認識し來りたるを見るべきものなり。斯の如くにして武士の自信力は既に芽を出し、既に幹を出し、既に枝葉を生じたるに及んで院政の結果は内と院との争となり、内と院とに結んで各其の私慾を逞ふせんとしたる攝關家自身の内訌となり、一轉して小臣の勢力争とな

り、其争の生ずる毎に武士の力を頼まざるべからざりしを以て武士は益す天下の事懸りて自家の肩上に在るを自覺し、遂に久しく他人の道具たる位置より一轉して逆まに他人を道具とし、大膽にも自ら進んで政界の主人たるに至れり。平氏は則ち是なり。

(三) 平清盛論。

之を要するに平氏の勃興は武士の権力發達史より之を見れば是れ猶ほ花落ちて莢となるが如く、水至りて渠成るが如きのみ、是を自然の勢と謂つべきなり。されど總ての事業には之を生ずる勢あると共に之を成すの人なきを得ず。平氏の勃興は大勢の生じたる所なり。されど平氏をして勃興せしめたる中心的人物は實に清盛其人ならざるを得ず。彼は不幸にして其傳記を鎌倉世盛りの時に書かれしが故に彼の人物は其實際よりも小さく醜く畫かれたり。

たとへば保元物語、平治物語に義朝をのみ強く、清盛を臆病者のやうに書きしが如き、源平盛衰記、長門本平家物語に清盛が童子三百人を選びて間諜とし、淫刑濫罰頗る多かりしことを記したるが如き、共に之よりも正確の度に於て多く信用すべき他の文書に見へざる所にして恐くは虚談なるべし。

されど彼はたしかに改革の時代が生みたる改革の兒なり。彼は信西の如き精細深刻なる法家的手段を有せず、其の敵に對しては極めて寛大なる態度を取りたりき。彼は其當の敵たりし義朝の諸子をすら、彼の生命を狙ひたる義平の外は皆之を活かしたり。彼は義朝を殺したる長田莊司を賞せざりき。(平治物語)。彼は義朝に與したるものと雖も其強て彼に抗せざるものは許して其所領を安堵せしめたり。頼朝の伊豆に在るや、其十四歳より三十四歳に至るまで通計二十一年間、彼は何等の猜疑を頼朝の身に加へざりしのみならず、彼は繼母池氏が春秋の衣裳を一年に二度づゝ頼朝に與ふるを尤めざりき。(平治物語一本)。彼は自ら頼朝は自己の恩に背くまじきもの

なりと信じたり。(平家物語)。彼の晩年は直情徑行の驕兒たりき。されど彼は常に陰謀に對する防禦者にして自ら陰謀の發案者に非りき。彼の人物は陰謀の作者たるよりは大なりき。事業は作者の性格を表はす。試に彼の開鑿したる音戸の瀬戸を見よ。清盛の音戸の瀬戸を開きたりと云ふは古書に見えず。唯だ土人の碑に存するのみ。彼の經島の築港を見よ。源平盛衰記、平家物語、皇代記。何ぞ其の規模の甚だ大なるや。平家物語に經島は福原和田泊を安全なる良港となさんか爲に一切經を石に記して之を填めたるが故に其名ありと云ひ山槐記に當時清盛官に請ひ、河内、和泉、攝津及び山陽、南海二道の諸國をして其役に充てしめたりと記す。彼の興味は狭き小き都の内に限られず、彼は瀬戸内海を自己の園池とし、四國九州を以て其假山とするの大なる氣象を有せり。彼は獨り、福原に築港し、音戸の瀬戸を開鑿したるのみならず、馬關が九州沿海及び瀬戸内海の海權に於ては重要な地點なるを看取し、長門を以て平氏の管國とせり。(平家物語)。當時の公卿が歌枕としてのみ知りたる日本全國の地形を以て自己の政治的野心に利用したる彼の大なる見識に至ては眞に後人の歎美を値すべきものなりき。彼は此點に於て先づ頼朝の爲す所を爲せしものなり。何となれば頼朝の鎌倉を撰んで



其の巢穴とし、京都に住むことを肯んせざりしは東北の日本を其政治的地盤とする源氏に在りては京都に住むは猶ほ是れ虎の山を出で、市井に彷徨するが如きものにして其利益に非りしを知りしが爲めなればなり。夫れ沿岸航海の極めて不便にして兵馬の輸送が多くは長き陸上の線路をのみ頼みし東北の日本に於ては、出で、戦ふは退て守るの易きに如かず、關東を根據とし、京都を出張所とするの政策は是れ正に善く地理に合したるものなり。頼朝は善く此地形を其政治に應用せり。平氏は之に反し西南の日本を其勢力範圍とす。西南の日本は海の國なり。清盛が意を瀬戸内海及び九州沿岸の航海に注ぎ、海上輸漕の便を開きて四國九州の勢力を福原の埠頭に集中せんとしたるもの、是れ豈其術を同じくするものに非ずや。而して清盛は此點に於て頼朝の先輩なりしが故に頼朝は其地形に政治を應用するの術に於ては清盛に學ぶ所ありしと云ふも亦可なり。清盛の見解ある政治家たりしは獨り是のみならずるなり。彼は亦海外貿易の利益を知りて之を鼓吹したるものなりしが如し。彼は承

安元年（一一七一年）を以て羊五頭、麝一頭を院に進め、治承三年（一一七九年）を以て始めて日本に渡來したる太平御覽を天皇に奉れり。（百鍊鈔）。彼の子重盛は金三千兩を以て鎮西の船頭妙典に附し宋の育王山僧佛照に贈れり。（平家物語）。彼は嘗て高倉上皇を請ひて其福原の亭に御幸なさせ奉り宋人を御覽に供したり。（百鍊鈔）。彼は上皇嚴島御幸の時も福原より唐人に依りて操縦せられたる唐舟を參らせた。當時の隨行者は此唐人を形容して「まことにおどろくしく、畫にかきたるに違はず」と記したり。而して其嚴島に達するや、島の内侍八人は皆唐の女の粧を爲したりき。（嚴島行幸記）。頼長が嘗て沙金を以て書籍を宋より買ひしことあり、（百鍊鈔）、那智山に唐僧の居りしことあり、（平治物語）、唐本大般若經の始めて輸入せしことあり、（百鍊鈔）、僧侶の渡唐して學問するもの、珍らしからざりし時代に於て、（元亨釋書）、清盛が瀬戸内海を自己の園池とし、四國九州の海權を握り、海外貿易に依りて其富を做さんとしたること必しも不自然の事に非ずと雖も而も亦規模宏遠、尋

常武人を以て見るべからざるものありしと謂ふべし。其源氏に比すれば勢力範圍の極めて狭まかりし伊勢平氏の家を以てして善く源氏の勢力を壓倒し、殆んど二十年間武家を以て天下の權を掌握し世局變化の幕を開きたること亦宜ならずや。彼の頼朝に於けるや猶ほ豊臣秀吉の徳川家康に於けるが如し。彼は多くの點に於て頼朝に遜る所あるも武家の政治を開始したる創業者としては頼朝も亦彼の足跡を歩みたるものなりと謂はざるべからず。彼は眞に日本の歴史が生みたる偉大なる人格の一なりとすべし。

(四) 平氏の盛衰を論ず。

頼朝が十四の年を以て伊豆の流人となり、三十四歳を以て兵を擧ぐるに至りし二十一年間に平氏は恰も豫言者の瓢の如く遽かに其勢力を増長し、天下政權の中心として思ふが儘に世を治めたり。されど平氏は此の如くにして勢力の絶頂に達したると

共に自ら其中に衰亡の種子を養はざるを得ざりき。

源義朝を斃して日本唯一の武將となりし清盛は、二條天皇の親臣と、後白河上皇との衝突に於て常に院の御方みかたとして内裏の隠謀を破り、斯くて一方に於ては後白河上皇の御信任を得ると共に、一方に於ては少年なる關白基實を婿として攝關家と結びたり。彼が武將を以て政權の中心に喰入りたるは實に此策に依れり。

平治の亂の時、車駕、清盛の第に幸し、攝關公卿以下其門に奔走したるは武將の歴史に取りては眞に未曾有の事にして既に天下の事の武人を待つに非れば決し難かりしを見るべきものなり。されど當時の公家にして若し一和して朝政を執りたらんには平氏たとひ武功ありと雖も未だ必しも遽かに政權の中心に闖入する能はざるべかりしなるべきに、院政以來の弊害たる院中と内裏との衝突は此の戰亂と共に更に甚しきに至りたり。そは決して怪むべきに非ず。元來平治の亂其ものが二條天皇の外舅藤原經宗、天皇の乳父藤原惟方が院中の權力者たる信西入道を排

斥し、天皇を擁して政權を内裏に收めんとしたるに起り、信賴と義朝とは其使嗾に應じて起ちたるものに過ぎざれば信賴、義朝死すると雖も經宗、惟方等の内裏に在る限りは院と内との關係は決して圓滑なる能はず。二條天皇の御世を通じて院と内とは常に陰謀を闘はせたり。(參取平治物語、愚管鈔)。是時に方りて院は常に清盛の兵力を頼みて内裏の陰謀者を斥けんとし玉へり。則ち永曆元年(一一六〇年)二月二十日の夜に經宗、惟方を禁中に捕へ、三月十一日に經宗を阿波に惟方を長門に配流したるも、清盛の兵力を假りしものなり。此時、院は清盛を召してわが世にありなしは惟方、經宗に在り。是を思ふ程いましめまいらせよと、泣くく仰有りしかば、清盛も仰に従ひしものなりと云ふ。(參取愚管鈔、百鍊鈔)。清盛既に此の如くなれば平氏の一族中には院の近臣に結びて皇位繼承に關する陰謀に加はりしものなどもありけん。翌年(一一六一年)則ち應保元年九月には平教盛が上皇の近臣右少辨平時忠と共に皇弟憲仁親王を立て、皇太子とせんことを謀

りたりとの罪名にて内裏より官を奪はれしことあり。(山槐記)。間もなく院の近臣右馬頭伊隆、左中辨成親なども官を奪はれき。(百鍊鈔)。但し此頃まで清盛の態度は必しも自ら進んで二宮陰謀の渦中に加はらんとしたるに非ず。彼は唯だ院に頼まれ參らせし時にのみ之に加はりしが如し。當時前關白忠通猶ほ生存したれば二宮の陰謀も自ら其人格の威重に依りて甚しきに至らざりしなるべき歟。既にして長寛二年(一一六四年)二月十九日六十八歳を以て忠通歿し(百鍊鈔)其月十日、忠通の子關白基實は二十二歳を以て清盛の女盛子を室とせり。清盛是に於て始めて攝關家の外祖となる。

斯くて永萬元年(一一六五年)二條天皇崩御の頃には清盛は既に内裏に於ても、院中に於ても其武威を憚らせ玉ふほどの一勢力となりしのみならず。源平盛衰記に二條天皇御葬送の夜、延曆、興福二寺頼打論の事あり。僧徒の爭亂ありし時、世には上皇、僧徒に仰せて清盛を誅せらるゝの御陰謀ありなど申すものもありしかば六波羅に武士ども集まりて事あらば官兵を迎へ撃たんとひしめきたり。上皇驚かせ玉ひて六波羅に御幸ありしかども清盛疾ありとて見え奉らず、還御の時重盛獨り御伴の列に加はりし由を記す。平治の亂より此に至りて纔に六年、清盛が既に院中の黨にもあらず、内裏の黨にもあらずる獨立なる大勢

力となりしを。彼は今や其兵力と、其關白の岳父たることに依りて、逆まに院中を制し、永萬元年（一一六五年）八月十七日大納言となり、明くる仁安元年（一一六六年）七月二十六日其女婿攝政基實の歿するや、參議藤原邦綱の勸に従ひ、攝關家の所領中、白河殿領と稱したるもの、全部及び多數の第宅、古器文書を以て基實の子基通と其嫡母即ち平盛子、清盛の女なり。此時基通は猶ほ幼稚なりき。とに屬せしめ、基通に繼ぎて攝政たりし基房には僅に氏寺領計はかりを知行せしめ、因て以て藤原氏の富を自家の手中に收め、（參取愚管鈔、東鑑）、尋で其妻の妹建春門院の所生憲仁親王高倉天皇の御事なり。をして皇太子たらしめ、（百鍊鈔）。進んで内大臣となり、（公卿補任）翌年（一一六七年）遂に太政大臣となり以て人臣の榮を極め、更に其翌年（一一六八年）を以て憲仁親王の即位を見るに至れり。高倉天皇則ち是なり。時人は天皇を以て平氏の立て參らせたる君となせり。彼は斯の如くにして獨り攝關家を自己の藥籠中に置きしのみならず、進んで至尊をも門生同様にし參らせんとし、愚管鈔に高倉院は平家の立まいらする君なりとあり。 承安二年（一一七一年）十二月二日

其女徳子を後白河天皇の御猶子として入内せしめ、治承二年（一一七八年）其豫期したる如く徳子が皇子を生むに及んで直ちに之を皇太子とし、同四年（一一八〇年）皇太子三歳を以て位に即き玉ふに至りて彼は藤原氏の如く至尊の外祖となり濟ましたり。百鍊鈔に依る、徳子は即ち建禮門院、其所生は即ち安徳天皇の御事なり。 當時の世界に於ては如何なる兵力ありとも皇室を擁するに非んば未だ以て天下に號令するに足らざりき。清盛は善く此事情を知れり。故に彼は進んで天子の外祖たるに至るまで、此目的に向つて突進したり。彼は斯の如くにして皇室を擁して四海に號令するの好位置を取りたり。世或は清盛が此の如き政策を取りしを以て單に藤原氏を學びたる一種の模倣に過ぎずとす。されど是れ其一を知つて未だ其二を知らざるもの、み。當時の世界に於ては院宣、繪旨は猶ほ人臣を指揮すべき大なる力を有せしを以て、其家を皇室に結び付け至尊の威稜を假り奉るは政策として之を言ふも、眞に已むを得ざりしものにして、清盛の意決して獨り藤原氏の榮華を羨みたるのみに非りしなり。

保元物語に天子の尊くして神佛の加護を蒙り給ふものなることを述べ、「正法念經には初め胎中に宿り給ふ時より諸天之を守護す。三十三天其徳を別けて與へ給ふ故に天子と稱すといへり。」と記し、天子となることの深き宿縁に基きたるものなるを説けり。歐洲に於て帝王の權を以て神より出でたる權利なりとしたる所謂帝王神權説と此宿因説とは外形異にして實質同じと謂つべし。共に皇室の御運命を神聖なる豫定に出でたりとするものなればなり。保元物語の記者は更に此意を布演し、「末代とは云ひながらさすが天子の御運は凡夫の思ふ處にあらず、天照大神、正八幡の御計なり。七千餘坐の神、殊には三十番神、朝家を守り給ふ」と云ひ、「南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて京都を守り、北には賀茂大明神、天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等光を雙べて日夜に結番し、禁園を守り給ふ。縦ひ逆臣亂をなすともいかに靈神の助なかるべき」といへり。是れ明かに當時の信仰を道破したるものなり。されば平治の亂に於ても、清盛が熊野より直ちに引返

へしたるは「事延引せば定めて、當家對治の由、諸國へ院宣、繪旨をも成さるべし、朝敵と成りなん後は後悔すとも益あるまじ」との重盛の説に従ひしものにして、信賴、義朝の敗北は主上、上皇共に内裏を脱して彼等は院宣、繪旨を假るの途を失ひたればなり。さればこそ源賴政の如きも「累代弓箭の藝を失はじと、十善の君に付き奉る」と稱し義朝を去て清盛に附きたるなれ。(平治物語)。其後壽永二年(一一八三年)義仲の都にて院中の武士と戦ひしときも、矢の飛ぶこと雨の如くなりしとき、是は院にて渡らせ給ふぞ過ちすなと申しければ武士ども皆馬より下りてかしまりしと云ふ。(平家物語)。東鑑に壇浦の役に或者、御座舟に入り賢所を開かんとしたるに兩眼忽ち暗くなりしことを記せり。當時の皇室に對する人心は眞に一個の宗教心の如きものなり。故に皇室を擁して天下に號令するは則ち天下をして背く能はざらしむる所以なり。

彼は藤原氏の故智に倣ひ、皇室と自己の家とを婚姻の關係に依りて親密なるものと

し、皇室の御威稜を假りて其號令を粧へり。彼は是に依りて四海の中心に立ち天下の人心を指揮したり。彼は此目的を達せんが爲めに法皇の寵臣及び貴族中の才幹あるものに結托せり。則ち當時智臣の譽ありし平時忠の如きは院の近臣にして彼が常に相助け相依りて以て其功を爲したるものなり。藤原經房勅解由小路又は吉田と稱す。は當時の朝臣中に於て政治の才ありしものなり。故に彼は朝廷の大議ある毎に經房に諮詢せり。(源平盛衰記)。藤原邦綱は典故に通じ、多く故事を知れる朝臣なり。故に彼は邦綱と情好款密にして、其女を以て己の子重衡に妻あはせたり。(源平盛衰記)。大外記藤原賴業は當時の宿儒にして高倉天皇の侍講たり。彼の人物を鑑識するに過たざりし眼光は又此學者をも射りたりしが如し。何となれば彼の子宗盛は政事を以て彼に諮詢したる形迹あればなり。(玉海)。彼は菩薩戒を延曆寺の座主明雲天台座主記に曰く明雲は權大納言顯通の第二子にして仁安二年(一一六七年)二月十五日座主の宣命あり。治承四年(一一八〇年)に至るまで天台座主たる前後十四年に及ぶと云ふ。其始めて座主となりしは清盛が太政大臣となりし年に同じければ彼が座主たりし運命は殆んど平氏と相終に受け約して師弟となり、常に山僧の好意を失はざらんと勉め

たり。(源平盛衰記)。彼は又瀬戸内海の咽喉たる播磨國福原に其亭を作り、其所に居

て以て京都を制したり。平氏が福原に其第を營みたるの日は詳ならず。思ふに清盛が播磨守たりし時、其地を相したるものならん。而して高倉天皇以後は清盛は常に福原の第に居

りしもの、如し。百鍊鈔に嘉應元年(一一六九年)後白河上皇高野參詣の歸途福原亭に御幸ありしこと。同二年、宋人を見ん爲め、同所に御幸ありしこと。承安元年(一一七一年)、建春門院と共に御幸舟遊の事あり。遊女に縁を賜ひしこと。同二年(一一七二年)三月十五日又御幸あり。三箇日千僧の供養を行ひ玉ひしこと。同年十月十五日和田濱に於て清盛が千壇阿彌陀を修せしとき、御幸ありて法華經を修し玉ひしことを記し、皇代記に清盛が同年を以て經島を築しことを記し、源平盛衰記に治承元年(一一七七年)源行綱が福原を訪ひて宮中に平氏滅亡の陰謀あるを告げしことを記す。前後を通じて之を按ずるに清盛既に太政大臣となり、高倉天皇を立てまいらせ、政權を一門に掌握すること、に於て成功したる後、薙髮して淨海と號し、居を福原亭に移して此に一個の政治的中心を作り、瀬戸内海に臨んで四國、中國九州を控御し、以て京都を制したるが如し。福原を以て播磨國と記したるは當時福原と稱したる地は今の福原に限らず其大部分は播磨の國に亘りたればなり。彼は瀬戸内海を以て其園池とし、四國

九州の海權を以て其根底としたりしが故に政治の座を福原に移したり。彼が大政治家たりし見識は此所にも現はれたり。彼は斯くて糧食の輸漕に困難なる京都に大兵を置くの不便を免れたり。南都、北嶺の僧侶と、麾下の武士との衝突を避け得たり。虎の山中に在りて猛きが如く彼は瀬戸内海沿岸及び九州の勢力を集中し得べき好個の位置を其座として以て京都を威嚇せり。斯の如くにして多くの點に於て見識ある

政治家たりし彼は政權を一門に集むるに於て成功せり。彼が高倉天皇を立てしより十餘年間、世は彼に背くこと能はざりき。彼は多く諸國の貢税及び神社佛閣皇族貴族の家領莊園を奪ひて其知行としたり。(百鍊鈔)。彼は其家人を以て地頭とし其家領に補置したるのみならず、國司、領家をして彼の家人を擇んで地頭たらしめたり。(東鑑文治元年條)。彼は日本六十六州の中三十餘國を知行し、五百箇所の莊園を占めたり。(源平盛衰記)。彼は上總介藤原忠清を以て東國侍奉行とし、東國武士をして其門に伺候せしめ、(源平盛衰記)、筑後守平家貞及び其子兵衛尉貞能を腹心として西國を治めしめたり。東鑑に左兵衛尉貞能は入道大相國專一腹心のものなりと記し。保元物語に筑後守家貞保元の亂に筑紫より上りしことを記し、源平盛衰記、百鍊鈔に永曆元年(一一六〇年)家貞が肥前國の住人日向太郎通良を征伐したること及び治承四年(一一八〇年)菊池高直が兵を出せしとき貞能が肥後に赴き九國の兵を發して高直を攻めしことを記す。此事實は讀者をして忠清が東國侍奉行たりし如く家貞父子が平氏の爲めに九州を管せしものなるを想像せしむ。彼は斯の如くして鳥の兩翼を張るが如く東國西國の武士を其門下に集めたり。彼は斯の如くにして天下の富を一門に壟斷したるのみならず、一門の公卿に上るもの十六人、殿上人たるもの三十四人、諸國受領、衛府諸司たる

もの六十四人、以て其榮爵を誇れり。平家物語に依る、源平盛衰記には一門の卿相雲客、諸國の受領、衛府諸司總じて六十餘人なりと記し、玉海には壽永二年(一一八三年)平氏西海に奔りしとき院宣にて官爵を削りし平氏二百餘人と記す。以て平氏の多く官爵を占めたりし狀を想像すべし。されど是れ平氏が其連命の絶頂に達したりしものにして是より後は其下り坂たらざる能はざりき。平氏は既に攝關家と婚を通じ、既に至尊の外戚となれり。是れ平氏の家運が隆々たりし所以なり。されど平氏は之と共に都の貴族の風俗に染み、漸く昔の伊勢平氏たりし蠻骨を軟了せり。則ち經盛が和歌を善くし巧に笛を吹きしが如き。(平家物語)。重衡が笛を吹き、朗詠したるが如き。(東鑑)。教盛が和歌を善くしたるが如き。(平家物語)。忠度が和歌を善くして藤原俊成の弟子たりしが如き。經正が和歌を善くし、琵琶を弾じたるが如き。(平家物語)。行盛が和歌を善くして藤原定家の弟子たりしが如き。(源平盛衰記)。共に其一門が早くも公家の風俗に化せられつゝありしことを見るべきものなり。斯くて平家の公達は薄化粧して鐵漿黒く、錦の袋に笛を入れて歩くほどの貴公子となりぬ。(平家物語)。京都の生涯、貴族の交際は人をして軟化せしむ。數代武勇の

家に生まれ、楯戟の業を継ぎし東國武士の工藤祐經と雖も北面に出仕して都の風に吹かるれば則ち歌吹の曲に携たづはらざるを得ず。(東鑑)。況んや自ら雲上人となり、雲上の交際を爲し、其優美、艶冶なる風俗に慣れしをや。平氏の青年が早くも柔弱なる貴公子と化し了りたること敢て怪しむに足らざるなり。是れ實に平氏が其勢力の絶頂に達したる時に於て其腹心に受けたる大なる病なりき。且平氏は餘りに進み過ぎ、餘りに其家門の利益を圖るに急なりしかば勢いきほひ、貴族、及び諸國武士の反感を買はざるを得ざりき。日本全國を統領して只管に其知行、莊園の増加せんことを冀ひ、所謂一毫心に違はゞ王公と雖も之を擒にし、一言命に背けば公卿と雖も之を斥け、他人の世々相傳したる家領を奪つて念となさず、日本全國に其領地を擴張し、朝廷の名器を其家門に獨占し、平時忠をして方今平氏に非ざるものは人にして人に非すと云はしむるに至りたる専横の態度は少からざる反感を人心に植ゑ付けたり。(源平盛衰記)。是亦平氏の運命をして危からしむべきものなりき。斯くて平氏は漸く運命の分水嶺に近づきたり。

水嶺に近づきたり。

(五) 流人たる頼朝の位置

是時に方りて頼朝は伊豆國の流人として二十年の歳月を送りたり。我讀者は流人てふ名に拘泥して頼朝の當時の生活を以て後人の島流しの如きものなりと想像すべからず。當時の意義に於ては流人とは必しも此の如く制限せられたる生活を爲すものに非ず、彼等は田舎に住して頗る自由なる行動を取るを得たり。東鑑に散位平兼隆は伊豆國の流人なり。父和

泉守信兼の訴に依りて當國山木郷に配せらる。漸く年序を経るの後、平相國禪園の權を假りて威を郡郷に輝す。是れ本と平家一流の氏族たるに依てなりとあり。流人にして其一門の威を頼み、郡郷に横行するものあり。流人の意義今日と殊なるを想ふべし。 頼朝の伊豆に在るや、亦此意義に於ての流人なりき。彼は地方の

豪族が住むべきものに均しき大なる第に住みたり。彼の第は多くの武士をして止宿せしむるに足りき。彼は厩を有し、厩に屬する舍人を有し、釜殿を有し、家事に給事すべき女子を有したり。彼の流人たりし生活は總ての點に於て猶ほ貴族の生活た



りき。以上東鑑の記事に依りて推測す。彼は伊豆に下りしとき、其亡母の弟たりし祐範の郎等に送られ、爾後毎月一回、祐範の使者を受けたり。(東鑑)。彼は乳母の妹の夫、散位康信より毎月三回、京都の状況を報ずる使者を受けたり。(東鑑)。彼は彼が伊豆に下りしと共に京都より武藏國比企郡に移住し、二十年間、彼の起居を訪問することを怠らざりし乳父比企掃部介夫妻の絶えざる音信を受けたり。(東鑑)。藤九郎盛長、小中太光家、工藤介茂光、土肥次郎實平、岡崎四郎義實、宇佐美三郎助茂、天野遠内遠景、加藤次景廉、堀藤次親家の如き、伊豆、相模、駿河の武人は彼の第に往來して昔の如く家人の禮を執りたり。近江國の住人佐々木源三秀義は平治の亂後平氏の門に馬を繋ぐを肯んせざりしが故に其所領を奪はれて東國に奔り、相模國の住人澁谷莊司重國の婿となり、其子太郎定綱、次郎經高、三郎盛綱、四郎高綱をして常に彼の門下に伺候せしめたり。(東鑑)。走湯山の住僧にして彼と師壇の關係ありし専光坊良暹も亦數ば彼を訪へり。箱根山の別當行實の弟永實も彼の第に往來せり。(東鑑)。良橋太郎

入道の息女も亦來りて彼の旅寓を慰めたり。此女性は彼が舉兵の後に至りて彼と戀に落ちたりしものなり。(東鑑)。三浦次郎義澄、千葉六郎胤頼の如き所領大なる豪族の子弟も亦時としては彼の第を訪ふことありき。(東鑑)。されば彼の名義は流人たりしかども彼は猶ほ全く源氏の嫡流たる品位を失ひしものに非ず。彼の生活は土民の生活に非ずして猶ほ比較的を得たる流竄公卿の如きものなりき。されば彼は配所に在りながら猶ほ相模地方まで狩倉したり。彼は數ば戀の浮名を流したり。彼は伊豆國の住人伊東入道祐親の第三女に忍び通ひ男子を生まれ爲めに祐親の怒を買ひ殆んと其生命を危ふし其子を殺され、其戀人は當國の住人江馬小四郎の妻となれり。(源平盛衰記)。されど彼は遂に懲るゝ所なかりき。彼は又當國の住人北條四郎時政の長女政子を挑んで遂に之に通じたり。政子後日自ら當時の戀を語りて曰く、「君、流人となり豆州に坐はし給ひし比、吾に於て芳契ありと雖も、北條殿、時宜に怖れ、潜かに引籠められぬ、されど妾は君に和順し、暗夜に迷ひ、風雨を凌ぎ、君の所に至りき」

と。時政も亦平氏の聞を憚りて其女の頼朝に通じたるを公にするを好まざりしと雖も而も彼は祐親入道の如く残酷ならずして敢て必ず其女の戀を妨げんとはせざりしなり。(東鑑)。伊勢平氏が都に在りて一門の榮華を誇り、歡樂極りて哀情正に生せんとしたる時、彼は伊豆に在りて斯の如き流竄者としては頗る趣味ある生活をなしつつありき。既にして承安三年(一一七三年)の夏高尾の文覺上人は伊豆に流されたり。(百鍊鈔)。彼は往て此不思議なる僧を訪へり。傳説は此會見の様子を下の如く語れり。曰く。

頼朝、永暦元年に伊豆に貶屏せられしより、身は固より逐官放臣なれば羈旅艱窘の情を免れざりき。されば文覺の新たに伊豆に流されしを聞きては空谷に逃れしもの、寔音を聞くの喜びあり。況んや都に聞へたる名僧なれば、なつかしき郷情をも慰むるを得べしとて、往きて文覺に逢ひ、父祖は官誅を受け身は鋼せられて遠く黜けらる。今は此世に望なければ上人の手を煩はして剃髪したしと云ふ。文覺は

熟く頼朝の面を見て、公は必らず天下兵馬の權を領すべきものなりと語りしと云ふ。(元亨釋書大意)。

「行はあれども、學なし」と稱せられ、人を罵り、惡口するの癖あるを以て知られたる一個の怪物、高尾の上人俗名藤原盛遠は此の如くにして始めて頼朝に會したり。(愚管鈔)。彼は勇敢を以て世に誇りたる渡邊黨の一人なりき。(源平盛衰記)。彼は他人の及ばざる苦行を爲し、嚴寒の日七日間那智の瀧に浴したるを以て知られたる荒行者なりき。(元亨釋書)。傳説は又彼が始めて頼朝を見たりし時、

法師日本國修行して在々所々に六孫王の末葉とて見參するを見るに、大將となつて一天四海を奉行すべき人なし。或は心いさみて人思ひつくべからず。或は性おだやかにして人に威應なし。おだしうして威なきも身の難なり。いさみてたけきも人のあだなり。さればたけくしておだしからんは國の主と成べし。殿をみ奉るに心ばせおだしうして威應の相おはします。これは物の思ひつく相なり。項羽は

心おこつて帝位にのぼらず、高祖性おだしくして諸侯をあひしたがへり、御邊は後たのもしき人や、めでたし〜とほめたり。

とも云ひ、彼は又賴朝に謀反を勧め、賴朝の容易に肯んせざるを見て、其自ら盗み得たりと稱する義朝の鬪體を首に掛けたる袋の中より出して賴朝に示し痛く其感情を動かし、ついに賴朝をして其心の秘密を語らしめたりとも云ふなり。(源平盛衰記)。其事必ずしも盡く信すべからずと雖も、文覺の伊豆下りが賴朝の生涯に取りて注意すべき一事件たりしは疑ふべからず。是れ賴朝正に二十七歳の時なりき。(百鍊鈔)。

## 第十章

### 平氏の衰運

#### (一) 院の近習と平氏の衝突

平氏は餘りに其勢力を増長せり。天下は既に其壓迫を堪へ難きものと感じたり。而して先づ起つて平氏滅亡の陰謀を企てたるものは則ち院の近習なりき。是敢て怪むに足らざるなり。此時に方りて世は正に平氏の勃興に驚き、先例古格を破りて大なる勢力となりしものは獨り平氏あるのみなるが如く感じたれども、其の實は此の如く異例なる勢力を得たるものは獨り平氏のみならず、信西入道が院の近習を以て天下の權を取りしより以來、院中の小臣は漸く其羽翼を長じ、身を寒微に起して朝榮に誇り、往々天下の大政に參するものなきに非りき。則ち後白河天皇に寵遇せられ、

時人をして昵近第一なりと稱せしめたる西光法師の如きは阿波の人にして當時の語を以て之を言へば宿根賤しき田舎人に過ぎざりき。源平盛衰記に依る。昵近第一云々は玉海に據る。彼は阿波の田舎より出來りて信西入道の家に仕へ、其薦に依りて北面となり、遂に法皇の最も寵任し玉ふ所となりしものなり。(源平盛衰記)。彼の子師高も亦院中のきり者にして檢非違使五位尉より安元元年(一一七五年)進んで加賀守に任じたり。(源平盛衰記)。彼は目代を遣りて加賀の國務を取行はせ、其院の寵臣たる威を弄し、寺社領、權門勢家の莊園を倒し、頗る國司の勢を示したりき。(源平盛衰記)。是れ唯だ其一例のみ。而も是に依りて當時の所謂北面の下臈なるものが朝恩に誇り、跋扈を極めたるの状を見るべきなり。彼等は斯の如くして寒微の出身ながら猶ほ天顏に咫尺して、日月の末光に浴し、一旦簡拔を蒙れば下北面より上北面に移り、上北面より殿上をさへ許され、朝政に容吻するの機會を得しことなきに非るを以て自ら驕傲の心を生じ、公卿殿上人を物ともせず、非禮の振舞を爲すものも亦多かりき。(源平盛衰記)。

斯の如き北面の位置が自ら野心多く、才幹ある人物を集めたるは自然の數なり。而して此輩が院中伺候の公卿、貴僧と共に平氏の勢力増長を見て不快の念に堪へず竊に之を倒さんとを計りたるは是亦彼等の位置に似合ひたることなりと言はざるべからず。如何なる世に於ても、嫉妬、競争の情は勢力の稍や相匹敵するもの、間に生ず。其勢力の大小、強弱全く隔絶するものに在ては則ち生ぜざるなり。平氏は其武力を頼めり。院の近習は其至尊に密邇する位置を頼めり。平氏は當時の社會に於ては新たに政治上の位置をはじめたるものなり。院の親臣も亦新たに政治上に一地步を開きたるものなり。彼等は其莊園の大、其知行の廣きに於て平氏に如かざりしなるべし、されど彼等の富も之を合すれば必しも寡しと云ふべからず。百鍊鈔に成親卿が承安三年(一一七二年)三條室町の御所を上皇井に建春門院に遣進したることを記す。其富想ふべし。平家物語に法勝寺執行俊寛の事を記して法勝寺の寺務職として八十餘箇所の庄務を司り、棟門平門の内に四五百人の所従眷族に圍繞せられしと云ふ。是亦其富の侮るべからざるものあるを見るに足る。凡そ當時の史を論ずるもの、貴族、高僧皆莊園の富あり、特に厚く朝恩に浴するもの、如きは其富頗る大なるものありしを忘るべからず。獨り彼等の最も弱點とする所は其兵力少なきに在り、彼等にして若し有力なる武士と相結ぶ

を得ば、其至尊に密邇する位置を利用し平氏と戦つて之を亡ぼさんこと必しも期し難きに非るなり。彼等は既に公卿貴族が清盛と結んで義朝を倒したる前例を知れり。彼等は既に平氏も亦家を北面に起したるものなるを知れり。況んや當時新進の意氣を以て平氏と相競ひ得べきものは彼等あるのみなるをや。斯の如くにして彼等は平氏の盛運を嫉妬するに堪へず、法皇を誘ひ進らせて平氏討滅の陰謀を企てたり。權力を好み、自ら用ふるを好み給ひし法皇も亦久しく平氏の專横を惡み給ひしかば、彼等の申す旨に御同意ありしもの、如し。されど此陰謀は彼等に與したる武人の反覆に依りて平氏の破壊する所となれり。其事情は下の如くなりき。

權大納言藤原の成親と云ふは院中の機務に參與し、檢非違使別當たり。(參取公卿補任、源平盛衰記)兼ねて大將たらんと切望したりけれども其志を達するを得ず重盛、宗盛、却て彼を越えて左右大將となりければ平氏に對していたく不快を感じたり。(平家物語)。西光法師は其子加賀守藤原師高の目代師經なるもの、目代の

威權を振ひ白山の末寺泉涌寺を焼きしより白山僧徒と衝突し、白山僧徒は延曆寺の末寺たるより延曆寺に就て國司の不法を訴へ、其結果延曆寺の蜂起となりしかば院の寵臣ながら法皇も已むを得ず、師高を尾張に流し給へり。(百鍊鈔)。是を治承元年(一一七七年)四月二十日の事とす。(玉海)。されど固より其御心に非りしかば延曆寺座主明雲の山僧を和解するに盡力せざるを惡ませ給ひしに乘じ、西光さまへに申して明雲の座主を奪ひ、伊豆に配流せらるゝこと、なりたり。(玉海)是は西光が師高の爲に明雲に復讐したるものなり。然るに明雲は清盛と師壇の關係ありしかば延曆寺の僧徒は明雲の罪なき由を清盛に訴へ其救を求めしを以て清盛も其情を諒し法皇に謁見して明雲を救はんとし院參したれども法皇は御逢もななく、其年五月二十一日明雲は遂に伊豆に流罪の事に定まりたり。(參取源平盛衰記)是より先き成親も亦尾張守たりしとき延曆寺と衝突して殆んど流罪に處せられんとしたることあり。是亦明雲の天台座主たりし時なり。(參取百鍊鈔、天台座主記)

されば此時の情態は明雲は清盛と善く、延暦寺は平氏に一致し、而して院中の寵臣、成親、西光は共に延暦寺と清盛とを惡みたるものなり。其頃平氏の勢甚だ盛んなりしかば成親、西光之を妬むの情に堪えず。法勝寺の執行俊寛、平判官康頼、其外北面の下臈等と相結び、攝津源氏多田藏人行綱を頼みて味方とし、數ば俊寛の山莊、都の東山鹿谷に會議したり。法皇も亦忍て御幸ありき。(參取平家物語、源平盛衰記。)然るに延暦寺の衆徒は座主明雲の伊豆に流さるゝを聞きて、大に憤り、五月二十三日近江國粟津に於て明雲を奪ひ去りしかば法皇は山僧の勅命を輕んずるを怒り給ひ清盛に彼等を討つべき由仰せられしかども清盛は固より勅命に應せざりき。法皇さらばとて成親に兵を集めて山僧を討つべき由命じ給ふ。成親則ち其の同盟者と謀り此機會に乗じて平氏を襲撃せんとしたりしに、行綱は事の成就すまじきを悟りて約に背き、福原に至り陰謀の趣を自白したり。是に於て清盛大に驚き大兵を率ゐて上京し、悉く陰謀に加はりしものを捕へ六月一日西光

法師を梟首し、同二日成親を備前に流し、尋て康頼、俊寛及び成親の子成經を鬼界島に、西光法師の子師高、師親、師平等を尾張に流し、幾もなくして成親師高師親師平を殺したり。(參取百鍊鈔。源平盛衰記。)清盛又法皇の此陰謀に加はり給ひしを怒り鳥羽に移しまいらせんとしたりしが重盛の切諫に逢ひて其事に及ばざりき。

(平家物語、源平盛衰記)。

斯くて平氏は院の親臣の陰謀を破壊し、依然として競争者なき優者の位置を失はざるを得たり。されど是れ平氏に取つては其運命の分水嶺より一步を衰亡の方角に轉じたるものなりき。何となれば平治の亂以來正に十八年、平氏は是に至りて始めて其堅固なる存在の價値を問はんとするものに逢ひたればなり。

## (二) 公卿と平氏の衝突。

平氏は院の近習及び北面の陰謀を破壊して一先懸念の肩を弛べたり。されど平氏は

未だ枕を安ふして眠る能はざるものありき。他なし。心に平氏を惡みたまひし後白河法皇は依然として猶ほ院中に政を取り給ひしのみならず、平氏と結びて時に用ひられたる貴族の外に立ち平氏の專横を憤れる他の貴族も依然として朝廷に列すればなり。たとへば當時の攝政基房は僅に二十を越えたる少年なりしかども彼は平氏を喜ぶものに非りき。何となれば平氏は嘗て彼が當然知行すべき藤氏長者の領地を奪ひて之れを基通母子に與へたればなり。(愚管鈔)。平氏に不平を懷きし貴族たるもの何ぞ基房を圍繞して平氏及び平氏の恩惠に浴する時世粧の貴族に酬ゆるを思はざらんや。斯くて此輩相和して内裏院中共に反平氏の空氣を作り、法皇を動かして以て平氏を抑へんとしたり。是に於て乎、平氏は數ば好ましからぬ待遇を院中より蒙れり。而して其最も甚しきものを平盛子の死後に於ける院中の處置なりとす。平盛子は則ち清盛の女にして基通の母なり。盛子は治承三年(一一七九年)五月十七日を以て死去したり。而して法皇は遠慮なく其嘗て後家分として知行したる莊園を收めて之を基

房に與へ玉へり。(玉海)。是れ當時の遺領分配法より云へば固より正當の事なりしと雖も、基實薨じてより十四年、久しく盛子の後家分として平氏の擅にする所たりし大なる莊園を舉げて他人のものとするは、清盛に取りては其愛子を失ひたる悲を、更に一層深からしむべきものなりき。盛子の死するや間もなく、平氏家督の嫡男にして賢名一時に高かりし重盛も亦同年(一一七九年)八月一日を以て歿せり。(百鍊鈔)。多情多感なる清盛は思ふに其悲に堪へ難く感じたりしならん。而して法皇は重盛の死するをも悲み玉ふ狀なく、却て八幡の御遊ありしのみならず、清盛の意を問ひ玉ふことなくして重盛が年頃知行したる越前國を收め玉へり。(參取玉海、愚管鈔、百鍊鈔)。清盛は又盛子の所生基通を中納言となさんとし之を法皇に奏請したれども法皇は之を許し玉はず却て基房の子師家をして次を超えて其任に上らしめ玉へり。(參取玉海、源平盛衰記)。老境に及びて愛女、愛子を失ひたる清盛は宮中の此の如き冷遇に堪へざりき。彼は是に於てか同じ年の十一月を以て再び大兵を率ゐて福原より

未だ枕を安ふして眠る能はざるものありき。他なし。心に平氏を惡みたまひし後白河法皇は依然として猶ほ院中に政を取り給ひしのみならず、平氏と結びて時に用ひられたる貴族の外に立ち平氏の專横を憤れる他の貴族も依然として朝廷に列すればなり。たとへば當時の攝政基房は僅に二十を越えたる少年なりしかども彼は平氏を喜ぶものに非りき。何となれば平氏は嘗て彼が當然知行すべき藤氏長者の領地を奪ひて之れを基通母子に與へたればなり。(愚管鈔)。平氏に不平を懷きし貴族たるもの何ぞ基房を圍繞して平氏及び平氏の恩恵に浴する時世粧の貴族に酬ゆるを思はざらんや。斯くて此輩相和して内裏院中共に反平氏の空氣を作り、法皇を動かして以て平氏を抑へんとしたり。是に於て乎、平氏は數ば好ましからぬ待遇を院中より蒙れり。而して其最も甚しきものを平盛子の死後に於ける院中の處置なりとす。平盛子は則ち清盛の女にして基通の母なり。盛子は治承三年(一一七九年)五月十七日を以て死去したり。而して法皇は遠慮なく其嘗て後家分として知行したる莊園を收めて之を基

房に與へ玉へり。(玉海)。是れ當時の遺領分配法より云へば固より正當の事なりしと雖も、基實薨じてより十四年、久しく盛子の後家分として平氏の擅にする所たりし大なる莊園を擧げて他人のものとするは、清盛に取りては其愛子を失ひたる悲を、更に一層深からしむべきものなりき。盛子の死するや間もなく、平氏家督の嫡男にして賢名一時に高かりし重盛も亦同年(一一七九年)八月一日を以て歿せり。(百鍊鈔)。多情多感なる清盛は思ふに其悲に堪へ難く感じたりしならん。而して法皇は重盛の死するをも悲み玉ふ狀なく、却て八幡の御遊ありしのみならず、清盛の意を問ひ玉ふことなくして重盛が年頃知行したる越前國を收め玉へり。(參取玉海、愚管鈔、百鍊鈔)。清盛は又盛子の所生基通を中納言となさんとし之を法皇に奏請したれども法皇は之を許し玉はず却て基房の子師家をして次を超えて其任に上らしめ玉へり。(參取玉海、源平盛衰記)。老境に及びて愛女、愛子を失ひたる清盛は宮中の此の如き冷遇に堪へざりき。彼は是に於てか同じ年の十一月を以て再び大兵を率ゐて福原より



上京し、臣、今の勢を見るに、誠に心に安んぜざるものあり。此儘朝敵となりなんには後悔及びがたし、此上は東宮を奉じて、鎮西に下向し、長く世務をいろひ申すまじと云ふを口實として院と内裏とを脅迫せり。玉海には清盛、重衡をして天皇に此旨を奏せしめしは、天皇大に驚き玉ひ、やがて清盛に御使ありて其心を和らげんとしたまひしことを記す。百鍊鈔には入道大相國公家を怨み奉り、一族を率ゐ鎮西に下向すべき由風聞すとあり。而して其結果は十一月十五日、基房攝政を罷めて基通之に代り、同十七日太政大臣師長、權大納言源資賢以下北面に至るまで法皇に親近するもの三十九人の奪官となり、同十八日基通の太宰權帥に貶せられ。(玉海)。師長の尾張に流され、(公卿補任)。資賢の丹波に流され、(山槐記)。同二十日法皇を鳥羽殿に押籠奉るに至りて落着し此一舉も亦平氏の勝利に終りたり。(玉海、百鍊鈔)。されど平氏は此に至りて其運命に致命傷を負ひたるものなり。何となれば其皇室を敵とし法皇を幽したる暴舉は眞に天下の反感を買ふに足るべきものなればなり。是より先き重盛の世に在るや彼は清盛と皇室との間に立ちて常に其衝突を避くるに苦心したり。彼は其政治家たる識見と伎倆とに於て、其規模宏

大にして天下を舞臺とする膽略に於て固より其父に如かざりしかども而も、心操甚だ穩かにして嫉妬と陰謀に富める都の感情を緩和するに足るべきやさしき情を有したり。(參取百鍊鈔)。今や彼は既に此世の人に非ず。直情徑行なる清盛は其猛烈なる性情を以て直ちに都の貴族に觸接す。彼等は清盛に於て其偉大なる人格を見る能はずして單に其粗野なるを驚歎す。斯の如くにして平氏は益す不人望に陥れり。伊豆に在りし頼朝は此年、齡正に三十三歳なりき。(百鍊鈔)。思ふに彼は三好康信より受くる毎月三回の通信に依りて天下の變既に近きに在るを察し、胸中密に興味多き時節の到來を祝したるならん。

《三》 以仁王、兵を擧ぐ。附源頼政の事。

一波起りて萬波動く。久しく人心を鎮壓したる平氏も今日今頃は數ば其運命の堅固なるや否やを試みんとするもの、出づるに逢へり。されど此時に至るまで平氏は猶

ほ皇族の中に其敵を發見せざりき。夫れ保元の亂は崇徳、後白河二帝の御位争に依りて兩軍各其旗幟を鮮明にし、平治の亂は主上、上皇の去就に依りて平氏は勝ち、源氏は敗れたり。當時の人心皇室を見る猶ほ神明佛陀の如きものあり。英雄の士若し天下に號令せんとせば必ず皇室を擁して其運動の中心とせざるべからず。今や清盛は一時の憤怒に乗じて後白河上皇を押籠奉りしのみならず、未だ數月ならざるに更に當帝に迫りて位を三歳の皇太子に譲らさせ進らせたり。是を治承四年（一一八〇年）二月二十二日の事とす。新帝は則ち建禮門院平得子、清盛の女の生み玉ふ所にして實に清盛の外孫なり。（百鍊鈔）。院政の行はれし當時に於て平氏が後白河上皇を押籠奉りしは是れ事實に於て國家の主權者を幽閉したるものなり。新院高倉天皇は天性御孝順なりしかども平氏の意に違ひ玉ふこと能はず手を拱して平氏の爲す所に任かせ玉へり。天下何ぞ切齒せざらんや。此時に方りて高貴なる皇族中、若し賢明にして年長なる御方あり起つて平氏の不臣を鳴らし、其討滅に従事し玉ふものあらば天下何ぞ之を

快とせざらんや。されば平氏が後白河上皇を押籠めまいらせ新院に迫りて其外孫を立てたるは餘りに自ら利するに急にして皇族の反感を買ひたる拙策なりきと謂はざるべからず。果然久しく平氏の權勢に雌伏し、其恩惠の下に在りし源氏の老將源頼政は此勢を看取し、後白河天皇第三の皇子以仁王に勸め進らせ竊に平氏討滅の策を獻じ宮の令旨を請ふて諸國の源氏を起たしめたり。當時と雖も平時に在りては宮の令旨の人心に及ぼす影響は固より宣旨、院宣の尊きに比すべからざりき。されど仙洞、禁裡、既に平氏的手中に在り、九重雲深く濛として天日を見る能はざるが如き人心煩悶の時期に於て其尊きこと禁裏仙洞に亞ぐべき皇族の起つて革命の運動を鼓舞したまふを見る、天下何ぞ雲破れて青天を見るの感なきを得んや。是れ當時に在りては一紙の令旨も以て輿論を激動するに足りしなり。頼政は善く此勢を見たり。彼は其計畫の中途に於て平氏の爲は其陰謀を覺られ、以仁王と共に不幸にして戦場の露と消えたりしかども彼が端を開きたる平氏討伐の運動は諸國の武士に依りて繼がれ、遂

に平氏を倒すを得たり。是れ彼が宮の令旨を假りて諸國の武士に其舉兵の辭を與へたればなり。

賴政及び以仁王の事は下の如くにして平氏の勝利に歸したり。

賴政は攝津守賴光より五代の孫なり。賴光の子を賴國と云ひ、賴國の子を賴綱と云ひ、賴綱の子を仲政と云ふ。兵庫頭に任じ昇殿を許され、特に詔を蒙りて大内を守護したり。(尊卑分脈)。此流の源氏は地方に住ます世々朝家に仕へて禁裡警衛の任に當りしと見え、賴政も亦久壽二年(一一五五年)兵庫頭に任じ二條天皇御即位の時正五位下に叙し昇殿を許され、仁安三年(一一六八年)從四位上に進み、(公卿補任)、尋で嘉應承安の間に正四位下たりき。(百鍊鈔)。此人平治の亂に義朝に背きて清盛に屬し、平氏とも親しき間なりしかば治承二年(一一七八年)清盛、爲めに奏請して從三位を授けたり。(玉海)。武門にして三位に上りしは平氏の外は昔より例なきことなり。思ふに平氏も漸く自ら人望を失ひしことを知りしかば故

らに源氏の老將を優遇して人心懷柔を計りしものならん。されど平氏の勢益す強くして傍若無人の振舞多かりしかば賴政も遂に堪ゆる能はず。治承四年(一一八〇年)四月九日夜更け人定まりて後始めて子息仲綱等を具して以仁王の三條高倉の御所を訪らひ謀反を勸めまいらせたり。(東鑑、源平盛衰記)。以仁王と申すは後白河法皇第三の宮にて、(百鍊鈔)。今年三十にならせ給へり。(東鑑)。御母は藤原成子、高倉三位と申す加賀大納言公實卿の女なり。院の御覺めおんおぼへでたかりし御方なりしかども、皇后の出にあらねばとて、未だ親王の宣下もなし。斯様に世に埋もれて暮し給へども人と爲り賢明にましまし諸道の事共沙汰あり内々王位に御心を掛けたまふなど申す人もありき。(參取愚管鈔、源平盛衰記)。賴政、宮に御謀反を勸め參らせしかば、宮則ち東海、東山、北陸三道の武士に平相國一族を滅ぼすべき旨の令旨を賜ひ、特に東國の源氏并に官兵は前右兵衛佐賴朝を大將軍として參洛せしむべしと令せらる。(源平盛衰記、東鑑)。此時爲義の子新宮十郎義盛(後行家と

改む)も頼政に附きて宮に参り八條院藏人に補せられ令旨を帯び山伏の眞似して東國に向ふ。先づ頼朝に相觸て然る後に其外の源氏に傳ふべき旨仰含めらる。(東鑑)。義盛東國に行くに臨み嘗て久しく身を寄せたりし熊野の僧徒に令旨を通じ兵を挙げしめしを以て那智、新宮の僧徒兵を起す。熊野本宮の別當湛増は平氏に與力の者なれば那智を攻めて却て敗軍し義盛等隱謀の企あるを福原に告ぐ、清盛大に驚き六波羅に還る。(源平盛衰記)。五月十五日朝議あり、以仁王を改めて源以光と稱し土佐に配流すべき由宣下し玉ふ。則ち檢非違使源兼綱、源光長を三條高倉に遣り王の第を圍ましむ。(參取玉海、東鑑)。兼綱は頼政の子なり。此時平氏未だ頼政の首謀たりしを知らざりしを以て此命あり。宮は頼政より内通ありたれば此日密に園城寺を指して遁れ出でたまふ。園城寺僧徒、宮に同意し、御謀反に加祖す。延曆寺の衆徒も亦與力しまいらすべき由風聞あり、南都も亦宮に同心の風聞あり。(百鍊鈔)。園城寺の僧徒は宮を迎へ道々切ふたぎて戦争の用意をなす。

(愚管鈔)。同十八日園城寺の僧徒、延曆寺、興福寺に牒狀して援を請ふ。(平家物語に依る。源平盛衰記には五月二十日興福寺に牒狀し、同二十一日延曆寺に牒狀すと記す)。同二十一日興福寺の僧徒延曆寺に應ず。(平家物語に依る。源平盛衰記には五月二十二日の事とす)。同二十二日の曉頼政、近衛河原の家をやき子息郎黨を率ゐて園城寺に参り宮の軍に馳加はる。(愚管鈔に依る。東鑑には五月十九日とし、歴代皇記は五月二十日とす)。此日天皇清盛の八條坊門の第に御す。内侍所も同じく渡御す。武士嚴重に警固し奉る。(參取山槐記、百鍊鈔、源平盛衰記)。頼政園城寺に参り六波羅を夜打せんとして兵を出したれども松坂にて夜明ければ空しく引返す。(愚管鈔)。同二十三日頼政法皇の山科宮に放火す。(山槐記)。宮の園城寺にましましける間に五畿七道へ宮の宣として武士を催さる、書を散らし玉ふ。(愚管鈔)。下野の國の住人小山氏へも令旨を賜ひたれど折節在京したる同國の住人足利忠綱には賜はざりき。忠綱、是は我を以て小山と同列のものに非ずとしたま

ふものなりとて太だ鬱憤を含み平氏に與す。平氏の郎黨上總介藤原忠清、計を清盛に獻じ米絹を以て延曆寺に啗はし且五月二十五日園城寺に與すまじき旨院宣を山僧に賜はりしかば山徒約に背く。(源平盛衰記)。以仁王則ち園城寺の獨り守り難きを知り、二十六日園城寺を出で、南都に向ひ玉ふ。(源平盛衰記)に依る。愚管鈔には五月二十二日とす。賴政一族園城寺の僧兵扈從す。平氏追擊して宇治平等院に於て合戦あり。宮並に賴政以下黨類悉く戦死す。(百鍊鈔、東鑑)。南都の僧兵は宮を迎へんとて木津川に至りしが敗軍を聞きて引返す。(源平盛衰記)。賴政は六代に歴事し、三位にのぼりし源氏の老將なれども兵力も多からず、所領も廣からず、獨り渡邊黨のみは勇武を以て聞へたれども衆寡敵し難くして敗軍したるものなり。されど平氏は此所に容易ならざる禍害の潜伏するを見たり。他なし獨り諸國の源氏が王の令旨に依りて反旗を翻へし來るべき恐あるのみならず。乃ち眼前の南都、北嶺、園城寺も亦反平氏の感情に満ちたるを知りたればなり。斯の如くにして平氏は

一步、一步日に其滅亡の淵に近づきつゝありき。

## 第十一章

## 平氏の滅亡

## (一) 東國の状態。

新宮十郎行家が以仁王の令旨を賴朝に齎したるは治承四年(一一八〇年)四月二十九日にして則ち賴政の戦死より前二十六日の事なりとす。(東鑑)。我等は此に賴朝が宮の令旨を奉じて兵を擧ぐるに至りしとを述ぶるに先ちて少しく當時の東國に就て語らざるを得ず。何となれば讀者若し賴朝の事業を詳にせんとせば先づ彼が活動したる舞臺の背景を明かにするの要あればなり。我讀者は平治の亂に於て東國武士の多く義朝に従つて弓を禁闕に引きしものありしを知らん。而して之と共に東國が源氏に縁故多くして武士皆その家人と稱したるものなりしことを知らん。當時の

勢を以て之を見れば平氏たるもの若し其權威を日本全國に建てんとせば必ず其鐵の如き手を以て先づ東國に加へ源氏の根據を破壊すべかりしなり。是れ常情の必ずしかあらざるべからずとする所なり。されど平氏は此の如くせざりき。平氏の心を用ひて經營したるものは寧ろ西國に在りて東國に在らざりき。

左表は平氏世盛りの時に於て其一門郎黨の守介たりし諸國にして、其西南の日本に多くして東北の日本に少かりしは以て平氏の力を用ひし所の何處に在りしやを察すべきものなり。

薩摩國 平忠度、守たりき。

肥後國 平清盛、平貞能、守たりき。

筑後國 平家貞、平貞能、守たりき。

筑前國 清盛太宰大貳たりき。

但馬國 平經正、守たりき。

丹波國 平清邦(清盛養子)守たりき。

- 安藝國 盛、守たりき。
- 清盛、守たりき。
- 美作國 平宗盛、守たりき。
- 備中國 平師盛、守たりき。
- 備前國 平清宗、介たりき。
- 播磨國 盛、守たりき。
- 讃岐國 平惟時、守たりき。
- 淡路國 平宗盛、平教盛、平清房、守たりき。
- 大和國 平教盛、守たりき。
- 河内國 平信兼、守たりき。
- 和泉國 平信兼、守たりき。
- 飛騨國 平氏耶等景家、守たりき。
- 伊勢國 平盛國、平氏耶等景綱、守たりき。
- 尾張國 平賴盛、平清定、平家耶等實康、守たりき。

- 遠江國 平重盛、宗盛、守たりき。
- 武藏國 平知章、守たりき。
- 上總國 平氏の耶等藤原忠清、介たりき。
- 常陸國 平教盛、介たりき。
- 若狹國 平經俊、守たりき。
- 越前國 平通盛、守たりき。
- 能登國 平教盛、平教經、守たりき。
- 越中國 平教盛、平盛俊、守たりき。

假りに尾張、美濃、越前以西を以て西南の日本とし、三河、信濃、越中以东を以て東北の日本とする時は平氏の守介たりしもの、西南の日本に於ては二十一國を見、東北の日本に於ては僅に六國を見る。此表未だ盡くせりとすべからず、且當時の受領には有名無實のものもなきに非るを以て一概に輕斷すべからざるものありと雖も、而も平氏が意を西國に用ふること密にして東國に用ふること疎なりし

は自ら掩ふべからざるものあるに似たり。

伊勢平氏の功を立てたるは西國に在り。瀬戸内海は實に其池沼なり。瀬戸内海の海權を掌り、四國九州の勢力を福原に集中して以て天下に臨むは伊勢平氏の歴代的に養ひ來りたる立場なり。清盛は善く之を知れり。彼は是故に東國に向つては敢て其慣用手段たる現状破壊を企つること無かりき。平治の亂以來平氏は西國に於ては永曆元年（一一六〇年）肥前國の住人日向太郎通良の源氏に縁あるを以て兵を出して之を亡ぼし、（參取百鍊鈔、盛衰記）。又或年を以て薩摩國の住人阿多平權守忠景の罪を責め其貴海島に脱するや遠征軍を發せんとしたり。（東鑑）。されど此間に於て平氏は未だ嘗て一介の卒を發して東國に向ひしことなかりき。清盛の意は蓋し東國の事は單に之を現状維持に止め、意を西南の經營に専らにせんと欲したるなり。是れ平氏に在ては最も賢き政略たりしならん。何となれば斯の如くにして平治元年（一一五九年）より治承四年（一一八〇年）に至るまでの二十二年間、東國は其域内に於て昔の如く豪族同志の小戦争が依然として絶間なかりしにも關はらず、未だ嘗て

平氏に對して反旗を樹つるものを出さざりしを以てなり。勿論平氏は此間に於て東國の状態を全く自然に放任したるには非ず。清盛の親臣上總介藤原忠清は東國侍奉行として平氏の恩惠に依らんとする東國武士を統轄し彼等をして其の指揮を聽かしめたり。（源平盛衰記）。當時平氏の權勢に倣せんが爲め馬を忠清の門に繋ぎたる東國武士も少きに非りしかば平氏は彼等を耳目として善く東國の状態を知るを得たり。治承四年（一一八〇年）賴朝未だ兵を擧げざりしとき駿河國の住人長田入道、書を忠清に與へ、賴朝の近狀怪しむべきを報じたること東鑑に見ゆ。此一例なり。平氏は又特に有力なる東國住人を惠みて其の歡心を結びたり。則ち大庭景親が京都に於て獄中の人となりしを平氏の赦す所となり剩へ東國の監護を託せられしを徳とし遂に之に背かざりしが如き、源平盛衰記に景親一年めしうどと成て既にきらるべかりしを平家になだめられ、東國のうしろみを依頼せられたりとあり。足利忠綱が父の讒に遭ひて所領を收公せられしを憂ひ、京都に往きて冤を平氏に訴へしに重盛爲めに申理して其地を還し與へしを以て深く之を徳とし常に力を平氏に效さんと思ひしが如き是なり。（東鑑）。平氏は又東國諸國の中に自己の一門郎等家人を擇みて目代を置



き國政を監視せしめたることもあるが如し。則ち駿河の目代橋遠茂の如き、(東鑑)。伊豆の目代平兼隆の如き、源平盛衰記に依る。東鑑には平兼隆は伊豆の流人なれども平相國禪門の門業たるに依りて國中に威を振ふとあり。蓋し其門族の位置より自ら目代の如くなりしもの歟。下總の目代某の如き是なり。(東鑑)。平氏は又大番の制度を變せず、東國武士をして交互に上京して京都を守衛せしめたること昔の如くなりき。東鑑、平家物語、源平盛衰記に依る。東鑑には安元二年(一一七六年)新田太郎、大番にて京都に在りしが、病と稱して薨逝す。平氏其六波羅及び番頭に告げずして擅に入道したるを責め所領收公に及びしことを記す。平氏が大番の制度を固守したること知るべし。されど平氏の東國に於ける施設は實に此に止まる。概して之を言へば平氏は東國の狀態に向つて何等の干涉を爲すこと無く、何等の改良を加ふることなく、依然として保元平治以前の狀態を守らしめたり。されば東國は依然たる昔の東國にして其豪族は依然たる昔の豪族なりき。

### (二) 東國の狀態(二)

然らば則ち東國の現狀とは如何なるものぞ。

當時若し西より東に東海道を歩みて駿河路に達する旅人あらば彼は先づ雪の中より煙の立ちのぼりつゝある富士山を見ん。煙は山のいたゞき、すこし平ぎたる所より立上り、夕に至れば火光の天を燃すを見るべし。そは當時の富士は猶ほ活火山なりければなり。(更科日記)。而して此富士の麓を縫へる唯一條の東海道の左右には岡部、長田、手越、入江、息津、神原、蘆原、三澤、飯田、吉香、澁河、船越、矢部、高階、香貫等の地名を氏とする多くは工藤姓の小豪族の散在するを見るならん。保元物語。東鑑。工藤姓は尊卑分脈に依る。富士の下には大岡牧と稱する廣野あり。平頼盛の知行する所に於て大岡判官時親なるもの之を管領す。(愚管抄)。

\* \* \* \* \*

駿河より北の方、纔かに連山の間を通ずる徑路をたどりて甲斐國に入れば此には駿河の見る所と反し勢力強大なる甲斐源氏ありて國中の諸莊を分領するを見る。所謂武田、小笠原、加賀見、伊澤、逸見、安田、一條、板垣、秋山、淺利の徒なり。(參

取東鑑、平家物語、源平盛衰記、小笠原系圖等。彼等は共に新羅三郎義光より出で其血縁未だ甚だ遠からず。且其甲斐の盆地を獨占して殆んど他族を容れざるを以て自ら團結し易き傾あり、一朝共同の敵を發見する時は以て數萬の衆を出すべし。東鑑に甲斐源氏二萬騎を以て頼朝に富士川に會せしことを記す。其兵力の強大を察すべし。

東駿河より南に折れて伊豆に達すれば此所にも亦駿河に同じく工藤姓の豪族多きを見る。狩野、宇佐美、伊東、工藤、河津の如き皆是なり。北條四郎時政は上野介平直方五代の孫にして伊藤祐親、狩野介茂光と共に此國の大族たり。而して大島及び伊豆諸島は茂光の領なりとす。(參取東鑑、保元物語)。されど此地方も亦駿河の如く豪族の勢力、細かに分れ、一人を以て諸豪を壓倒するものを見るべからず。走湯山伊豆權現は住侶多き寺にして其俗權も亦他の豪族に比すべきものなり。(東鑑)。

\* \* \* \* \*

東海道より關東に入るに二の道あり。一は則ち足柄越にして駿河の木瀬川、車返、藍澤、關本を過ぎ足柄を越へて相模國酒匂に出るものなり。(參取東鑑、更科日記)。二は則ち宮根山を越ゆるものなり。宮根山の頂には大なる湖水あり。天晴る、時は則ち山色は劍を撃ぐるが如く、水光は鏡を磨するに似たり。山中に大寺あり。箱根權現則ち是なり。其衆徒多くして兵力に富めること亦多く他の地方豪族に殊ならざるなり。(參取東鑑、元亨釋書、東關紀行)。之を超ゆれば酒匂に出づ。但し當時の旅人は此道を取ると少く多くは足柄山を越えしもの、如し。(參取東鑑、源平盛衰記等)。蓋し箱根山衆徒の威力旅人をして通過に苦しましめたるものありしに因るべき歟。何れにするも西國より關東に入るは斯る天險を経たりしなり。斯くて相模に入れば則ち大庭、股野、梶原、松田、河村、土肥、中村、土屋、波多野、廣澤、海老名、萩野、山内、藤澤、曾我等の豪族が各其地を劃して一方に割據するを見る。而して其族黨最も廣く、勢力最も大なるものを三浦半島を根據とする三浦黨とす。杉本、大多和、多々良、長

井、築井、森、佐原、和田、岡崎、佐那田、高井、石田等の地名を冠する諸豪は此一族にして其勢力を合すれば優に一國に横行するに足る。(參取東鑑、三浦系圖等)。

相模と武藏の間には殆んど天然の境界なし。故に相模の豪族澁谷莊司は武藏の畠山、小山田、河越、江戸、豊島、葛西、稻毛、大串等の諸族と同姓にして利害、緩急相濟ふ。此一姓は國中に於ては勢力最も盛にして、金子、村山、山口、兒玉、横山、綴、丹等と稱する諸黨も事あれば此一姓の指揮に従ふを常とす。(參取東鑑、源平盛衰記等)。武藏は相模に比すれば平地更に多く、當時の武藏野は萩のみ高く生ひて馬に乗りても持ちたる弓末の見えぬ間を分け行きしと云ふ程なれば至る所に草萊を開き、自ら小天地を劃したる地主少からず。彼等各其所領を安全ならしめんが爲めに黨派を作りて進退を一にせり。則ち横山黨には熊谷、榛澤、平山あり。相原と猪股黨には岡部、近、酒匂、手墓あり。兒玉黨には庄あり。村山黨には金子、仙波、山口あり

と云ふが如し。(保元物語)。長井、成田、箱田、川上、別府、奈良、玉井、中條、久下、比企、足立の諸族も亦國中に在りて各其村里に雄視す。(東鑑等に據る)之を要するに武藏は小豪族の數最も多く、黨派の勢力亦甚だ強けれども、之を一括して指揮命令すべき大勢力に至りては之を國中に發見する能はざるに似たり。されど畠山、河越、江戸、澁谷等を一團とする一姓は此等の小勢力中に在りて頗る超群絶類の觀あり。稍や畏るべき勢力を有したりと謂つべき歟。

世に武藏の七黨と云ふは丹、兒玉、猪股、横山、私、平山、清なりと云ふ。著者未だ其詳なるを知らず。

武藏より隅田川を越ゆれば則ち下總なり。而して其豪族の狀況は武藏の如くならず。千葉氏の一黨ありて殆んど國の全權を握るを見る。相馬、武石、大須賀、國分、東等の地名を冠する諸族は皆千葉氏にして一姓を以て一國に横行す。(東鑑、千葉系圖

に據る。別に利根河河邊に下河邊氏あり。下野の豪族小山氏と一姓にして其地は之を下野の勢力範圍とすべし。(東鑑)。此外猶ほ二三の大地主なきに非れども、二氏に比すれば殆んど論するに足らざるなり。

下總より南して上總に至れば上總介氏が其一姓を以て國中に横行すること猶ほ千葉氏の下總に於けるが如くにして更にそれよりも甚しきを見る。其所謂周東、周西、伊南、伊北、應南、應北の兵を加ふれば優に數萬騎を戰場に出し得べし。蓋し關東に於ては最も畏るべき勢力なりとせざるを得ず。(東鑑)。

安房は其國の小さきが如く其勢力も亦小さく分かれたり。則ち安西、金餘、沼、丸、(保元物語)。長狹。(東鑑)。の諸族ありて此小さき國を分ちたるもの、如し。

\* \* \* \* \*

常陸は多氣、小栗、下妻、關、鹿島、鎌田、行方等の諸族ありと雖も其勢力の盛にして一國に雄視するは則ち奥七郡及び太田糟田酒出等を領する佐竹氏の一姓に如かず。(參取東鑑、源平盛衰記)。佐竹氏は新羅三郎義光の子孫と稱し、清和源氏を以て國中に雄視し、權威境外に及び、郎等一州に滿つ。常陸の北部は全く其握中に在り。其勢力正に下總の千葉氏、上總の上總介氏に比すべきものなり。而して別に志太三郎先生義廣と稱する源氏在りて信太に居る。彼は爲義の子にして義朝の養子たりしものなり。彼も亦多少の兵力を有したり。(參取東鑑、源平盛衰記)。

上野には沼田、瀬下、物射、岡本、大胡、大室、大類、名波、深巢、丹生等の小族各地に散在したる外新田郡に新田太郎義重あり、八幡太郎の孫として新田郡に在り、其名族たるを以て世に稱せらる。(東鑑)。

\* \* \* \* \*

下野は足利、小山の二氏最も著はる。同じく藤原秀郷より出でたる一流の姓なりと雖も、其國の大族にして勢力相敵するを以て一國の兩虎と稱せらる。小山氏の兄弟に長沼氏あり。(東鑑)。別に宇都宮座主氏あり、同族八田氏あり亦雄を一方に稱す。(參取東鑑、尊卑分脈)。温泉と狩獵とを以て名高き那須野には則ち那須氏あり。

\* \* \* \* \*  
 白河關外奥羽出羽の兩國には則ち藤原秀衡あり。兩國を管領し十七萬騎の貫主と稱す。(東鑑)。越後には則ち城氏あり。世に白河の御館と稱す。勢一國を壓し、家世々雄武を以て稱せらる。(參取東鑑、玉海、元亨釋書)。

\* \* \* \* \*  
 越後より信濃に入れば源氏には則ち平賀、大内、岡田(一に緒)泉、井上、村上、仁科等あり。滋野姓には則ち海野、望月、根井、楯等あり。中原氏には則ち木曾、樋口、今井等あり。平姓には則ち諏訪、笠原、仁科等あり。其他熊坂、桑原、片桐、進藤、

蒔田、根津、志妻、蒔、矢島、手塚、村山、栗田、藤澤、小室、菅、杵淵、富部等の諸姓各一郷に雄を稱するを見る。されど其勢力の偉大にして一國を左右する越後の城氏の如きは則ち之を見るべからず、之を指して小土豪割據の地とすべし。而して此中に於て稍大族と稱すべきものは則ち滋野姓の諸氏あるのみ。  
東鑑、源平盛衰記、保元平治物語等を參取す。諸氏の姓詳ならざるもの多し、略に其要を記す。滋野姓が一國の大族たるは源平盛衰記に據る。

\* \* \* \* \*  
 之を要するに東國は久しく源氏の家人たりし歴史を有するのみならず、平氏の賢き政策は東國に在ては勉めて現狀を維持し成るべく寛濶疎大の政略を取りしを以て東國の土豪は殆んど古來の傳説と權利とを失はざるを得たり。彼等は平氏が斯の如く彼等を優遇したるを以て未だ嘗て大なる不平なくして廿年を過ぎたりしなり。されど平氏は今や人望を失へり。平氏の恩恵を待みて其特別なる信用を利用し郷黨に跋扈するものは東國にも亦之を見るに至れり。  
東鑑に記したる伊豆の山木判官兼隆の如きは其一例なり。平氏の一門郎等

が獨り官位の高きを誇りて昔しは同列なりし地方の武士を輕蔑するの態度を示したるは少からざる惡感を東國武士に與へたり。東國の源氏は昔し嘗て源平氏の相並びて朝家の守護たりし時代に反し漸く其門閥の貴き意義を失はんとするを慨せり。殊に平氏が法皇を押籠め奉り、若き新院と幼き天子とを挟みて四海に號令し、罪なき公卿を黜罰して獨り威福を恣にし、國司、領家を脅迫して親黨家人を以て地頭を補し、天下の富を擧げて一家のものとなせんとする傍若無人の舉動に至りては甚しく彼等をして憤慨せしめたり。都の騷動漸く繁く天下の勢將に大に變せんとするの徵到る所に現はるゝに至りて彼等の心は次第に動けり。大番に依りて京都に往來したる諸豪族は都に充滿したる反平氏の惡感に傳染しつゝ、還り來れり。久しく忘れられたる源氏の世盛りは今や東國武士の回顧する所となれり。而して是れ必しも異とするに足らざるなり。何となれば東國の諸豪には猶ほ昔を記憶して追懷の涙を流しつゝ、ある多くの古老を有したればなり。則ち相模の三浦大介義明は十七にして義家の死

を弔ひ、六十五歳にして保元の亂を見、六十八歳にして平治の亂を見、其の子荒次郎義澄は三十歳にして保元の亂を見、三十三歳にして平治の亂を見、下總の千葉常胤は義家の歿後十年にして生れ三十九歳にして保元の亂を見、四十二歳にして平治の亂を見、其諸子と共に相模の澁谷氏に寄食したる佐々木源三秀義は義家の歿後四年にして生れ、四十五歳にして保元の亂を見、四十八歳にして平治の亂を見たるものなり。此類猶ほ多し。則ち北條時政の如きも亦十九歳にして保元の亂を見、二十二歳にして平治の亂を見たるものなり。(東鑑)。是れ皆世々源氏の家人として其家門の繁昌を目撃したるものなり。彼等は皆生ききたる歴史として其子弟に源氏繁昌の昔を語るものなり。東國の武士何ぞ源氏を回顧せざるを得んや。今や天下漸く平氏に他かんとす。平氏の先例に依りて功名の關門が大に武士の爲めに開かれしを知れる東國武士が此機會に乗じて未だ全く冷め了はらざる主従の感情を温め、源氏を擁して新しき運命を拓かんとするの野心を生じたる亦宜ならずや。

賴朝は此の如き時機を捉みて起ちたるものなり。

(三) 賴朝兵を擧ぐ。

賴朝の擧兵を決したる時日は明かならず。されど彼に起つて源氏の運命を再興すべきを勧めたるものは必しも一人に限らざりしが如し。彼が流人たりし境界に在りても三浦、千葉の如き大族の子弟すら其譜代の家人たりし昔の情誼を忘れず、大番の往來等を利し、時としては彼の第を訪ひしことあるに見るも、(東鑑)、彼等が中原の形勢漸く變せんとするを見て、彼を誘ひ起たしめんとしたりしことありしを察するに足れり。則ち千葉介常胤の子、東六郎胤賴の如きは始めより平氏の權威に倣せず、伊豆に在りし文覺上人と心を合せ、彼に説くに大事を擧ぐるを以てしたりと云ふ。(東鑑)。思ふに是れ唯だ其一例のみ。東國武士の賴朝を起たしめんとしたりしもの猶ほ多かりしなるべし。既にして源行家は治承四年(一一八〇年)四月二十七日

賴政の擧兵に先つ二十五日を以て以仁王の令旨を持して賴朝に至れり。令旨は左の如きものなりき。

下東海東山北陸三道諸國源氏並群兵等所。應早追討清盛法師並從類叛逆輩事。

右前伊豆守正五位下仲綱。宣奉

最勝王勅。爾清盛法師、並宗盛等、以威勢起凶徒、亡國家。悞亂百官萬民。

虜掠五畿七道。幽閉皇院。流罪公臣。斷命流身。沈淵込樓。盜財領國。

奪官授職。無功許賞。非罪配過。或召釣於諸寺之高僧。禁獄於修學僧徒。

或給下於叡岳絹米。相具謀叛糧米。斷百王之跡。切一人之頭。違逆帝皇。

破滅佛法。絕古代者也。于時天地悉悲。臣民皆愁。仍吾爲一院第二皇子。尋

天武天皇舊儀。追討王位推取之輩。訪上宮太子古跡。打亡佛法破滅之類矣。

唯非憑人力之構。偏所仰天道之扶也。因之如有帝王三寶神明之冥感。何

忽無四岳合力之志。然則源家之人。藤氏之人。兼三道諸國之間、堪勇士者。同

令<sup>セシム</sup>ニ與力追討<sup>セ</sup>。若<sup>モ</sup>於<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>同心<sup>セ</sup>者<sup>ナラハ</sup>。准<sup>ニ</sup>清盛法師從類<sup>ニ</sup>。可<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>死流追禁之罪過<sup>ニ</sup>。若<sup>モ</sup>於<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>勝功<sup>一</sup>者<sup>サキニ</sup>。先<sup>ニ</sup>預國之使<sup>ニ</sup>。兼御即位之後、必隨<sup>レ</sup>思<sup>可<sup>レ</sup>賜<sup>ニ</sup>勸賞<sup>一</sup>也</sup>。諸國宜<sup>ニ</sup>承<sup>レ</sup>知<sup>一</sup>。依<sup>ニ</sup>宣<sup>一</sup>行之<sup>一</sup>。

治承四年四月九日。

前伊豆守正五位下 源 朝 臣

令旨の意は平氏が法皇を幽閉し公臣を流罪にして皇室を危くし、兵糧米を寺社に課して佛法を亡ぼさんとするの罪を鳴らし、東國の源氏及び住人が起つて平氏を討伐せんことを命じ、且即位の後は重く之を賞せんと云ふに在り。而して行家は此令旨を先づ賴朝に相觸れて、而る後に其外の源氏等に傳ふべしとの特命を帯びたりき、(東鑑)。賴朝は此令旨を得たると共に竊に其岳父たる北條時政と議する所ありしもの、如し。されど思慮深密なる彼は猶ほ容易に起たざりき。既にして賴政は五月二十六日を以て宇治に戦死せり。此戦争の風聞は當時の交通機關の程度を以てして之を計れ

ば六月上旬には既に伊豆に達したるならん。されど彼は猶ほ動かざりき。尋で六月十九日に至て彼は例の如く京都より近畿の事情を報告する三位康信の書を受取り。曰く三月二十六日高倉宮の御事ありし後、宮の令旨を請けたる源氏等皆追討せらるべき旨其沙汰あり。君は源氏の正統なり。殊に怖畏あるべき歟。早く奥州の方に通れ給ふべきの由存する所なりと。是に於て乎彼は事の既に急なるを知れり。則ち六月二十四日を以て以仁王の令旨を奉じて平氏討伐の兵を擧ぐるの意を關東の家人に傳ふべきが爲めに使者を發し、同じく二十七日三浦義澄、千葉胤頼則ち東六の郎なり。の京都より來りて彼の第を訪ひしを迎へ、密議する所ありき。されど彼は此の如く擧兵の陰謀の急なりしに關はらず、表面には猶ほ平靜を粧へり。斯くて再び半月に近き時日を経過したるに八月十日に至りて佐々木源三秀義は相模國より其子太郎定綱を使として最も寒心すべき報知を彼に齎らしたり。曰く駿河の住人長田入道、一封の書狀を平家の侍上總介忠清に與へて北條四郎、比企掃部允等、賴朝を大將軍とし



て叛逆の意を顯はさんと欲することを告ぐ。相模國の住人大庭三郎景親、賴政の事あるに因りて折節在京し、忠清に對面して其書を見るを得たり。忠清、景親に語りて、此事細故に非ず、以仁王の事を首めしより我が相國、諸國源氏の安否を糺さんと欲す、而して此書適々至る速に相國に白さるべからすと云へり。近頃景親等既に下向す。昨日景親、秀義を招き、語るに此事を以てして曰く、君と年來の芳約あるに依て聞く所を漏らせり、賢息或は賴朝に黨せられんか、最も用心あるべきなりと。秀義心中大に驚き直ちに謝して歸ると。是れ定綱が齎らしたる報知の大意なり。我にして發せずんば彼將さに我に加へんとす。事此に至る、彼何ぞ躊躇すべけんや。則ち八月十七日月明の夜を以て平氏の黨にして伊豆の目代たりし伊豆の目代は源平盛衰記に據る。散位平兼隆を當國山木の郷に襲撃して之を殺し進んで兵を相模に出したり。散子は既に投げられたり。彼は既にルビコンを渡りたり。日本歴史に新しき時期を作りたる英雄は其三十四歳を以て始めて運命の大賭博を試みたり。されど彼の舉兵は其計畫

の未だ全く熟せざりし間に、周圍の情況に迫られて發したるものなりしを以て其應さに馳せ集まるべく期したりし三浦氏の來るを待つ能はず、大庭景親、股野景久等を中心とする相模國の豪族に其連絡を中斷せられ八月二十七日同國石橋山に於て大敗し、殆んど其生命を危くし、三浦黨も亦其翌日武藏國の住人畠山、河越、江戸等の平氏方に破られ義明は八十九の老齡を以て其枯れたる血を累代主人の爲に濺げり。(東鑑)。されど是れ賴朝に取りては最初の小さ一蹶たりしに過ぎず。彼は決して失望すべき理由を有せざりき、何となれば東國の武士は始より彼に望を屬したるもの多く彼の胸中には豫め其味方たらしむべきの算ありて定まりしを以てなり。則ち甲斐源氏の如き、下總の千葉氏の如き、下野の小山氏の如き、下總の下河邊氏の如き共に彼が必ず味方として數へ得べきものなりき。彼は是に於て一旦其身を箱根に隠したる後土肥實平等と土肥の眞名鶴崎より海に航し獵島に於て三浦義澄等の兵船に會し、共に安房に至り土豪の歡迎を受け安房は三浦氏の勢力範圍なり。其處より檣を移して下野の

小山朝政、下總の下河邊行平等の參會を促し、其他敵地に介在するものは海路を取りて至るべしと命じ、九月初に至り和田義盛三浦黨なりをして上總介廣常を説かしむ。廣常答ふるに千葉介常胤と相談の上參上すべきを以てす。則ち安達盛長をして常胤を説かしめ、九月十三日を以て從兵三百騎を以て安房より上總に行く、廣常猶ほ軍士を集むるを名として來らざりしかば彼は其十七日を以て下總に至る。常胤子息從兵三百騎を以て之を迎へ直ちに國府に入る。因て其兵を合し隅田川を隔て、將さに武藏に入らんとす。同十九日廣常始めて二萬騎を以て賴朝に合す。是に於て兵勢大に振ふ。賴朝則ち使を武藏に遣はし其諸豪を招く。且土屋宗遠を甲斐に遣り、房總の軍士既に悉く麾下に集り、武藏、上野、下野の兵も亦將に來り合せんとするを以て甲斐源氏の諸族をして兵を駿河に出し賴朝と會して平氏を逆撃することを計らしむ。尋て十月二日三萬騎を率ゐて隅田川を渡る。武藏の國の住人葛西清重、足立遠元先づ來りて師を迎へ同四日畠山重忠、河越重頼、江戸重長等の強宗大族悉く降

る。同六日賴朝鎌倉に入り、同九日居第の新築に従事す。是れ千葉介常胤が鎌倉は源家祖先の故地なるが故に此に居るべきを勧めしを以てなり。(東鑑)。賴朝の兵を擧げしより其凱旋將軍の意氣を以て鎌倉に入りしまで僅に五十日に過ぎず、而して伊豆、相模、武藏、上總、下總、安房六州の諸豪傑は悉く其指揮を奉じ關東平原の膏腴大半其勢力範圍となれり。唯だ

## 上野

新田氏は猶ほ未だ來らず。獨立の意あり。

## 下野

小山氏、宇都宮氏、早く賴朝に歸降すと雖も足利俊綱の平氏の味方として一方に雄視するものあり。動もすれば上野に出で、其人民を畏嚇せんとす。

## 常陸

佐竹氏獨立して賴朝に應せず。

の三州が猶ほ全く其威に服せざるものありしむ。(東鑑)。關東平原の既に彼に謳歌したること此の如し。されど甲斐信濃にして若し彼の黨たらずんば彼は猶ほ腹背敵を受くるの位置に在りしものなり。何となれば常陸に佐竹氏あり。下野に足利氏あり。陸奥に秀衡あり。之に加ふるに甲斐、信濃若し彼の敵たれば彼は居すくまりの状態を保つを得るを以て猶ほ幸なりとせざるべからざればなり。されど此時に方りて信濃には以仁王の令を奉じて起ちたる源義仲あり。平氏の黨を掃除し、伊那の高原、及び諏訪谷を除くの外此大なる山國を統一し、進んで上野多胡郡に出で、足利俊綱の運動を牽制し、甲斐源氏は始より彼に應じて一國悉く異心なく剩へ信濃に出でて諏訪谷及び伊那の高原を征伐し悉く源氏の黨たらしめたるを以て彼は大なる後顧の憂なくして足柄を越へ將に來らんとする平氏の遠征を迎ふるを得たり。(東鑑)。

(四) 義仲の舉兵及び甲斐源氏。

信濃の國は其地勢關東平原と同じからず、四面山を以て圍み中に數個の盆地と、高

原とあり、而して其地勢は越後上野及び甲斐に出づるに稍や便なり。故に其歴史も亦常に此三國と相連る。其國の西、美濃に接する所に長き谷あり。所謂木曾谷是なり。時人或は之を蜀道の險に比す。(元亨釋書)。而して此谷の土豪に中原氏あり。所謂中三權頭兼遠なるものなり。其子に樋口次郎兼光、今井次郎兼平等あり。彼等は中原氏を頼みて木曾山中に成長したりし源氏の冑子木曾冠者義仲(爲義の二男義賢の子なり)を仰ぎて主將とし以仁王の令旨を奉じて兵を挙げたり。義仲の兵を挙げたる事が頼朝の後なりしや、若しは前なりしやは明かならず。

平家物語は義仲の兵を挙げしを以て頼朝の事を聞きて起ちたるものなりとし、源平盛衰記には義仲の兵を挙げしを今年の末に掛けたり。されど東鑑には今年九月五日義仲平氏の黨笠原平五頼直を撃て越後に走らせしことを記す。九月五日は頼朝の未だ武藏に在りて鎌倉に入らざりし時なり。(東鑑の記事に據る)。當時最初に笠原と戦ひしものは村山七郎義直、栗田寺別當大法師範覺にして其姓氏に依りて

案するに此戦争は善光寺平に開かれしものなり。而して義仲は此時既に大兵を擁し、村山、栗田の敗軍を救ひ、笠原を越後に走らせたり。木曾の谷を出で、善光寺平に至り大兵を要して敵を越後に追ひ詰むる迄には廣大なる信濃の大部分は既に其の指揮に従ひ居りしものと假定せざるべからず。東鑑、平家物語、玉海の記事を參取するに義仲はそれより上野に入り十月十三日には既に上野多胡郡を斬り従へ、上野の豪族多く其の陣に馳せ參じたるもの、如し。是れ賴朝が未だ富士川の勝利を博せざりし前なり。其の戦功の大なりしことと之れに要したる時日とを推測するに義仲の舉兵は必しも賴朝の後ならざりしに似たり。且東鑑には賴朝が北條時政、土屋宗遠を遣りて甲斐源氏の應援を促したることを記せども義仲に應援を求めたるの記事なし。義仲の舉兵は賴朝と直接の關係なきに似たり。記して後考に待つ。

思ふに殆んど時を同ふして共に反平氏の潮流を代表したるものならん。信濃源氏及

び佐久郡の大姓たりし滋野氏の諸族は起て之に應せり。彼は賴朝の成功の神速なるに比すべき神速の度を以て信濃の豪族をして馬を其門に繋がしめ九月の上旬には既に今の諏訪及び伊那谷を除きたる大なる此山國を統一し、十月十三日には佐久郡より上野に入り其父の遺跡たりし多胡郡に據り、上野の豪族名波氏等を従へ、平家方の下野の足利俊綱に對抗し、彼をして上野に亂入する能はざらしめたり。彼は必しも賴朝の幕下に參じて其指揮を受くるを肯んするものに非りしが如し。されど以仁王の令旨を奉じ平氏を討伐するが爲めに起ちたる賴朝は彼と共同の目的を有し、彼と共同の敵を有するものなりしが故に彼に對しては少くも好意を有する隣國たり得べきものなりしならん。此事實は彼に少からざる利益を與へたり。そは彼は義仲の上野に在りしに依りて佐竹、足利の鎌倉に向はんとする進路を妨ぐるを得たればなり。斯の如くにして義仲が信濃上野に於て成功したる間に甲斐源氏の武田信義、一條信賴等は先づ信濃に入りて諏訪谷と、伊那谷とを徇へたり。彼等は始め石橋の敗報を

聞き頼朝の所在を尋ねんが爲めに駿河に出でんことを欲したり。されど平氏の黨の信濃に起りしを聞きて先づ信濃に向ひ諏訪谷に入り、進んで伊那郡大田切郷の城に籠れる平氏の黨、管冠者を攻めて之を殺し、諏訪伊那の二郡を従へたり。是れ實に今年九月十日なりき。木曾義仲が善光寺平に於て平氏の黨を越後に追詰めたるより後五日。當時二郡以外の信濃は既に木曾義仲の部下に屬せしを以て彼等はそれより引還し甲斐の逸見山に屯せしに會たまま北條時政來りて頼朝の消息を報じたりしかばさらば南に向ふべしとて石樂まで至りしに土屋宗遠も亦來りて頼朝の命を傳へ彼等をして黄瀬川に會せしむ。是に於て安田義定。逸見光長等の同族も亦此一行に加はり北條時政と共に富士山の麓を縫へる間道を走り大石驛(甲斐)に宿す。是れを十月十三日とす。彼等は此所にて平氏の爲めに駿河の目代なりし橘遠茂が同國の住人長田入道の計に従ひ富士野を廻りて甲斐源氏を襲撃せんとし、今や其途上に在るを聞き、富士の北麓若彦路より駿河に入り翌日神野、春田の路を經、鉢田の險隘に於て橘、長田の兵に會し、長田を斬り、橘を虜に

し富士野の傍伊堤いでの邊に出づ。(東鑑)。義仲既に上野に在りて佐竹、足利を牽制し、甲斐源氏既に富岳の麓を廻りて富士野に出でんとす、是れ頼朝に在つては左右の翼を張るものなり。是に於て乎彼は其豫定の行動に従ひ先づ平氏の遠征軍を逆へ撃たんとして十月十八日足柄山を越え、其夕を以て駿河國黄瀬川に宿し、甲斐源氏に會し、同二十日を以て賀島に達し、富士川を隔て、平軍と相對したるに、此夜平軍遂に歸陣はかりごとの計を決し、戦はずして走りしを以て頼朝は諺に所謂拔かぬ太刀の功名を博し、直ちに駿河、遠江を取り、武田信義甲斐源氏をして駿河を守り、安田義定甲斐源氏をして遠江を守らしめ急に軍を返して常陸に向へり。是れ佐竹氏を討て關東の保有を確實ならしめんが爲めなりき。(東鑑)。

(五) 近畿の騷擾。平氏の狼狽。

附 福原遷都及び園城寺南都の兵燹

賴政の宇治に死したる時に方りて平氏は未だ東國の源氏を憂ふるに隙あらずして先づ近畿の騷擾に其心の忙殺せらるゝを禁する能はざりき。何となれば園城寺と南都とが彼等の敵たるは今や掩ふべからざる事實なりしのみならず、乃ち山門と雖も長く好意を以て平氏を見ること無かるべきは察し難からざればなり。思ふに平氏が其家人を以て國領及び莊園の地頭に補し、武威を地方に振はしめたることは先づ大に寺社の感情を害したるならん。何となれば當時の寺社領は、國司、領家の土地と其境を接すること犬牙の相錯るが如くなるを以て國司、領家の地に於て平氏の侍が地頭となりて倨傲なる振舞多きことは直ちに彼等の自負心を傷くるものなればなり。且平氏は時として地頭の兵糧米を寺社領にも課せしが如し。東鑑に記す所の治承四年以仁王の令旨にも此事あり。是れ僧侶神人をして少からざる不平を平氏に向つて懐かしめたる所以なり。加之當時の僧侶神人たる其行儀は全く俗人に殊ならざるもの多かりしと雖も而もさすがに文化と教育の中心なれば平氏が先例なき專横の行爲に出るを見ては其高僧碩學の中に

は必ず之を非難するものありしならん。是亦僧侶の平氏に厭かざりし所以ならん。此等の一原因も亦既に僧侶神人をして平氏に背かしむるに足るべきものなるに、僧侶神人は猶ほ平氏を忌むべき他の大なる理由を有したり。他なし當時の貴族は當時の寺社と密接の關係を有し、其座主、長吏、神主たるものは多くは貴族の子弟若しくは貴族と婚姻を通じたるものなりしが故に、平氏が系圖舊き貴族を輕蔑し關白以下の公卿を流罪に處したるが如き英斷に出でたるは是れやがて僧侶神人の階級を侮辱するが如きものなればなり。さなきだに賴長が南都の僧侶を援きて其二帝御位争の争鬪に加はらしめんとしたる一事は僧侶をして指を政權争奪の問題に染むるの慾望を起さしめたり。則ち永萬元年（一一六五年）二條天皇崩御の際に於て延曆寺、興福寺の額打論ありし時すら時人は上皇は僧侶をして清盛を討たしむるの御密謀ましましきなど、風聞せしなり。（源平盛衰記）。僧侶の氣質既に昔に非ず。而して怨を平氏に積むこと一日に非ず。賴政は善く之を看取したるを以て山門、南都、園城寺

を其味方に招けり。山門、南都、園城寺は直ちに之に應じたり。既にして山門は平氏の賄賂を利せんが爲めに其約を變じたるを以て以仁王と頼政とは宇治に戦死せざるを得ざりしと雖も、山門の反覆固より常に平氏に忠實なるを期する能はざるものあり。況んや園城寺、及び南都の依然として平氏を呪ふものあるをや。況んや畿内及び近江美濃の地、源氏の豪族多少の兵力あるもの所在に存す。彼等にして若し僧徒と相應じて起たば京都は直ちに包圍の状況に陥るの危険あるをや。以上著者の推定なり。清盛は善く此理を知れり。是に於て彼は頼政の事あると共に直ちに都を福原に遷すの計を決し六月二日を以て主上、上皇、法皇を福原に迎へたり。(百鍊鈔)。是より先き福原は既に事實上に於て政權の中心なりき。そは平氏は常に此處に居りて京都を支配したればなり。今や皇居を併せて此に移し、其瀬戸内海の咽喉たる形勝の地を占め、而して之と共に南都北嶺の包圍攻撃を免れんとす。保曆間記に山門南都、都近ふして長もすれば山河を隔て、其難有るべからず。神輿を捧げ神木を入奉りし故、清盛、福原はとて遷都に及びしことを記す。彼の計必しも善からざりしに非るなり。されど彼は之が爲

めに又もや總ての急進主義なる政治家が陥り易き大なる過失に陥りたり。そは是に依りて舊きに泥み易き京都の人心は益す彼を怨みたればなり。

百とせを四かへりまでに過ぎ來にし

おたぎの里の あれやはてなん。

咲き出づる 花の都を ふりすて、

風吹く原の すゑぞあやうき。

是は花の都の田舎になるを悲みて、舊都の内裏の柱に何ものか書きつけたる歌なりと平家物語に記す。百とせを四かへりまで云々とあるは遷都以來四百年に及ぶを云ふなり。

桓武天皇の遷都以來四百年に及びたる帝都の歴史を無視し一朝にして之を他に移さんとす、人心の容易に服せざりしや固よりなり。(平家物語、源平盛衰記)。清盛の政治家たる長所と短所とは最も善く此一舉に現はれたり。彼は如何なる場合に於ても

大所を見るの明ありき。彼が瀬戸内海の海權に注意し、其咽喉の地を以て政治の中心とせんとしたること、京都の地は四面に敵を受けて有事の日に利あらざることを看取したるは以て其大所を見るの明ある政治家たりしことを察すべきなり。されど彼は之と共に其見る所の政策を實地に運ぶことに於て、人情を誘導するの機智と、時機の到來を待つ忍耐とを缺きたりき。一言にして言へば識見餘ありて練達猶ほ足らざる所ありき。彼は創始の才に富みたりき。天下の勢既に大に變じたるを知り、遠慮なく時代に適應したる新案を立つるは彼の長所なりき。されど彼は其新案を實行せんとするに於て餘りに急激なりき。餘りに輿論を無視したりき。餘りに直情徑行なりき。果然舊都の貴賤は争ふて新都の不便を鳴らしたり、而も彼は輿論の沸騰に關せず新宮の建築を繼續し十一月十一日を以て其竣功を告げ玉座を其所に徙したり。たゞ規度未だ定まらざるを以て稱して離宮となしたるのみ。(玉海)。されど彼と雖も此に至りて頗る自ら其早計なりしを悔ひざるを得ざりしが如し。そは福原をし

て全く平安城の如き規模宏大なる帝都たらしめんには非常の費用を有し、而して此

費用を得んとせば遷都の不平よりも更に甚しき不平を招かざるを得ざればなり。

玉海に依れば今年は安徳天皇御即位の年なるを以て朝廷に於て大嘗會を行はれんとして後白河上皇より右大臣藤原兼實に御諮問ありしに兼實は祭祀も宮闕も偏廢すべからず。宮闕をも修し、祭祀をも修せんとせば莫大の費用を要し、とても施行せられがた、るべし。されば先づ舊都に還り、祭祀を修せられ、宮城の事は後日に評定ありて然るべしと答へ奉りしは、則ち大嘗會を停められぬとあり。新宮の造營が既に大に財力の疲弊を生じたるを見るべし。況んや舊都の規模に従つて新都を經營せん。是に於て乎、彼の意は稍や動きとするをや。平氏も此に至ては蓋し悔心なきを得ざりしならん歟。是に於て乎、彼の意は稍や動きたりき。

續古事談に清盛が遷都を悔ゆるの心ありて其平生親信したる藤原長方に看破られ其議を聞きて俄に舊都に還るの策を決したることを記す。而も彼は猶ほ執拗に

も其計畫を遂行せんとしたりしが嫡孫維盛等の耻づべき敗軍に依りて東國の形勢愈よ急なるを察し急に策を決して舊都に還へりたり。是時に方りて一步を退けば則ち東國諸源氏の乗する所たらざるを得ず。彼にして若し福原に退嬰せば天下の望は遂に彼を離るべきなり。思ふに彼が遽かに舊都に還りたるものは斯の如くするに非れば以て新たに起り來れる源氏の進撃を遮斷し得べからずとしたりしならん。實に維盛等の戦はずして歸り來れるは武人たる平氏の面目に取つは掩ふべからざる汚點を、



加へたるものなりき。是より先き維盛は九月五日を以て頼朝征伐の宣旨を蒙り、平忠度、平知盛を副將軍とし、上總介忠清を侍大將とし東鑑に忠清を以て大將とす。今の参謀長に比すべきものなり。九月二十三日、五千騎を率ゐて福原の新都を發し山、槐記、源平盛衰記に據る。兵數は玉海に據る。十月十日駿河の國府に達し、更に進んで富士川の右岸に至り、此所に暫く滯陣せり。夫れ頼朝が隅田川に於て上總介廣常に會したるは九月十九日なり。維盛が福原の新都を立ちたるは其より三日の後なり。平氏の軍を出す未だ必しも時期に後れざりしなり。されど維盛が福原を出で駿河の國府に達したるまでは正に二十九日を費せり。之を承久の役に於て北條泰時が鎌倉を出で行々官軍を破り二十三日にして京都に達したるに比すれば稍や遅緩なりとせざるを得ず。彼にして若し其旅程の速度を早めて十月の月上旬に足柄を越へたらんには彼は猶ほ頼朝を苦しむるを得たりしならん。そは是時に當て大庭景親、股野景久を初め相模の所謂鎌倉黨鎌倉黨の名は源平盛衰記に據る。なる豪族は猶ほ平氏に忠志を存したるのみならず。武藏の豪族畠山、小山田の徒も猶ほ去就を明かにせざり

しを以て彼にして早く其境に臨めば猶ほ彼等を味方とすべき機會ありしが故なり。されど維盛と頼朝とは全く段違ひの碁手なりき。維盛が宜しく急ぐべくして急がざりし間に於て天下の形勢を見るに敏なる頼朝は早くも甲斐源氏をして北方より彼の進路を畏嚇せしめたり。彼が駿河の國府に達したる後四日（則ち十月十四日）を以て甲斐源氏は駿河の目代橋遠茂及び長田入道を鉢田河駿河に破れり。（東鑑）。此新勝の威に乗じたる甲斐源氏は直ちに進んで高橋河駿河に至り書を維盛に贈りて其怒を挑發せんとせり。（玉海）。頼朝が兵機を中心として洞察力に富めるは善く此事實に現はれたり。斯くて平氏は甲斐源氏の横合より襲ひかゝるを畏るゝが爲に富士川の右岸に數日を過ごし頼朝をして安々足柄を越ゆるを得せしめたり。是に於て乎維盛の遠征は全く無意義のものとなり了はりたり。そは彼にして頼朝の未だ勢力を得ざりしに先ちて足柄を越え、八州豪族の心を平氏に繋ぐに非れば此遠征は徒らに師を勞するものたるの外、何等の結果なきものなればなり。頼朝既に二十萬騎と稱せられし大兵を

擁して富士川の左岸に在り、此地方の案内者たる甲斐源氏の二萬騎は横より平氏の虚隙を窺へり。平氏の計空しく戰場に死するの外は唯退軍の一事ありしのみ。平氏の参謀たりし忠清は遂に退陣の策を進めたり。東國の士卒、既に悉く頼朝に屬せり、若し早く歸京を圖らすんば我等は或は源氏の黨の爲めに後路を斷たるゝとあらん歟。速に歸洛するに如かざるなりとは、彼の主張したる所なり。(東鑑)。維盛は猶ほ退陣を欲せざりき。されど彼は遂に忠清の説に克つべき理由を有せざりしを以て頼朝が賀島則ち富士川の左岸に達したる其夜を以て平氏は遽かに退陣したり。日は東鑑に據る。山槐記には十月十九日とし、平家物語、源平盛衰記には十月二十三日とす。退軍は維盛の意に非りしは玉海に據る。平氏が戦はずして走りたる態度の餘りに滑稽なりしかば東國の武士は彼等を以て富士沼に浮べる水禽の夜中に飛立ちたる羽音に驚きて逃走したるものなりとせり。(東鑑、源平盛衰記)。されど既に兵機を失したりし平氏の爲めには此外殆んど策なかりしなり。斯くて維盛は先づ勢多近江に着し、使を福原に遣はし戦はずして歸陣したる情を陳べたり。清盛何ぞ怒らざるを得ん。彼は曰へ

り。勅を奉じて師を出すものは進むことありて退くことなし。王師若し利あらざれば骨を戰場に暴らすも以て耻とするに足らず。追討の任を承け、及に血ぬらずして退くは前代未聞の事なり。汝等何の顔ありて再び京都に入らんとするや。宜しく跡を山林に晦ますべきなりと。維盛は此激怒に逢ふて殆んど爲す所を知らざりき。既にして彼は竊に京都に入り檢非違使藤原忠綱の家に入れり。(玉海)。斯くて頼朝追伐の遠征軍は何等の功なく十一月の初を以て京都に歸りしかば、一行の京都に還りしは玉海に十一月五日とし、山槐記に十一月三日とし、平家物語に十一月八日とし、源平盛衰記に十一月十五日とす。玉海、山槐記を以て事實に近しとすべき歟。清盛は一面には十一月七日を以て東海東山北陸三道に對し重ねて東國追討の宣旨を申下したると共に(參取玉海、百鍊鈔)。十一月二十三日俄に主上、上皇、法皇を擁して福原を立ち同二十六日天皇は藤原邦綱の五條洞院の第に御し、法皇は重盛の六波羅の故第に御し、上皇は頼盛の第に御し、明かに遷都の中止を示したり。故ふるきに泥なづめる人心は大に之を悦びたり。玉海、百鍊鈔を參取す。百鍊鈔に東國逆亂に依り忽ち議ありて都に歸る所なりとあり。遷都中止が東國兵亂に基きたることを見るべし。而も清盛は終に遷都中止を以

て満足する能はざりき。彼は舊都に歸りたる上は眼前の禍害たる園城寺と南都とを亡ぼすに非れば其平安の一日だも期すべからざるを知れり。當時京都は種々なる流言飛語に満ちたり。或は以仁王は未だ死なず、源仲綱等王を擁して甲斐に潜伏すと説くものさへありき。(玉海)。而して實際京都は殆んど平氏の敵を以て包圍せられたるの形なきに非りき。則ち近江源氏は十月の末、平軍が富士川より奔り歸りたる頃より謀叛の色を現はし、十一月の始には既に蜂起に及びたりしのみならず(歴代皇記)。熊野前別當湛増も亦平氏に親しかりし縁故を忘れたるもの、如く十月の初より兵を出して莊園を焼掠したりき。(百鍊鈔)。而して嘗て以仁王に與したるより以來平氏に敵意を挾めることの掩ふべからざる園城寺は竊に近江源氏に通じ、一旦平氏に與したる延曆寺僧も亦彼等に同意するものあり。南都も亦兵を擧げて平氏を討たんとするの景色を示したりき。(參取百鍊鈔。玉海)。彼等が其城郭に均しき寺院と多數の僧兵を擁して近畿に在るは恰も源氏の爲めに其堅固なる堡寨を給するが如きものな

りき。清盛たるもの何ぞ之を座視するを得んや。是に於て乎、彼は舊都に還ると共に直ちに東國征伐の計を決し十二月二日東國追討使として知盛以下の兵を發し行く謀叛の者を討たしめ、(百鍊鈔)。同月十日別に淡路守清房を遣りて園城寺を伐たしめたるに延曆寺の僧徒も亦山科邊に下りて平氏の軍と戦へり。延曆寺の僧兵が公然謀叛人に與して平氏と戦ひたるは是れを初めとす。同十日清房園城寺に達し、僧徒と戦ひ、火を寺院に放ちしを以て堂塔房舎、一字も残らず灰燼となれり。(百鍊鈔)。是さへあるに更に十二月二十五日を以て藏人頭平重衡を大和に遣り、兵數千を將ひて興福寺東大寺を討たしめ、(玉海、東鑑)、同二十五日兩寺の堂舎僧房一字も残らず焼拂ひ、(百鍊鈔)、梟首三十餘級に及べり。(玉海)。獨り延曆寺には猶ほ手を下すことなかりき。平氏は此の如くにして僧徒の膽を破り、久しく平安城の恐怖たりし南都北嶺を沈黙せしめたり。是れ實に獨り日本の政治史に於ける一大事件たるのみならず、又日本の思想史に於ける一大事件なりき。そは其佛神の威力と、恐るべき

呪咀祈禱の效驗とを以て如何なる英雄豪傑と雖も、敢て之に抗することを憚らしめたる迷信界の中心的勢力に向て敢て痛撃を加へたるものなればなり。是れ正に日本のルーテルたる法然上人が公然浄土宗の一門を開きたる承安五年（一一七五年）を去る五年の後なりき。（元亨釋書）。平氏の園城寺、南都の焼討は其期する所固より功を精神界に樹てんとしたるものに非りき。しかも數百年來の恐怖たりし南都北嶺の靈威に對し、何の憚る所なく敢て其寺を火き、其人を殺して悔ひざるに至つては其結果より之を見れば是亦人間の迷信に向つて挑戦したるものなりと云はざるべからず。他年頼朝の執政時代に於て寺院が頗る自ら其行爲を修飾し、武人と争ふことを好まず、従つて其俗權を滅じ新宗教の繁昌を促すに至りたるも其源實に此猛烈なる一撃に在りとせざるべからず。平氏は此點に於て日本思想史に寄與したる所少からずと謂ふべきものなり。然りと雖も政略として之を言へば是亦平氏の爲に祝すべきものに非りき。何となれば平氏は之が爲めに全く武士以外の一勢力たりし僧侶神人

の同情を失ひしのみならず、信仰を破壊し神明を汚瀆するものとして益す民心を失ひたればなり。之を要するに以仁王の一舉ありしより以來、平氏の運命は日に下り、今や全く狼狽を極め、清盛の英武を以てすと雖も、殆んど手を着くるの途なきに苦しむもの、如くなりき。

（六） 平清盛歿す。平氏の財政難。

然りと雖も清盛は其死に至るまで猶ほ英雄兒たるを失はざりき。彼は無遠慮に園城寺と南都とを焼打して近畿の野心と陰謀とを掃除せり。彼は斯る場合に於ても常に必ず進撃的態度を取り必ず謀反人を亡ぼさずんば已まずてふ強き意思を以て源氏に對せり。彼は維盛の歸りしと共に直ちに兵を東國に出だせり。彼は源氏が彼を責むるに不臣の名を以てするを防がんが爲めに去年より押籠奉りし後白河法皇を新院<sup>高倉上皇</sup>の御所に迎へ、御父子御同居あるべきやうに取計ひ進らせ、（玉海）、且復び近臣の出

入を禁せず。昔に依りて政治を聽き玉はんことを請ひ、美濃、讃岐を以て法皇の御分國となし進ませたり。是れ治承四年（一一八〇年）十二月上旬の事なりき。（玉海）。彼は又同じ頃、彼の怒に觸れて太宰權帥に貶されし前關白基房の召還を奏請せり。（玉海、山槐記）。尋で明くれば養和元年（一一八一年）正月十四日新院の崩じ玉ふに及んで彼は更に深く法皇を頼み奉らんと欲し、法皇の元の如く天下の萬機を聽き玉はんことを奏請し、（百鍊鈔）、且今年十八になりける第七女を進めて法皇の宮中に入らしめたり。（盛衰記）。彼は平治の亂に於て信賴義朝に勝ちたる同じ手段を此所にも繰返へしたり。我既に至尊の外祖たり、而して皇室を擁して天下の上游に居れり、源氏たとひ諸國に起るも宣旨、院宣の向ふ時人心自ら歸する所あり。我善く斯の如くにして京都を守り、決して讓歩せず、決して調和せざる強き意思を以て天下に臨まば源氏も遂に再び人心を失ふべしとは恐らくは彼が胸中の成竹なりしならん。されど彼は不幸にして其年養和元年の閏二月四日六十四の齡を以て歿したり。（百鍊鈔）。此多事

多艱の時に當りて家の中心たる老雄を失ふ。平氏の運亦窮すと謂つべし。彼は死に臨んで諸子に遺命し、凡そ我子孫たるものは必ず當さに骸を賴朝の前に曝すべし、決して彼と和すべからずと云へり。彼は又西海北陸二道の兵糧を轉漕して以て東國の源氏と戦はんと欲し、未だ施行するに及ばずして歿せり。（玉海）。彼は關東の兵士が將さに南海を経て入京せんとするを聞き兵を遣はして沿海の要地を守らしめたり。（東鑑）。彼は其死に至るまで武人らしく振舞ひたりき。彼にして若し猶ほ少しく其壽を延るぶを得ば平氏の運命も稍見るべきものありしならん。されど彼は死せり、而して彼に繼ぎて平氏の家督たりし宗盛は其人物識見に於て固より不肖の子と云ふべきものなりき。（源平盛衰記）。彼は其父が園城寺及び南都を火きて不人望となりしを知れるが故に清盛の歿後間もなく嘗て收公したる東大寺、興福寺の莊園を二寺に還附し、嘗て奪ひたる二寺僧綱の官を復し、尋て六月十五日に至りて宣旨を以て三十五國に課し興福寺の修造を命じたり。（玉海）。彼は又諸州の官軍利あらずして源

氏勝に乗せし報ありしとき、大外記明經博士藤原賴業に語りて、今の時勢を見るに威力を以て戡定し難し、神に禱り佛に報するに非れば則ち濟す能はず。大神宮の臨時祭を修すべき乎。將た阿育王の故事に従て八萬四千の寶塔を造るべき乎。籌畧の宜しき所、請ふ之を指畫せよといへり。(玉海)。夫れ清盛は寺を燒きしを以て罪を輿論に得たるものなり。迷信強き時人は清盛の死に關して種々の臆説を傳へ、其身の熱して火の如くなりしは東大寺、興福寺を燒きし現報現世に於て見るなり。さればこそ其葬禮の日には東方に三十人許りにて今様亂舞する聲ありて叡勝光院中より發したりなど、云はやしたるなり。(百鍊鈔)。今や宗盛の世に至りて連りに南都の機嫌を取り、其父の放火したる二寺の修造に従事す。是豈僧徒を驕らし世人の迷信に口實を與へ、併せて平氏の威信を失はしむるものに非ずや。且當時平氏の患は實に財力の窮乏に在り。何の世に於ても得意の境界に在るものは却て其驕奢の爲めに財力の窮乏を來たすを常とす。是時に方りて平氏が使者を伊勢の神三郡(大神宮鎮座の地

なり)に入れ兵糧米を充課し、民烟を追捕し、世人をして天照大神鎮座以後千百餘歳未だ嘗て此の如き例あらずと言はしめしが如き、(東鑑)、平貞能の鎮西に下るや使者を派して莊園、社寺に遣り誅求峻急なりしが爲めに大に九州の人望を失ひしが如き、(參取東鑑、平家物語)、諸國の人民が凶年と兵糧の賦課とに苦みしが如き其に其財力の既に窮したるを見るべきなり。(玉海)。かゝる時に於て僧徒に佞せんが爲めに諸國に課して二寺を修造し益す以て財力を疲弊せしめたるのみならず、更に大神宮の臨時祭を修し、若しは寶塔を作りて以て兵亂を靜むべしと云ふ。彼が全然政治の分曉なき一個の貴公子に過ぎざりしこと益す以て明白ならずや。平氏は是に於てか其中心たるべき人物を失へり。其政策は一定の畧なきものとなれり。其遂に滅亡したること亦宜ならずや。

(七) 賴朝關東を平定す。

賴朝は治承四年(一一八〇年)十月二十日の夜平軍が戦はずして富士川の右岸より京

都に引返せしを見るや、直ちに兵を還へし、同二十三日相模の國府に入り。同二十  
 五日松田の亭に入り、尋で鎌倉に歸るや其席未だ暖かならざるに同二十七日佐竹氏  
 を討たんが爲めに常陸に向て出發せり。(東鑑)。關東に於て賴朝に對し獨立の意氣  
 を示し上野國寺尾城に據りたりし新田義重は賴朝が居を鎌倉に奠め東國の武士悉く  
 之に歸するの勢あるを見、遂に節を屈して至り、義重の子山名義範及び同族足利義兼は始  
 より賴朝に歸服したりしもの如し。下  
 野の足利俊綱も亦降を請ひしを以て賴朝は獨り佐竹氏を患とし、急に討て其勢力を  
 破壊せんと欲したりしなり。足利俊綱の降を請ひしことは諸書明文なし。著者東鑑の  
 記事に依りて俊綱一旦賴朝に降りしものなりと假定す。斯くて賴  
 朝は鎌倉を發したりしより八日にして常陸の國府に達し、同日上總介廣常をして佐  
 竹義政秀義の  
 叔父を誘殺せしめ、同五日佐竹藏人秀義の  
 伯父を案内者として佐竹秀義の金砂城  
 を攻めて之れを抜き秀義をして身を深山の間に潜めて陸奥の花園城に奔らしめ、兵  
 を用ふる僅に一日にしてさしにも英雄を誇りたる佐竹氏の兵力を破壊し了りたり。  
 志田三郎先生義廣も此の勢を見て賴朝に敵するの不可なるを察し源行家と相伴ふて

常陸國府に至り、賴朝に謁したり。斯くて賴朝は其沒收したる秀義の領所を以て軍  
 士の勳功を賞し、同十七日を以て鎌倉に還れり。師を出したるより凱旋に至るまで  
 僅に二旬に過ぎず、彼の事を爲す眞に敏捷を極むと謂つべし。(東鑑)。

(八) 賴朝の府を鎌倉に開きし所以。

賴朝が親ら平氏と對陣したるは僅に富士川の一役ありしのみ。爾りしより以來、彼  
 は未だ嘗て足を擧げて西に向はず、常に鎌倉に居て一門家人を指揮したり。彼は何  
 故に其祖先の爲したる如く京都に行きて武人の棟梁たるを計らずして府を鎌倉に開  
 き、田舎住を甘んじたりしや。彼が其事業の舞臺を擇ぶに京都を取らずして却て始  
 終關東に居りし理由は如何。或は言ふものあらん。是れ奥州に亘理氏ありて其背後  
 を牽制したるが爲めに亘理氏を亡ぼすまでは關東を去ることを欲せざりしなりと。  
 是れ勿論賴朝が鎌倉を去る能はざりし一理由なりしなるべし。されど賴朝をして始

終鎌倉に居らしめたる大なる理由に至りては猶ほ他に存す。他なし。源氏の歴史と關東の地勢是なり。當時の關東は其兵力に於て眞に天下に雄たるに足るものなりき。關東は其地域の廣大なりしが爲めに人口の比較的稀薄なりしに關せず、其土豪の兵力は他に比類すべからざる程大なるものなりき。平家物語に曰く關東にて大名と云ふ程のものは五百騎よりして劣りて持つものは無しと。其馬多かりしを以て人々皆騎戦に長じ所謂武藏、相模の若殿原は敵と馬上に押し並びて組むことを以て其長技として誇りつゝありき。(異本保元物語)。關東武士の娛樂として耽る所は鹿がり、狐がりして朝夕を山林に馳暮らすことにして都に行はるる如き風流奢侈の生活を爲さざれば其身體は頗る健康なりき。(源平盛衰記)。彼等は馬上の達者たり強弓の射手たるを以て自ら誇り、文學に短かくして私闘に雄なりき。

平家物語に齋藤實盛平家の陣中に於て關東武士の強弓なりしことを語り、實盛は僅に十五束をこそ仕候へ、實盛程射候ものは八箇國にはいくらか候ふ。大矢と申す

定のもの、十五束に劣りて引くは候はず。弓の強さもした、かなるものは五六人して張り候。かやうの精兵が射候へば鎧の二三領は容易うかけず射透し候とあり。平家物語に源義平の述懐を述べて義平生年十五歳。武藏大藏の軍の大將として伯父帶刀先生義賢を討しより以來、度々の合戦に一度も不覺の名を取らずとあり。愚管鈔には東國武士は夫までも弓箭にたづさはるとあり。保元物語に相模の住人鎌田政清の述懐を記し政清坂東にて多くの軍に逢ふとあり。東人の弓馬に長じ私闘を事としたるの状見るべし。而して承久の亂に京都に攻上りたる坂東武者の中、院宣を読み得るもの多からず。武藏國の住人藤田四郎は文博士の者なりとて特に選び出されて院宣を読みしこと、東鑑に出づ。坂東武者の文學に短かりしことも亦察すべきなり。

是れ其兵力を以て之を言へば眞に天下に敵なきものなり。されど坂東は其地勢上一の大きな缺典を有す。他なし。交通の不便是なり。當時と雖も固より伊豆の流人を



伊勢國阿濃津より船にて下し、遠江灘を過ぎたることなきに非ず。(平家物語)。伊豆の大島には商人船の往來するものありしと雖も、(保元物語)、概して言へば東國の航海は之を西國に比すれば固より言ふに足らざるものなりき。坂東武者は馬の上にてこそ、口はき、候へども船軍をば何條修練し候べき、譬へば魚の木に上りたるにこそ候はんすらめ」とは當時西國武士が東國武士の弱點を批評したる眞實の告白なりき。(平家物語)。此の如くにして東國は獨り海路の此の如く不便なりしのみならず。陸路も亦大山、巨川多くして輸送の難儀を感ずること少からざりき。されば保元平治の亂の經驗に依るも伊賀、伊勢及び西國を根據とする平氏は常に優勢なる兵力を京都に出すを得、源氏は却て之に如かざりしもの、如し。第八章を參考せよ。是故に源氏は京都に在りて事あるに逢ふ毎に、常に關東の兵力の徒らに遠海、近火を救はざるの類なるを歎せざるを得ざりき。則ち保元の亂に於て源爲義が皇輿を關東に奉じ、足柄、箱根の險を扼し部下の兵を八州に集めて兩帝御位争の擧を壯にせんと欲して遂げざ

りしが如き、(保元物語、愚管鈔)。義朝が平治の戰に破れ關東に走りて再擧を計らんとし、途中にて長田忠致の殺す所となりしが如き、(平治物語)、是れ皆源氏が關東に在れば則ち強く、關東を出づれば則ち弱く、關東を出で、京都に居りし源氏は恰も水を離れたる魚の如くなりしを證するものなり。賴朝の聰明なる蓋し善く此事實を見たるならん。彼は祖先の成功せざりし所以は實に此に在りしを知れり。是に於て乎、彼は祖先が關東の勢力を負ひて京都に在りしに反し、關東に居て遙かに京都を制せんとせり。是れ猶ほ秦が關中に居て以て東諸侯に臨みしが如きのみ。且夫れ京都は地勢狹隘にして大軍を養ふ能はず、若し大軍を率ゐて之に入れば直ちに馬は草に窮し、人は糧に窮せざるを得ず。源義仲が大兵を率ゐて京都に入りし後の状態は善く之を證す。地勢亦四面に敵を受け易く糧食の運輸も往々其途を絶たれ易し。是固より兵威を以て天下を治めんとするもの、居るべき所に非るなり。清盛は善く之を知りき。故に彼は平氏の根據地を京都に置かずして福原に置けり。是れ猶ほ秀吉が大坂に城きて以て海内を制せんとし

たるが如きのみ。英雄の見る所古今東西符節を合するが如し。頼朝が鎌倉を擇びて始終之に居りしは清盛の福原に居りしが如く、秀吉の大坂に居りしが如く、家康の江戸に居りしが如く、其勢力を集中するに易く、其敵人の侵犯を防ぐに易く、座して以て海内を制するに足るべき地を擇びたるに過ぎざりしのみ。加之當時の朝政、既に無用にして意義なき先例、典故の制する所と爲り、京都貴族の氣習、遂は復た内より新生氣を恢復すべきの望なし。故に再び天下の治安を恢復し、秩序ある世界を作らんとせば唯だ局外に居て局内を制するに在るのみ。思ふに頼朝が其一身より言へば華洛の風俗を愛し、京人を友とするを好みに關らず、終身鎌倉殿と稱せらるるを以て自ら甘んじ其政治の座を京都に移すを欲せざりしものは此等の理由ありしが爲めならん歟。されば頼朝は佐竹氏を殺したる後も専ら關東の保有を確實ならしむることに注意したり。尋で翌年則ち養和元年（一一八一年）閏二月常陸に在りし頼朝の叔父志太三郎先生義廣が常陸の豪族關次郎政光小山政朝の從兄弟なり。下野の豪族足利忠

綱等と協謀し常陸の諸豪を誘ひ頼朝を計らんと欲したりしも、下野の小山氏、宇都宮氏、下總の下河邊氏、常陸の小栗氏等を始め附近の豪族多くは義廣に與せずして頼朝の爲めに戦ひ、殊に下河邊行平、小山朝政は頼朝の豫期したるが如く最も善く義廣等を防禦したるを以て、義廣大に敗れ、身を脱し信濃に奔りて義仲に投じ、忠綱は山林に隠れ、頼朝の關東に於ける勢力は倍す動かす可らざるものとなり忠綱は上野國山上郷龍奥に籠りしが郎等桐生六郎の諫に従ひ山陰道を経、西海道に赴きて終る所を詳にせず。同九月十日忠綱の父俊綱を亡ぼせしより、上野の一部を除くの外は八州の沃野悉く鎌倉の節度を奉するに至れり。（東鑑）。

治承四年（一一八〇年）十月頼朝居を鎌倉に奠め鶴岡八幡宮を小林郷に遷し、尋て新館を大藏郷に造り、同十二月徙りて之に居り。翌養和元年（一一八一年）更に鶴岡若宮を造る。（東鑑）。

是時に方りて諸國の豪族起て平氏に背くもの頗る多く、平氏は殆んど四面に敵を受くるの形ありき。則ち

(一) 近江源氏。

近江の山本義經、柏木義兼等は延暦寺園城寺の僧徒と通謀し平氏を亡ぼさんと計りしを以て治承四年(一一八〇年)十二月一日伊賀國の平氏平田冠者家次之と戦ひ互に勝敗あり。(百鍊鈔)。平氏は此時東國諸源蜂起の報を得て左衛門尉平知盛をして近江より、右近衛權少將平資盛をして伊賀より、伊勢守平清綱をして伊勢より進み東國の源氏を伐たしむ。此月上旬山本、柏木等は知盛と戦て大敗し、平氏の爲に斬首せらるゝもの二百餘人生獲せらるゝもの四十餘人に及ぶ。(玉海)。但し此時平氏の東國に派遣したる將の名は異説多し。或は知盛、資盛、清

(九) 諸國の反平氏運動。

經となし、(長門本平家物語)、或は清經、資盛、通盛、經正、忠度とす。(明月記)。而して知盛の山本、柏木等を破りし日も或は十二月朔とし、(東鑑)、或は其四日とし、(長門本平家物語)、或は其十二日とし、(京都本平家物語)、或は其十三日とす。(玉海、源平盛衰記)。

(二) 美濃。

平軍は近江源氏を撃破し、遠征の間に年を暮らし、明くれば養和元年(一一八一年)正月二十日美濃國に於て更に近江、美濃の源氏と戦ひ、再び大に之を破れり。(百鍊鈔)。

(三) 熊野。

熊野は行家、久しく新宮に居り、其僧侶と交ありしを以て、行家が以仁王の令旨を奉じて東國に赴しとき新宮僧徒、行家と約して兵を擧げんとするものあり。事漸く漏る。本宮別當湛増平氏と善きを以て兵三千を率ゐて新宮を攻め却て其

敗る所となる。源平盛衰記に依る。湛増の名は本書には大江法眼に作る。平家物語等に依りて之を改む。是れ頼政舉兵前の事なり。既にして頼朝關東に起り、天下漸く騒然たるに及んで湛増却て平氏に反し諸所の莊園を抄掠す。平氏宣旨を請ひ當住の別當此時湛増前別當たりに命じて湛増を追討せしむ。(百鍊鈔)。湛増の兵威愈熾にして毫も屈する色なく當住の別當も亦湛増と相合し養和元年(一一八一年)九月に至りては鹿春山を塞ぎ、遙に頼朝に應ず。是に於て其二十八日平氏は先づ頼盛を遣はして之を伐ち、十月十六日に至りて更に加賀守爲盛を遣はして其鎮定を計らしめたり。(參取玉海、百鍊鈔)。

#### (四)大和。河内。

河内國石川郡を知行する源氏に武藏權守入道義基と稱するものあり。(平家物語)。養和元年(一一八一年)の春、石川城に據りて遙に頼朝に應ず。是に於て平氏は其年二月七日源季貞等を遣りて之を討たしめ。(平家物語)。同九日義基の首を京師に傳へ、義基の弟、義資、義廣等を虜にして左獄に下す。(玉海)。間も

なく大和國吉野の僧徒等騒起す。以仁王の子と稱するものあり。僧徒の中に居れり。平氏、院宣を請ひ、奈良僧徒をして之を索捕せしむ。(玉海)。

#### (五)四國。

伊豫の豪族河野通清其子四郎通信は多數の兵船を養ひ瀬戸内海に於ける有力なる一個の海權なり。(參取平家物語、豫章記)。頼朝兵を起すに及んで遙に之に應じ、平氏の兵と戦つて數ば之を破る。尋て平氏の兵と同國溫泉郡に戦つて破られ、(豫章記)。退ひて高直城を保つ。平氏の黨、備後の豪族額入道西寂も亦兵船を有し、内海の一海權たること河野氏と均し、平氏の爲めに來つて通清父子を高直城に攻む。城陥り、道清敗死し、通信は安藝に奔り舅沼田太郎に依る。沼田も亦兵船を有し瀬戸内海の一海權たるものなり。通信則ち沼田の兵船を借り、備後に赴き養和元年(一一八一年)二月中旬西寂を海上に襲ふて之を殺し、伊豫に還る。國人來り就くもの多し。(參取平家物語、源平盛衰記、豫章記)。